

平成 27 年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

## 目 次

### 1. 法令等

- (1) 国連の「窓ガラスに係る協定規則」、「かじ取装置に係る協定規則」等を国内基準に導入し、関係省令・告示等を改正します。  
(平成 26 年 6 月 10 日 国土交通省) ..... 1
- (2) 「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について  
(平成 26 年 10 月 9 日 国土交通省) ..... 7
- (3) 自動車登録規則等の一部を改正する省令について  
＜ご当地ナンバー（第 2 弾）導入関係＞  
(平成 26 年 10 月 17 日 国土交通省) ..... 11
- (4) 離島における自動車の車検を受けられる期間の延長について  
(平成 26 年 11 月 28 日 国土交通省) ..... 13
- (5) 指定自動車整備事業規則及び総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部を改正する省令  
(平成 27 年 1 月 9 日 国土交通省) ..... 15
- (6) 二輪自動車への ABS（アンチロックブレーキシステム）の装備義務付け等に係る関係法令の改正について  
(平成 27 年 1 月 21 日 国土交通省) ..... 17
- (7) 「道路運送車両法施行規則」及び「自動車整備士技能検定規則」の一部改正について（※自動車分解整備事業者等が備える認証機器の見直し）  
(平成 27 年 3 月 19 日 国土交通省) ..... 25
- (8) 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（※回送運行許可）  
(平成 27 年 3 月 30 日 国土交通省) ..... 31
- (9) 車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する関係省令等の整備について  
(平成 27 年 3 月 31 日 国土交通省) ..... 33

### 2. 通達等

- (1) 大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止の再徹底について  
(平成 26 年 4 月 25 日 国自整第 21 号) ..... 40
- (2) 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について  
(平成 26 年 6 月 10 日 国自技第 32 号の 2) ..... 41
- (3) 無車検及び無保険車対策への協力依頼について  
(平成 26 年 7 月 15 日 国官参自保第 277 号 国自整第 74 号) ..... 51

(4) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について （平成 26 年 7 月 18 日 国自整第 76 号の 3）	55
(5) 「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について （平成 26 年 7 月 28 日 国自整第 77 号の 2）	59
(6) 自動車整備作業中の事故防止について （平成 26 年 8 月 5 日 国自整第 148 号）	79
(7) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について （平成 26 年 8 月 11 日 国自整第 157 号の 2 国官参自保第 363 号の 2）	80
(8) 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について （平成 26 年 10 月 9 日 国自技第 78 号の 2）	83
(9) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について （平成 26 年 10 月 31 日 国自技第 110 号の 3）	87
(10) 「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について （平成 26 年 11 月 11 日 国自情第 147 号の 2）	92
(11) 「封印取付け委託要領」の一部改正について （平成 26 年 11 月 14 日 国自情第 154 号の 2）	95
(12) 事業用自動車の緊急点検の実施について （平成 26 年 11 月 21 日 国自整第 225 号の 5）	105
(13) 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について （平成 26 年 12 月 9 日 国自整第 243 号の 2）	110
(14) 「ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 41 条、第 119 条及び第 197 条の適用について（平成 15 年 10 月 28 日付国自環第 149 号）」の一部改正について （平成 27 年 1 月 8 日 国自環第 176 号の 3）	113
(15) ジメチルエーテルを燃料とする自動車の排出ガス測定方法について （平成 27 年 1 月 8 日 国自環第 177 号の 3）	116
(16) 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について （平成 27 年 1 月 22 日 国自技第 156 号の 2）	120
(17) 「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について （平成 27 年 1 月 28 日 国自情第 186 号の 3 国自整第 301 号の 3）	124
(18) 「自動車のかじ取り車輪の横すべり量の取扱いについて」の一部改正について	

て

(平成 27 年 2 月 20 日 国自審第 1687 の 5 国自整第 323 号の 5) ……………	130
<b>(19) 「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」の一部改正について</b> (平成 27 年 3 月 25 日 国自環第 226 号の 3) ……………	133
<b>(20) 「自動車検査業務等実施要領について (依命通達)」の一部改正について</b> (平成 27 年 3 月 31 日 国自技第 195 号の 3 国自整第 349 号の 3) ……………	136
<b>(21) 「基準緩和自動車の認定要領について (依命通達)」の一部改正について</b> (平成 27 年 3 月 31 日 国自技第 197 号の 3) ……………	153
<b>(22) 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱いについて</b> (平成 27 年 3 月 31 日 国自技第 199 号の 3) ……………	174
<b>(23) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣 が定める自動車について (依命通達)」等の一部改正について</b> (平成 27 年 3 月 31 日 国自技第 200 号の 2) ……………	176
<b>(24) 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合 の取扱いについて (依命通達)</b> (平成 27 年 3 月 31 日 国自技第 201 号の 3 国自整第 350 号の 3) ……………	180
<b>(25) 「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について」 の一部改正について</b> (平成 27 年 3 月 31 日 国自技第 202 号の 3 国自環第 231 号の 3) ……………	184
<b>(26) 整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱いについ て</b> (平成 27 年 6 月 5 日 国自整第 54 号の 2) ……………	188

### 3. その他

<b>(1) ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう</b> (平成 26 年 7 月 25 日 国土交通省) ……………	193
<b>(2) スタッドレスタイヤは 4 輪全てに装着して下さい！！</b> (平成 27 年 2 月 4 日 国土交通省) ……………	199

# 1. 法令等

- (1) 国連の「窓ガラスに係る協定規則」、「かじ取装置に係る協定規則」等を国内基準に導入し、関係省令・告示等を改正します。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 26 年 6 月 10 日

自 動 車 局

**国連の「窓ガラスに係る協定規則」、「かじ取装置に係る協定規則」等を国内基準に導入し、関係省令・告示等を改正します。**

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連の「窓ガラスに係る協定規則(第43号)」、「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則(第60号)」、「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則(第64号)」及び「かじ取装置に係る協定規則(第79号)」を国内基準に導入することとしました。

このため、「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」、「装置型式指定規則(平成10年運輸省令第66号)」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)」等を改正し、公布・施行しますのでお知らせします。

(改正の詳細は別紙参照)

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

## 1. 背景

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところであり、今般、新たに「窓ガラスに係る協定規則（第43号）」、「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第60号）」、「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第64号）」及び「かじ取装置に係る協定規則（第79号）」を採用することといたしました。

これを受けて、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等の一部を改正することとします。

これらの改正により、車両安全対策が強化されるとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることに伴う効率的な車両安全対策の推進が期待されます。

## 2. 改正概要

### （1）保安基準等の改正

- ① 窓ガラス（保安基準第29条、細目告示第39条、第117条、第195条関係）  
「窓ガラスに係る協定規則（第43号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

#### 【改正概要】

- 自動車の窓ガラスについて、安全ガラス<sup>\*1</sup>の装備を義務づける自動車の適用範囲及び安全ガラスとするべき窓ガラスを次のとおり改正します。

現 行	改 正 後
全ての窓ガラス（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあっては、前面ガラスのみ）は、安全ガラスでなければならない。	全ての窓ガラス（最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）は、安全ガラスでなければならない。

- 自動車の前面ガラスについて、合わせガラス<sup>\*2</sup>の装備を義務づける自動車の適用範囲を次のとおり改正します。

現 行	改 正 後
合わせガラスを装備すること。（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）	合わせガラスを装備すること。（最高速度四十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）

く。)

※1 安全ガラスとは、衝突等により損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が負傷するおそれの少ないガラスをいう。

※2 合わせガラスとは、安全ガラスのうち、損傷した場合において運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないガラスをいう。



【適用時期】

新型車 : 平成 29 年 7 月 1 日

継続生産車 : 平成 31 年 7 月 1 日

② 操縦装置（細目告示第 12 条、第 90 条、第 168 条関係）

「二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第 60 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）

【改正概要】

- 現在、二輪自動車に備える操縦装置の識別表示については、JIS D0032 又は ISO 2575 に掲げられた識別記号を表示の例としてしているところですが、今後、協定規則第 60 号に合わせた識別表示を行うよう義務付けることとします。また、同協定に定める操縦装置の配置及び識別等の要件を導入します。

(参考) 識別表示等の例

方向指示器



警音器



【適用時期】

平成 29 年 7 月 1 日以降に製作される自動車

③ 応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置（細目告示第 11 条、第 89 条、第 167

## 条関係)

「応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則（第 64 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

### 【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のもの

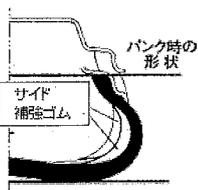
### 【改正概要】

- 上記適用範囲の自動車に応急用予備走行装置（応急用スペアタイヤ、ランフラットタイヤ等）又はタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧を監視し、必要な場合に警報する装置）を備える場合に適合しなければならない要件を定めます。
- 応急用予備走行装置については、制動性能、タイヤの負荷能力、設計速度、表面の色等の要件を規定します。
- タイヤ空気圧監視装置については、タイヤの低空気圧の検出、装置の異常の検出、警報の表示等の要件を規定します。

※ ランフラットタイヤとは、低空気圧状態でも基本的な走行性能が得られるようタイヤの側面を補強するなどの対策が施されたタイヤをいう。



応急用予備タイヤ



ランフラットタイヤ



タイヤ空気圧監視装置

### 【適用時期】

平成 30 年 2 月 1 日以降に製作される自動車

## ④ かじ取装置（細目告示第 13 条、第 91 条、第 169 条関係）

「かじ取装置に係る協定規則（第 79 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

### 【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）

### 【改正概要】

- 上記適用範囲の自動車のかじ取装置は、以下の要件に適合するものでなければならないこととします。
  - 定められた速度で、かじ取装置に異常な振動がなく、半径 50m のカーブを通過できること。
  - 定められた走行試験により、かじ取装置の操作に要する力を測定した際に一定の操作力以下であること。この際、正常な状態及び欠陥を生じた状態のそれぞれにおいて、求められる要件を満たす必要があります。
  - 高度な運転支援を行うかじ取装置の制御装置については、その機能に応じて、連続的な制御により駐車支援等を行う自動命令型と、断続的な制御に

より車線維持支援等を行う補正型に分類するとともに、かじ取装置の基本性能にいかなる悪影響も及ぼさないこと、常に運転者の意図的な操作が優先されること、自動命令型の制御装置にあつては10km/hの速度制限等の要件を規定します。

- その他、かじ取装置に係る定性的な要件、警告信号等についての技術的な要件。

### 【適用時期】

(上段：新型車、下段：継続生産車)

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車 (被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人未満のもの	-	平成28年7月1日 平成30年7月1日
専ら乗用の用に供する自動車 (被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員10人以上のもの	5t以下	平成28年7月1日 平成30年7月1日
	5t超	平成29年7月1日 平成31年7月1日
貨物の運送の用に供する自動車 (被牽引自動車を除く。)	12t以下	平成28年7月1日 平成30年7月1日
	12t超	平成29年7月1日 平成31年7月1日
被牽引自動車	-	平成29年7月1日 平成31年7月1日

### ⑤ その他

- 年少者用補助乗車装置(細目告示第32条、第110条、第188条関係)に関し、協定規則第129号の改正に伴い、幼児の誤操作によりチャイルドシートへの拘束が解除されることを防止するため、幼児を拘束するベルトの解除力を定めます。
- 安定性(細目告示第8条、第86条、第164条関係)に関する基準のうち転覆角度の要件について、空車状態の転覆角度が35°以上と規定していましたが、積車状態の重心の高さが空車状態の重心の高さ以下の自動車にあつては、空車状態の転覆角度が30°以上であればよいこととします。
- その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## (2) 装置型式指定規則の改正

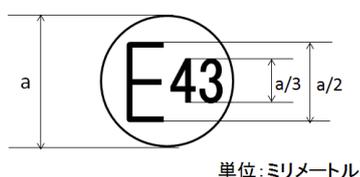
応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則、二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則、かじ取装置に係る協定規則及び窓ガラスに係る協定規則の採用に伴い、相互承認(外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと)の対象となる特定装置を追加等するため、第2条(特定装置の種類)、第5条(指定を受けたものとみなす特定装置)等の改正を行うこととします。また、誤記訂正、項目の整理等に伴う所要の改正を行います。

### 【改正概要】

- 第2条(特定装置の種類) 関係

「応急用予備走行装置」、「タイヤ空気圧監視装置」、「二輪自動車の操作装置」、「かじ取装置」、「窓ガラス」を追加します。

- 第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
  - ・「応急用予備走行装置」及び「タイヤ空気圧監視装置」は応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、「二輪自動車の操作装置」は二輪自動車の操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則に基づき認定されたものについて、「かじ取装置」はかじ取装置に係る協定規則に基づき認定されたものについて、また、「窓ガラス」は窓ガラスに係る協定規則に基づき認定されたものについてそれぞれ型式指定を受けたものとみなすこととします。
  - ・「前照灯」等一部の装置について、協定規則と整合を取るため、経過措置について所要の変更を行います。
- 第6条（特別な表示）関係
  - ・第3号様式に定める表示方式について、「応急用予備走行装置」、「タイヤ空気圧監視装置」、「二輪自動車の操作装置」、「かじ取装置」、「窓ガラス」は  $a \geq 8$  とします。



### 3. 公布・施行日

公布：平成26年6月10日

施行：公布の日

※ECE規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_nov13.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov13.html)

(2) 「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 26 年 10 月 9 日

自 動 車 局

「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

自動車の安全性の向上及び国際的な基準調和の観点から、今般、国連の「方向指示器に係る協定規則（第6号）」、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」、「電波障害防止装置に係る協定規則（第10号）」、「停止表示器材に係る協定規則（第27号）」等に関し、相互認証協定に定める規則改定手続きを経て、国内基準に導入することとしました。

このため、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」等を改正し、公布・施行しますので、お知らせします。

（改正の詳細は別紙参照）

## 自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

### 1. 背景

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、我が国は平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、我が国が採用している「方向指示器に係る協定規則（第6号）」、「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」、「電波障害防止装置に係る協定規則（第10号）」、「停止表示器材に係る協定規則（第27号）」等の改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第162回会合において採択されており、今後、相互承認協定に定める規則改定手続きを経て、平成26年10月9日に当該改正案が発効される予定となっております。

これを受けて、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」（以下、「細目告示」という。）等の一部を改正することとします。

これらの改正により、車両安全対策が強化されるとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることに伴う効率的な車両安全対策の推進が期待されます。

### 2. 改正概要

#### （1）装置型式指定規則の改正

電波障害防止装置に係る協定規則、停止表示器材に係る協定規則の改訂に伴い、第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行うこととします。

##### 【改正概要】

- 第5条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
  - ・「電波障害防止装置」及び「停止表示器材」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。

#### （2）細目告示の改正

##### ① 方向指示器（別添73関係）

「方向指示器に係る協定規則（第6号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

##### 【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送に供する自動車及び被牽引自動車に備える方向指示器（種別1、1a、1b、2a又は2bに限る。）に適用します。

##### 【改正概要】

- 自動車の前部又は後部に備える方向指示器（種別1、1a、1b、2a又は2bに限る。）について、一定の要件を満たすものに限り、連鎖式点灯\*（シーケンシ

ャル点灯)により点滅することができることとします。

※連鎖式点灯とは、灯火の個々の光源が予め決められた順序で点灯するように配線された接続により点灯することを指す。

**【適用時期】**

施行日より適用します。

② 車幅灯、制動灯（細目告示第 134 条、第 212 条、別添 58、別添 70 関係）

「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第 7 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

○ 自動車に備える車幅灯及び制動灯に適用します。（従前から変更なし。）

**【改正概要】**

○ 前部霧灯と兼用の車幅灯の最大光度値について、前照灯に組み込まれた車幅灯の最大光度値と同等であることを明確化します。

○ 後部上側端灯と兼用の制動灯について、双方が同時に点灯した時の光度は、後部上側端灯のみを点灯した時の光度に対し 5 倍以上であることとします。

**【適用時期】**

施行日より適用します。

③ 電波障害防止装置（細目告示第 21 条、第 99 条関係）

「電波障害防止装置に係る協定規則（第 10 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

○ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものに限る。）に備える電気装置に適用します。

**【改正概要】**

○ 電気自動車等の充電システムについて、ESA（車載用電気電子部品）から発生する電源ラインにおける高周波放射、電圧変化等のエミッションに関する試験手法の規定を追加します。

○ 電気自動車等の充電システムについて、電源ラインに沿って伝導するサージやバースト等に対する ESA のイミュニティに関する試験手法の規定を追加します。

**【適用時期】**

平成 29 年 10 月 9 日以降に新たに型式の指定を受ける自動車に適用します。

④ 停止表示器材（細目告示第 66 条、第 144 条、第 222 条、別添 77 関係）

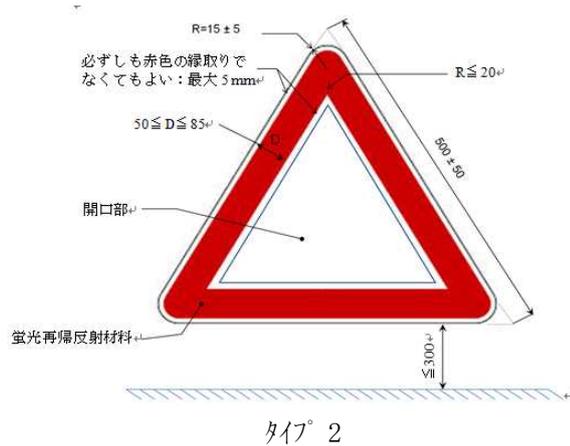
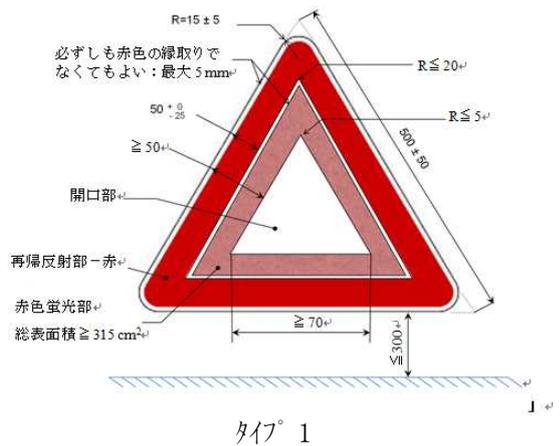
「停止表示器材に係る協定規則（第 27 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

○ 車中に常備し、昼間・夜間を問わず、停車中の車両があることを知らせるために、車道上に置く特定の停止表示器材に適用します。

**【改正概要】**

○ 従来の再帰性反射装置と蛍光材料からなる装置（タイプ 1）に加え、蛍光再帰性反射材料のみからなる装置（タイプ 2）を追加します。



- 蛍光再帰性反射材料のみからなる装置の追加に伴い、色度範囲の見直しを行うと共に、試験条件を染色の耐候性試験条件（ISO105-B02）からプラスチックの耐候性条件（ISO 4892-2）に変更します。

**【適用時期】**

施行日より適用します。

⑤ その他

- その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

**3. 公布・施行日**

公布：平成 26 年 10 月 9 日

施行：公布の日

※ECE 規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_mar14.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar14.html)

### (3) 自動車登録規則等の一部を改正する省令について ＜ご当地ナンバー（第2弾）導入関係＞

平成26年10月17日

自動車局自動車情報課

### 自動車登録規則等の一部を改正する省令について ＜ご当地ナンバー（第2弾）導入関係＞

#### 1. 背景及び目的

自動車登録番号標及び車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）には、自動車登録規則等の規定により、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）を表す文字により地域名を表示することとされており、その文字については、自動車登録規則の別表第一に定められています。

今般、地域振興や観光振興等の観点から、ナンバープレートの地域名表示に新たな地域名表示のナンバープレート（いわゆる「ご当地ナンバー」）を追加導入することを決定したことから、関係省令について所要の改正を行うこととします。

#### 2. 主な改正概要

##### (1) 自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）の一部改正

ナンバープレートに表示されることとなる自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表す文字として以下の地域名を追加します。

##### 【追加地域名】

盛岡、平泉、郡山、前橋、川口、越谷、世田谷、杉並、春日井、奄美

##### (2) 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和39年運輸省令第63号）の一部改正

本邦の自動車等が条約締結国内で運行する際に備付けが必要となる登録証書について、当該自動車等の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表す文字として以下の地域名を追加します。

##### 【追加地域名】

盛岡、平泉、郡山、前橋、川口、越谷、世田谷、杉並、春日井、奄美

#### 3. スケジュール（予定）

公 布 : 平成26年10月17日（金）

施 行 : 平成26年11月17日（月）

## ○導入決定地域：10地域

ご当地ナンバー地域名	交付する運輸支局等の名称	対象となる市区町村名
もりおか 盛岡	岩手運輸支局	もりおかし はちまんたいし たきざわし しわぐんしわちよう やはばちよう 盛岡市、八幡平市、滝沢市、紫波郡紫波町・矢巾町
ひらいずみ 平泉		いちのせきし おうしゅうし いさわぐんかねがさきちよう にしいわいぐんひらいずみちよう 一関市、奥州市、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町
こおりやま 郡山	福島運輸支局	こおりやまし 郡山市
まえばし 前橋	群馬運輸支局	まえばしし きたぐんまぐんよしおかまち 前橋市、北群馬郡吉岡町
かわぐち 川口	埼玉運輸支局	かわぐちし 川口市
こしがや 越谷	春日部自動車 検査登録事務所	こしがやし 越谷市
すぎなみ 杉並	練馬自動車 検査登録事務所	すぎなみく 杉並区
せたがや 世田谷	東京運輸支局	せたがやく 世田谷区
かすがい 春日井	小牧自動車 検査登録事務所	かすがいし 春日井市
あまみ 奄美	奄美自動車 検査登録事務所	あまみし おおしまぐんやまとそん うけんそん せとうちちよう たつごうちよう きかいちよう 奄美市、大島郡大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・ 徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町

## (4) 離島における自動車の車検を受けられる期間の延長について



平成 26 年 11 月 28 日

自 動 車 局

### 離島における自動車の車検を受けられる期間の延長について

道路運送車両法施行規則では、自動車の検査について、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査を受けられる期間を「一月」と定めています。

他方、離島の中には、島内に運輸支局や自動車検査登録事務所、保安基準適合証等を交付する指定自動車整備事業者が存在しない島もあり、そのような離島においては、継続検査を受けようとする自動車の使用者は、自動車をフェリーで島外に航送することを余儀なくされています。

このような場合には、フェリーの出港日時等の制約があるため、本土等における自動車の使用者に比べて、継続検査を受けるに当たってより長い期間を要することになります。

このため、本土等における自動車の使用者と離島における自動車の使用者の間の公平性を期すために、離島における自動車の使用者にあっては、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査を受けられる期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」から「二月前」とすることとするため、道路運送車両法施行規則等について、所要の改正を行いました。

この取扱いは、平成 26 年 9 月 5 日に発表した離島の車検に係る一連の負担軽減策のうちの一つであり、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

#### 【改正の概要】

##### (1) 道路運送車両法施行規則の一部改正

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査を受けられる期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」と規定しているところ、これを離島における自動車にあっては、「二月前」とします。

##### (2) 自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る契約期間の末日がその申込日から起算して、自動車検査証の有効期間に「一月」を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、離島における自動車にあっては、これを「二月」とします。

## 離島の車検に係る負担の軽減について

- 離島での車検は、本土等にフェリーで自動車を輸送するなど負担が大きく、従来より負担軽減を求める声が強かったため、今般、次のとおり負担軽減のための対策をとりまとめました。

### 対策1 ニーズに応じた出張検査の実施

実施場所や回数の増加、実施時期の調整等、島民のニーズを適切に踏まえ、出張検査の機会拡大を図ります。

### 対策2 車検を受けられる期間の延長

車検証の有効期間の満了前に、有効期間を失わずに車検を受けられる期間を現在の1ヶ月から2ヶ月に延長します。

### 対策3 災害特例の柔軟な適用

台風によりフェリーが長期間欠航する場合等に車検証の有効期間を延長します。延長は、欠航の状況等に応じ弾力的に行います。

### 対策4 相談窓口等の設置

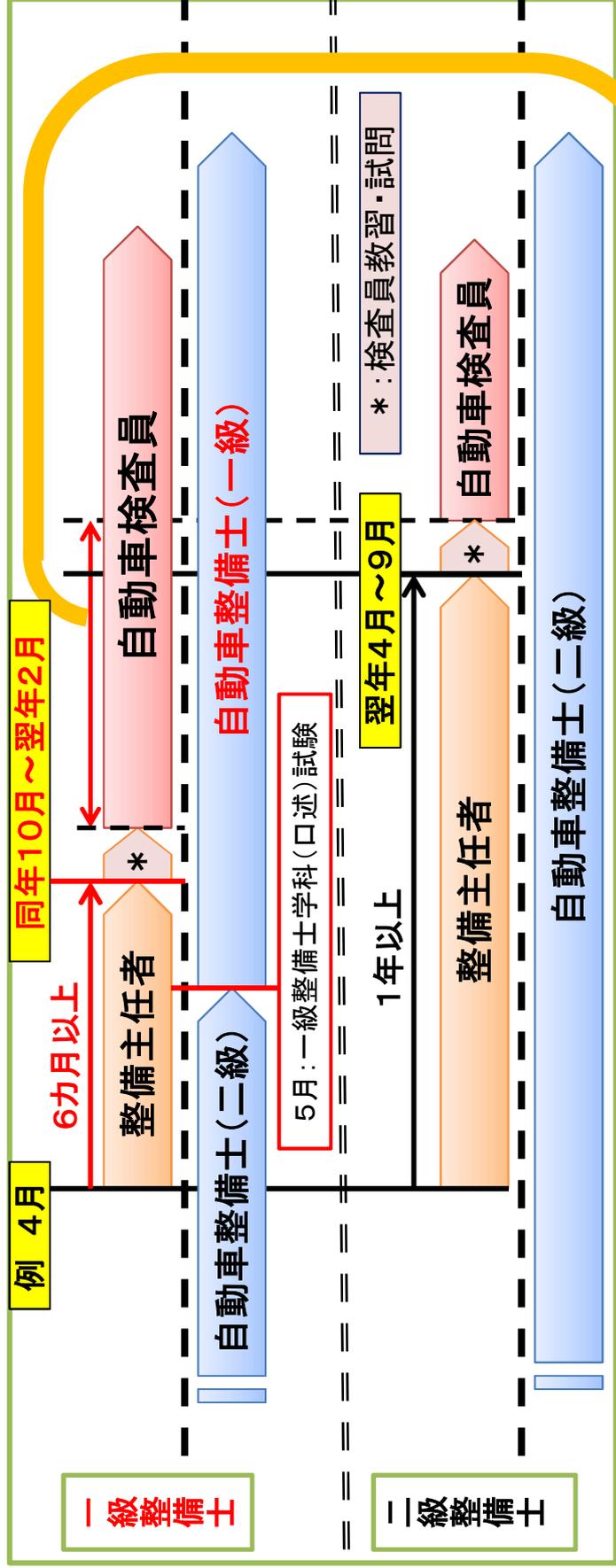
地方整備振興会において島民の方々向けの整備に関する相談窓口や、出張検査時の臨時相談所を設置します。

- これらの対策により、島民の方々の車検を受ける機会が拡大し、負担軽減が図られるものと考えています。
- これらの対策は、この秋から準備を整えて、速やかに実施します。なお、車検を受けられる期間の延長は、省令の改正等が必要なため、平成27年4月から実施する予定です。



## 一級自動車整備士に係る自動車検査員の要件緩和

○ 整備主任者の実務経験期間を一級合格前を含め6月以上に短縮したことにより、一種養成校卒業者については、一級自動車整備士となった年度内に自動車検査員として選任されることが可能となる(従来よりも6ヶ月前倒し)。



**○改正により検査員の選任を6カ月早めることができる。**

○早期に検査員になることのメリット

- ・指定整備工場で車検整備が行われた自動車の保安基準適合性の判断を行うという重責を担う自動車検査員としてモチベーションの向上。
- ・工場長、所長等の管理職へ早期のキャリアアップが期待できる。
- ・自動車検査員に対する手当を支給する事業所が多くある。

## (6) 二輪自動車への ABS（アンチロックブレーキシステム）の装備義務付け等に係る関係法令の改正について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 27 年 1 月 21 日

自 動 車 局

### 二輪自動車への ABS（アンチロックブレーキシステム）の装備義務付け等に係る 関係法令の改正について

自動車局では、交通事故死者数の削減のため、安全基準等の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）の開発・実用化・普及の促進等により、車両の安全対策を推進しています。

今般、更なる交通事故死者数の削減に向け、「道路運送車両の保安基準」等の省令等を改正し、

- (1) 二輪車への先進制動システム（アンチロックブレーキシステム（ABS）／コンバインドブレーキシステム（CBS））の装備義務付け（新型車：平成30年10月1日以降、継続生産車：平成33年10月1日以降）
- (2) バス・トラックへの車線逸脱警報装置（LDWS）の装備義務付け（新型車：平成29年11月1日以降順次、継続生産車：平成31年11月1日以降順次）

を行います。

また、自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、

- (3) 国連の「内部突起に係る協定規則（第21号）」の国内基準への導入（新型車：平成30年1月22日以降、継続生産車：平成32年1月22日以降）

を行います。

本省令等の改正は、明日公布・施行いたします。

（改正の詳細は別紙参照）

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

## 1. 背景

自動車局では、交通事故死者数の削減のため、安全基準等の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）の開発・実用化・普及の促進等により、車両の安全対策を推進しています。

今般、更なる交通事故死者数の削減に向け、二輪車に先進制動システム（アンチロックブレーキシステム（ABS）／コンバインドブレーキシステム（CBS））の装備を、バス・トラックに車線逸脱警報装置（LDWS）の装備を義務化することとします。

また、我が国は、自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、新たに「内部突起に係る協定規則（第21号）」を採用することといたしました。また、「商用車用タイヤに係る協定規則（第54号）」、「二輪車用タイヤに係る協定規則（第75号）」及び「歩行者保護に係る協定規則（第127号）」等の改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第163回会合において採択されたところです。

これらを受けて、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）、「装置型式指定規則」（平成10年運輸省令第66号）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部を改正することとします。

## 2. 改正概要

### （1）保安基準等の改正

- ① 制動装置（保安基準第12条、第61条、細目告示第15条、第93条、第171条、第242条、第258条、第274条関係）

二輪車に先進制動システム（アンチロックブレーキシステム（ABS）／コンバインドブレーキシステム（CBS））の装備を義務付けます。

#### 【適用範囲】

- 二輪自動車（エンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車\*を除く。）及び第二種原動機付自転車  
\*オフロード競技用の二輪自動車。構造要件により規定。

#### 【改正概要】

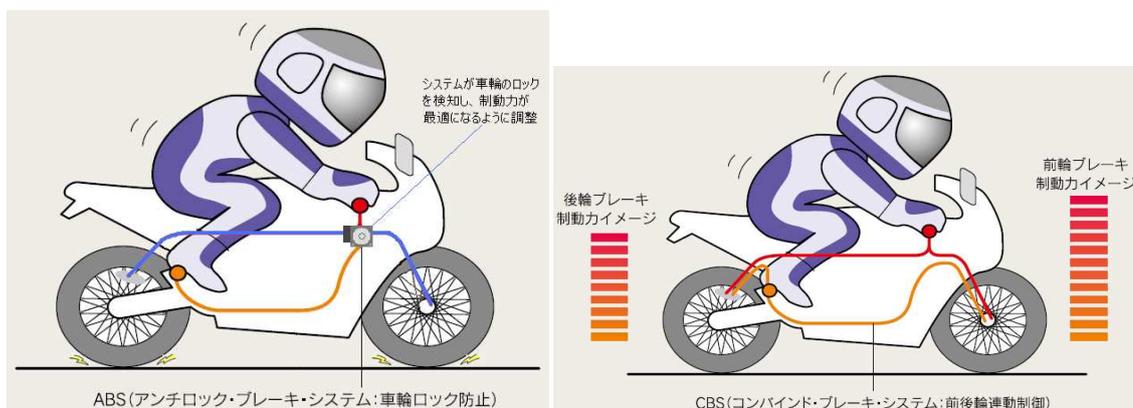
- 二輪自動車には、「二輪車等の制動装置に係る協定規則（第78号）」の技術的要件に適合するアンチロックブレーキシステム（ABS）を備えなければならないこととします。
- 第二種原動機付自転車には、「二輪車等の制動装置に係る協定規則（第78号）」の技術的要件に適合するアンチロックブレーキシステム（ABS）又はコンバインドブレーキシステム（CBS）を備えなければならないこととします。

（装置の定義）

- ☆ アンチロックブレーキシステム（ABS）：走行中の車両の制動に著しい支障を

及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置。

- ◇ コンバインドブレーキシステム（CBS）：複数の車輪の制動装置を単一の操作装置によって作動させることができる装置。



二輪車の先進制動システム（イメージ）

#### （注意事項）

- ✓ アンチロックブレーキシステム（ABS）は、緊急時に強いブレーキを掛ける際や濡れて滑りやすくなっている路面でのブレーキの際等に車輪のロックを防止することで、直進時において、運転者が転倒を恐れずに最適なブレーキを掛けることができるシステムです。
- ✓ また、コンバインドブレーキシステム（CBS）は、前後輪のブレーキを連動させることで、運転者が一方のブレーキのみを操作した場合等でも、前後輪に適切な制動力が得られるシステムです。
- ✓ いずれのシステムも、運転を支援するための装置であり、ブレーキそのものの性能を向上させたり、あらゆる状況の下で有効に機能するものではなく、機能にも限界があるため、システムを過信することなく、運転者自身による安全運転を心掛ける必要があります。

#### 【適用時期】

新型車 : 平成 30 年 10 月 1 日以降  
継続生産車 : 平成 33 年 10 月 1 日以降

- ② 車線逸脱警報装置（保安基準第 43 条の 6、細目告示第 67 条の 2、第 145 条の 2、第 223 条の 2 関係）

バス及びトラックに車線逸脱警報装置（LDWS）の装備を義務付けます。

#### 【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5 t を超えるもの  
※高速道路等を運行しないものを除く。

#### 【改正概要】

- 上記適用範囲の自動車には、「車線逸脱警報装置（LDWS）に係る協定規則（第

130号)」に適合するLDWSを備えなければならないこととします。

(装置の定義)

- ◇ 車線逸脱警報装置(LDWS):自動車が行進中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置。

【適用時期】

(上段:新型車、下段:継続生産車)

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	12t以下	平成31年11月1日 平成33年11月1日
	12t超	平成29年11月1日 平成31年11月1日
貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量13tを超えるものを除く。)	3.5t超8t以下	平成31年11月1日 平成33年11月1日
	8t超20t以下	平成30年11月1日 平成33年11月1日
	20t超22t以下	平成30年11月1日 平成32年11月1日
	22t超	平成29年11月1日 平成31年11月1日
貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量13tを超えるものに限る。)	-	平成30年11月1日 平成32年11月1日

- ③ 内部突起(保安基準第20条、細目告示第26条、第104条、第182条及び保安基準第45条、細目告示第69条、第147条、第225条関係)

「内部突起に係る協定規則(第21号)」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 乗車定員10人未満の乗用自動車\*  
\*自動車の型式指定の際に適用。

【改正概要】

- 乗車人員の保護に係る性能に関し、自動車の車室が満たすべき基準を強化します。インストルメントパネル及びサンバイザに適用している衝撃吸収基準を強化するとともに、その他の車室の部品についてその突出量や先端部の曲率半径及び衝撃吸収性等について規定します。

【適用時期】

- 新型車 : 平成30年1月22日以降
- 継続生産車 : 平成32年1月22日以降

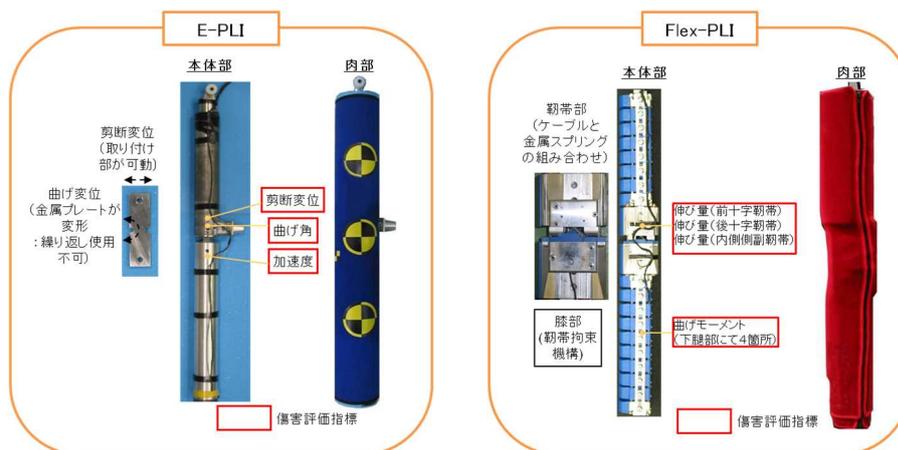
- ④ 歩行者脚部保護(保安基準第18条、細目告示第22条、第100条、第178条関係)  
「歩行者保護に係る協定規則(第127号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 乗車定員 10 人未満の乗用自動車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車（運転者席の着席基準点が前車軸中心線から後方に 1.1m より後方に位置するものに限る。）に適用します。

#### 【改正概要】

- 現行の歩行者脚部保護試験では、従来より UN 規則で用いられていたインパクト（E-PLI）又は日本で開発されたより歩行者の脚部を忠実に再現したインパクト（Flex-PLI）のいずれかを用いることとされていました。今般、UN-R127 においても日本提案に基づき、Flex-PLI が採用されたことから、国内においても Flex-PLI に統一します。



#### 【適用時期】

新型車：平成 29 年 9 月 1 日以降

#### ⑤ その他

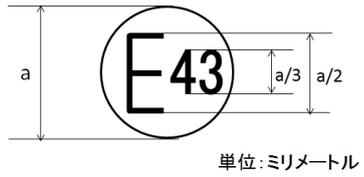
- 各協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

## (2) 装置型式指定規則の改正

内部突起に係る協定規則（第 21 号）の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を追加等するため、第 2 条（特定装置の種類）、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。また、項目の整理等に伴う所要の改正を行います。

#### 【改正概要】

- 第 2 条（特定装置の種類）関係  
「内部突起」を追加します。
- 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係
  - ・「内部突起」は内部突起に係る協定規則に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。
  - ・「歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。
- 第 6 条（特別な表示）関係
  - ・第 3 号様式に定める表示方式について、「内部突起」は  $a \geq 8$  とします。



### 3. スケジュール（予定）

公布・施行：平成 27 年 1 月 22 日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_jun14.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun14.html)

## 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

### 1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

### 2. 加入状況

平成26年（2014年）1月現在、50か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト  
(下線はEU加盟国、はアジア諸国)

### 3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成26年（2014年）7月現在、装置ごとに134の協定規則（基準）が制定されている。

### 4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E<sub>43</sub>：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

### 5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は平成27年（2015年）1月現在、乗用車の制動装置、警音器等の55の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成27年1月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シールドビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ノンロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテール
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制		
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法		
34	車両火災の防止	85	馬力測定法		
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)		
36	バスの構造	87	デイトムランニングランプ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)		
38	後部霧灯	89	速度制限装置		
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング		
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯		
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)		
42	バンパー	93	フロントアンダーランプトラクタ		
43	窓ガラス	94	前突時乗員保護		
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護		
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)		
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

■ 基準採用済(134規則中、55規則採用済)

(7) 「道路運送車両法施行規則」及び「自動車整備士技能検定規則」の一部改正について  
(※自動車分解整備事業者等が備える認証機器の見直し)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 27 年 3 月 19 日

自 動 車 局

「道路運送車両法施行規則」及び「自動車整備士技能検定規則」の一部改正について (※自動車分解整備事業者等が備える認証機器の見直し)

自動車分解整備の作業には、相応の作業機械等の設備が必要であることから、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）において、自動車分解整備事業者が備えなければならない作業機械等を規定しているところですが、今般、自動車技術の動向及び整備技術の状況を踏まえ、当該設備基準の見直しを行うため、施行規則について所要の改正を行います。

また、自動車整備士の技能検定を行う登録試験実施機関については、適正に学科試験及び実技試験を実施するための施設及び設備を保有する必要があることから、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号。以下「検定規則」という。）において、当該登録試験実施機関が保有しなければならない施設及び設備を規定しているところですが、当該施設及び設備には、施行規則の規定による自動車分解整備事業者が備えなければならない作業機械等が含まれることから、施行規則の改正等に伴い、検定規則について所要の改正を行います。

(改正の詳細は別紙参照)

## 「道路運送車両法施行規則」及び「自動車整備士技能検定規則」の 一部改正について

### I. 背景

1. 自動車分解整備の作業には、相応の作業機械等の設備が必要であることから、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「施行規則」という。）において、自動車分解整備事業者が備えなければならない作業機械等を規定しているところ。

今般、自動車技術の動向及び整備技術の状況を踏まえ、当該設備基準の見直しを行うため、施行規則について所要の改正を行う。

2. 自動車整備士の技能検定を行う登録試験実施機関については、適正に学科試験及び実技試験を実施するための施設及び設備を保有する必要があることから、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号。以下「検定規則」という。）において、当該登録試験実施機関が保有しなければならない施設及び設備を規定しているところ。

当該施設及び設備には、施行規則の規定による自動車分解整備事業者が備えなければならない作業機械等が含まれることから、I. 1. の改正等に伴い、登録試験実施機関が保有しなければならない施設及び設備の見直しを行うため、検定規則について所要の改正を行う。

### II. 改正概要

1. 施行規則の改正（別表第 5（第 57 条）関係）

- (1) コンプレッション・ゲージ

コンプレッション・ゲージは、シリンダ内の圧縮圧力を確認するために用いるものであるが、内燃機関以外の原動機には使用することがないため、内燃機関の点検を行わない事業場にあつては、コンプレッション・ゲージを備えることを認証の要件から削除する。

- (2) ノズル・テスト

ノズル・テストは、ディーゼル・エンジンの燃料をシリンダ内に噴射するためのノズルの噴射圧力及び噴霧状態を確認するために用いるものであるが、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成 11 年運輸省令第 46 号）の施行に伴い、自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）における点検内容からノズルの噴射圧力及び噴霧状態の確認が削除されたことを踏まえ、ノズル・テストを備えることを認証の要件から削除する。

### (3) 亀裂点検装置

亀裂点検装置は、車体の亀裂の有無を確認するために用いるものであるが、道路状況及び車両品質の向上により車体に亀裂が発生することがなく、目視での確認が可能であり使用する機会がなくなったため、亀裂点検装置を備えることを認証の要件から削除する。

### (4) グリース・ガン

グリース・ガンは、各種の機械に潤滑のためのグリースを注入するときに用いる工具であり、同じ用途で使用される工具にシャシ・ルブリケータがある。現行、グリース・ガンを事業場の認証に必要な工具の一つとしているが、大型トラック等を整備する事業場は、グリース・ガンの他にシャシ・ルブリケータを備えており、シャシ・ルブリケータを備えている事業場にあつては、グリース・ガンを用いなくてもシャシ・ルブリケータによって必要な点検整備を実施することが可能であることから、グリース・ガン又はシャシ・ルブリケータのいずれかを備えていることを認証の要件の一つとする。

## 2. 検定規則の改正（別表（第6条の2、第6条の3）関係）

### (1) ドエル・テスト

ドエル・テストは、ポイント式のディストリビュータを使用するエンジンのドエルアングル（カムクロージングアングル）の測定のために用いるものであるが、当該エンジンを搭載する自動車はすでに生産されておらず、自動車分解整備事業者が備えなければならない作業機械等からも削除されていることを踏まえ、ドエル・テストを保有することを登録の要件から削除する。

### (2) ノズル・テスト

Ⅱ. 1. (2) の改正により、当該テストについて自動車分解整備事業者が備えなければならない作業機械等から削除することを踏まえ、ノズル・テストを保有することを登録の要件から削除する。

### (3) 亀裂点検装置

Ⅱ. 1. (3) の改正により、当該装置について自動車分解整備事業者が備えなければならない作業機械等から削除することを踏まえ、亀裂点検装置を保有することを登録の要件から削除する。

## 3. その他所要の改正（施行規則第62条の2の2関係）

施行規則において引用する「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成13年法律第64号）の題名が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められたため、当該法律の題名を改める。

## Ⅲ. 今後のスケジュール

公 布：平成27年3月

施 行：公布の日（ただし、Ⅱ. 3. については、平成27年4月1日）

備考 (略)	工 具 (1)・(2) (略)									点検を行わない事業場にあつては、 第3号、第6号、第14号及び第15号に掲げるものを除く。
	(3) <u>ゾリース・ガソ</u> <u>又はソクシ・ルズ</u>	○	○	○	○	○	○	○		
	<u>リゲータ</u>									
	(4) (略)									
	工 具 (1)・(2) (略)									とする原動機 の点検を行わない事業場にあつては、 第7号に掲げるものを除く。
	(3) <u>ゾリース・ガソ</u>	○	○	○	○	○	○	○		
	(4) (略)									

○自動車整備士技能検定規則(昭和二十六年運輸省令第七十一号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表(第六条の二、第六条の三関係) 一〜三十八 (略) (削る) 三十九 (略) (削る) 四十〜五十三 (略) (削る) 五十四〜七十三 (略)		別表(第六条の二、第六条の三関係) 一〜三十八 (略) 三十九 ドエル・テスト 四十 (略) 四十一 ノズル・テスト 四十二〜五十五 (略) 五十六 亀裂点検装置 五十七〜七十六 (略)	

※ ここから逆綴じ

器 及 び 点 検 装 置	(7)～(12) (略)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	ピラを有する大型 特殊自動車である ものにあつては、 第9号から第12号 までに掲げるもの を除く。	器 及 び 点 検 装 置	(7)～(12) (略)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	(判 る)	ピラを有する大型 特殊自動車である ものにあつては、 第10号から第13号 までに掲げるもの を除く。	
								2 小型自動車分解 整備事業で対象と する自動車が三輪 の小型自動車及び 二輪の小型自動車 であるもの並びに 三輪の小型自動車 であるものにあつ ては、第9号から 第11号までに掲げ るものを、二輪の 小型自動車である ものにあつては、 第9号から第11号 まで及び第13号に 掲げるものを除く 。										2 小型自動車分解 整備事業で対象と する自動車が三輪 の小型自動車及び 二輪の小型自動車 であるもの並びに 三輪の小型自動車 であるものにあつ ては、 <u>第10号から</u> <u>第12号までに掲げ</u> るものを、二輪の 小型自動車である ものにあつては、 <u>第10号から第12号</u> <u>まで並びに第14号</u> <u>及び第15号に掲げ</u> るものを除く。
								3 ガソリン又は液 化石油ガスを燃料 とする原動機の点 検を行わない事業 場にあつては、第 6号、第14号及び 第15号に掲げるも のを、内燃機関の										3 <u>ガソリン及び液</u> <u>化石油ガスを燃料</u> とする原動機の点 検を行わない事業 場にあつては、第 6号、 <u>第16号及び</u> <u>第17号に掲げるも</u> のを、 <u>軽油を燃料</u>

道路運送車両法施行規則及び自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新		旧																																	
<p>（自動車分解整備事業者の遵守事項） 第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大氣中に放出しないこと。</p> <p>八（略）</p> <p>2・3（略）</p>		<p>（自動車分解整備事業者の遵守事項） 第六十二条の二の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>七 エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、みだりに当該エアコンディショナーに充てんされているフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。）を大氣中に放出しないこと。</p> <p>八（略）</p> <p>2・3（略）</p>																																	
<p>別表第五（第五十七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象とする装置の種類 作業機械等</td> <td>原動機</td> <td>動力伝達装置</td> <td>走行装置</td> <td>操縦装置</td> <td>制動装置</td> <td>緩衝装置</td> <td>連結装置</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td>動力伝達装置</td> <td>走行装置</td> <td>操縦装置</td> <td>制動装置</td> <td>緩衝装置</td> <td>連結装置</td> </tr> </table>		対象とする装置の種類 作業機械等	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	(略)	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	<p>別表第五（第五十七条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">対象とする装置の種類 作業機械等</td> <td>原動機</td> <td>動力伝達装置</td> <td>走行装置</td> <td>操縦装置</td> <td>制動装置</td> <td>緩衝装置</td> <td>連結装置</td> <td rowspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>原動機</td> <td>動力伝達装置</td> <td>走行装置</td> <td>操縦装置</td> <td>制動装置</td> <td>緩衝装置</td> <td>連結装置</td> </tr> </table>		対象とする装置の種類 作業機械等	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	(略)	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置
対象とする装置の種類 作業機械等	原動機		動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	(略)																										
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置																												
対象とする装置の種類 作業機械等	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	(略)																											
	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置																												
<p>点検計 (1)〜(6) (略) (制する)</p>	<p>(制する)</p>	<p>1 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタ</p>	<p>1 普通自動車分解整備事業で対象とする自動車がカタ</p>																																

(8) 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 (※回送運行許可)

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構に関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ 役員（氏名、役職、任期、担当及び経歴）

ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

三 財務諸表の概要

イ 財務諸表に記載された事項の概要

ロ 重要な施設等の整備等の状況

ハ 予算及び決算の概要

ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四 事業に関する説明

イ 財源の内訳

ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

3 事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

第九条の三を第十条とする。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（事業計画の認可申請に係る経過措置）

第二条 この省令の施行日を含む事業年度の事業計画に係るこの省令による改正後の独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年経済産業省令第九号。以下「新省令」という。）第二条の規定の適用については、当該事業年度開始の日の三十日前までに「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。

（業務実績等報告書に係る経過措置）

第三条 通則法改正法附則第十一条第三項の規定により適用される通則法第三十五条の十一第一項の規定により平成二十六年年度の業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新省令第五条の規定の適用については、同条第一項中「事業計画」とあるのは「平成二十六年年度の年度計画」と、同則法第三十五条の九第二項第一号とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第三号」と、「同項第二号から第四号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「年度目標及び事業計画」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画及び平成二十六年年度の年度計画」と、「最近五年間」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画の期間における毎年度」と、「通則法第三十五条の九第二項各号」とあるのは「旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書に係る経過措置）

第四条 改正法附則第十一条第四項の規定により準用する通則法第三十五条の十一第二項の規定により平成二十七年三月三十一日に終わった中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価を受けようとする場合における新省令第六条の規定の適用については、同条第一項中「第四条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として」とあるのは「平成二十七年三月三十一日に終わった中期計画」と、同項第一号中「当該期間における

当該項目の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、「当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項」とあるのは「当該業務の実績は、当該項目が旧通則法第二十九条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項」と、同号イ中「当該期間における年度目標及び事業計画」とあるのは「中期目標及び中期計画」と、同号中「当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値」とあるのは、「ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値」と、同項第二号中「当該項目の実施状況」とあるのは「当該項目が旧通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績」と読み替えるものとする。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第五条 第十二条第三項の規定は、通則法改正法の施行日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

国土交通省令第十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四百四条第一項及び第二項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百四十四条の表第一号中力をヨとし、ワの次に次のように加える。

力 貨物及び手荷物の受取及び保管、航空機に係る積載及び重量配分の管理、積載物の積み込み及び取り出し、旅客の安全な乗降の確保、航空機の燃料の補給、航空機の雪氷の防除、航空機から地上走行の支障を及ぼすおそれのある場合に地上において航空機の運航の安全を確保するための実施方法並びに地上取扱業務に従事する者の訓練の方法

地上取扱業務の内容に應じて、地上取扱業務の実施方法並びに地上取扱業務に従事する者の訓練の業務に当該訓練を行う者の資格が適切に定められていること。

附則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に航空法第四百四条第一項の認可を受けている運航規程又は同項の認可申請をしている運航規程については、この省令による改正後の航空法施行規則第二百四十四条の表第一号力の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して九月間は、同号力に掲げる事項は定めなくてもよい。

国土交通省令第十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三十九条第二項の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第三号中「又は販売」を、「販売又は分解整備」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

# 整備事業者に対する回送運行許可の拡大について

## 1. 回送運行制度の概要

自動車のメーカーやディーラーなど、車検・登録を受けていない自動車を専ら扱うことを業とする者であって、生産過程や流通過程の自動車を反復継続的に業として回送する者が地方運輸局長の許可を受け、許可証と特別なナンバープレートを取り付けることにより特例的に検査・登録を受けていない自動車を運行させることができる制度。

## 2. 制度改正の概要

回送運行の許可を受けられる者について、自動車分解整備事業者を追加する。

### 現行

#### 臨時運行許可

- ・車検の有効期間切れ車両の整備や車検実施のための回送を行う等の場合に、許可を受けて、その目的と経路に従って、許可を受けた自動車に限り運行の用に供することができる。
- ・現在、分解整備事業者は、臨時運行許可を受けて必要な回送を実施しているところ。

#### 回送運行許可

- ・自動車販売等を業とする者に限り、当該許可を受け、その許可期間内であれば何回でも運行の用に供することができる。
- ・現行制度の許可対象は、回送運行許可プレートを適切に管理する等の基準に適合するとともに、以下の業を行う者に限定されている。  
①自動車製作者 ②自動車販売業者 ③陸送業者

## 3. 施行日

平成27年3月30日(月)

### 改正後

#### 臨時運行許可

現行どおり

#### 回送運行許可

左の①～③に加え、許可を受けられる対象に自動車分解整備事業者を追加

## (9) 車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する関係省令等の整備について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年3月31日

道路局

自動車局

### 車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する 関係省令等の整備について ～道路の適正な利用者に対して通行許可基準を緩和します～

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい大型車両の通行の適正化を図っていくことが重要です。

国等が実施した実験結果によると、軸重 20 トン車が道路橋の劣化に与える影響は、軸重 10 トン車の約 4,000 台に相当します。また、重量を違法に超過した大型車両は、全走行車両のわずか 0.3% でしかありませんが、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしており、これらに対応するため、悪質な違反者に対する厳罰化等の措置を講じてきているところです。

一方で、大部分を占める道路の適正な利用者に対しては、物流の効率化や国際競争力の確保の観点から、

- ①国内コンテナ等のセミトレーラの駆動軸重の制限を 10 トンから 11.5 トンに緩和
- ②45 フィートコンテナ等の輸送における車両長の許可基準を見直し、その制限を延長等の措置を講じる「道路運送車両の保安基準及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令」を本日（3月31日）公布するとともに、その他所要の改正を行いましたので、お知らせします（別添参照）。

なお、本年1月16日から2月14日まで実施しましたパブリックコメントの結果等につきましては、下記 e-gov のホームページにて公表しています。

<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。

## 車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する 関係省令等の整備について

### I. 背景

道路の老朽化対策は喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい大型車両の通行の適正化を図っていくことが重要です。

これまで悪質な違反者に対する厳罰化等の措置を講じてきているところですが、一方で、大部分を占める道路の適正な利用者に対しては、物流の効率化や国際競争力の確保の観点から、許可基準の見直し等の措置を講じるため、今般、必要となる関係省令等の整備を行うこととします。

### II. 改正概要

#### (1) バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

これまで国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車に限り許可していた駆動軸重の制限を、バン型等のセミトレーラ連結車（2軸トラクタに限る。）すべてに適用し許可基準を統一することとし、次のとおり規定します。

##### ① 「車両の通行の許可の手續等を定める省令」（昭和36年建設省令第28号。以下「手續等省令」という。）の一部改正

道路法（昭和27年法律第180号）第47条の3第4項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、バン型等のセミトレーラ連結車（特例8車種）の駆動軸重の上限を10トンから11.5トンに引き上げる。（手續等省令第7条第2号ロ及びニ関係）

##### ② 「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」の一部改正

「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」（平成10年3月31日付け建設省道交発第39号、道企発第22号建設省道路局道路交通管理課長、企画課長通達）において、海上コンテナ用セミトレーラ連結車に限り適用していた許可の取扱いを、バン型等のセミトレーラ連結車にもその適用を拡大する。

※ ただし、バン型等のセミトレーラ用2軸トラクタの後軸重に関する試験及び判定方法に適合した車両に限る。

##### ③ 「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」と

いう。)、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)等の一部改正

今般、バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一の対象とされるもののうち、告示に定める構造要件を満足するバン型等のセミトレーラについては、車両総重量の上限値を36トンに引き上げ、また、告示に定める構造要件を満足するトラクタについては、軸重(駆動軸重)の上限値を11.5トンに引き上げる。

④「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成9年9月19日付け自技第193号。以下「認定要領」という。)の一部改正

バン型等のセミトレーラ連結車の車両総重量及び国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重について、③の改正により、基準緩和が不要となることに伴い、所要の改正を行う。

## (2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

45フィートコンテナを積載する車両を始めとするバン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限を見直しすることとし、次のとおり規定します。

①「手続等省令」の一部改正

道路法第47条の3第4項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、セミトレーラ連結車の車両長の上限を17メートルを超える車両であっても条件に応じて最大18メートルに引き上げる。(手続等省令第7条第4号口関係)

②「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」等の一部改正

「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」(平成6年9月8日付け建設省道交発第70号建設省道路局道路交通管理課長通達)及び「特殊車両通行許可限度算定要領について」(昭和53年12月1日付け建設省道交発第99号・道企発第57号建設省道路局道路交通管理課長通達、道路局企画課長通達)等において、セミトレーラ連結車の長さに係る許可の取扱いを17メートルを超える車両であっても条件に応じて最大18メートルに引き上げる。

※ ただし、申請経路における交差点の交差角が概ね90°以下(一般的な十字路や丁字路)かつ、車両のリアオーバーハングが3.8~4.2m(3.2~3.8mの場合は全長17.5mまで)の車両を対象とする。

③保安基準、細目告示等の一部改正

①の対象とされるセミトレーラについて、長さの上限値を13メートルに引き上げる。

※ ただし、長さの基準を満たす車両であっても、②の対象でない場合は、道路通行許可を受けることができない場合がある。

### Ⅲ. 今後のスケジュール

改正・公布：平成27年3月31日

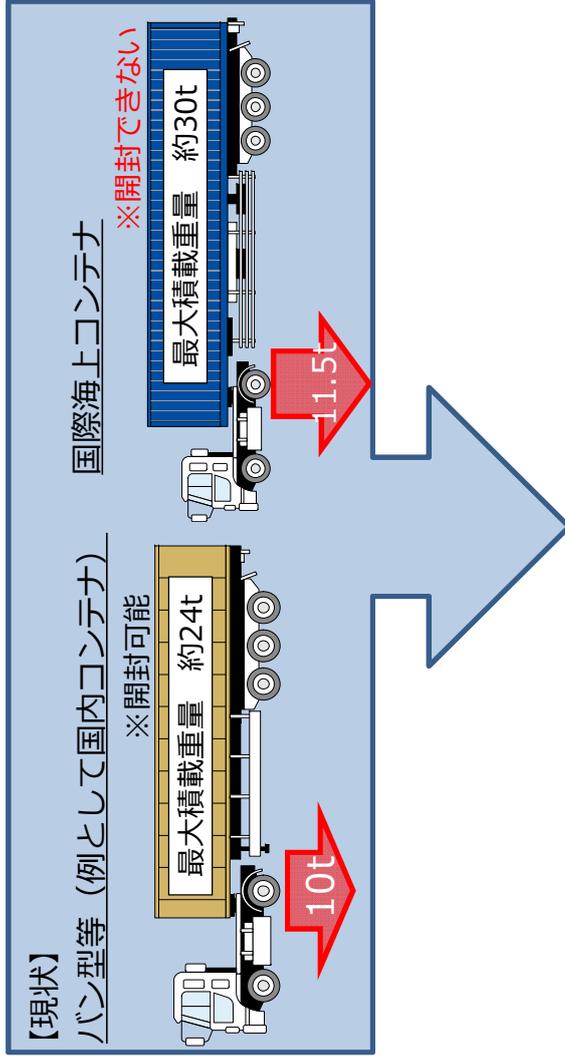
施行：（（1）③・④、（2）③について）平成27年5月1日

（（1）①・②、（2）①・②について）平成27年6月1日

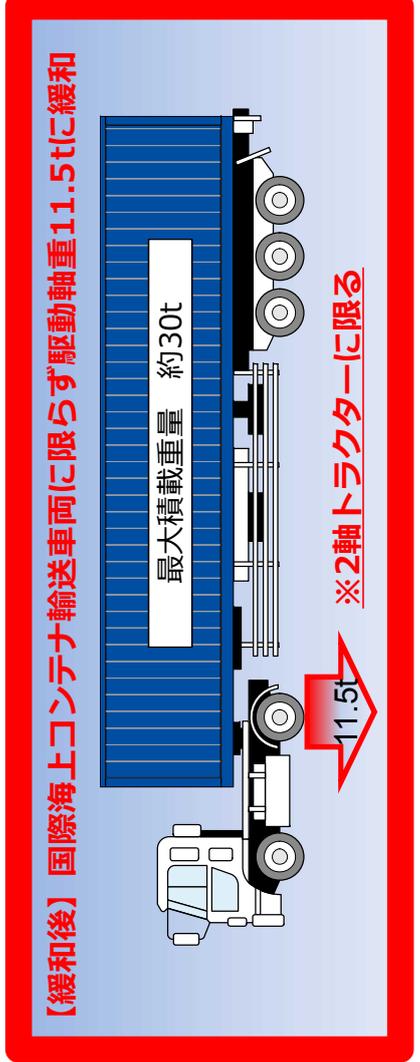
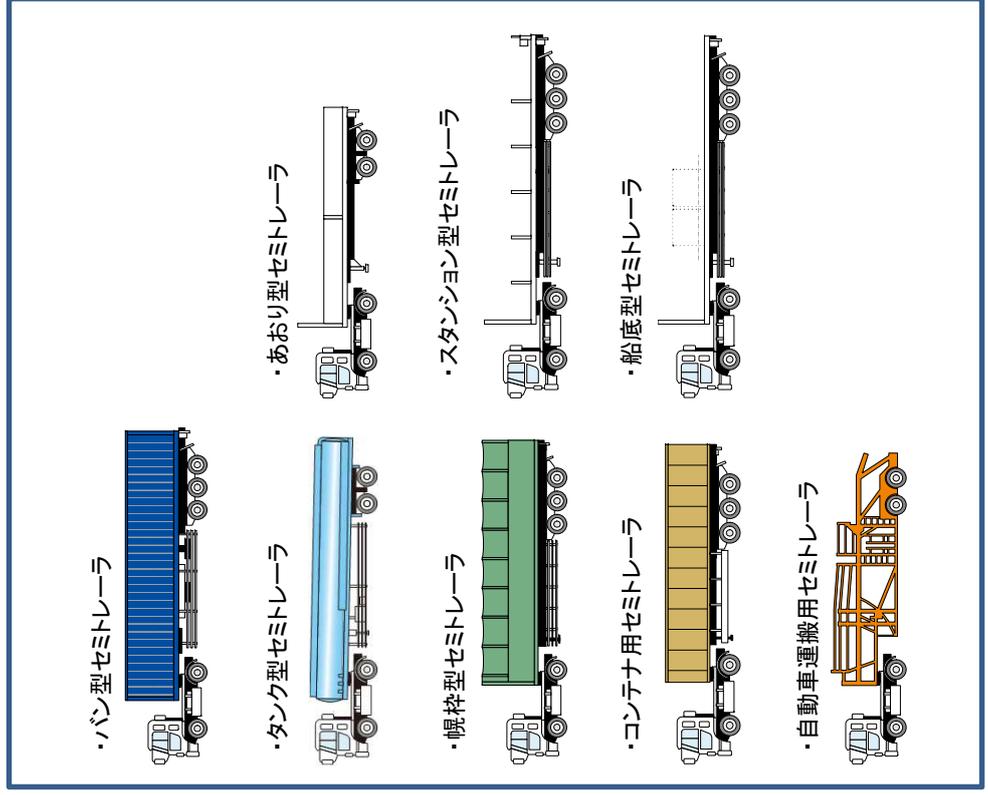
# バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

○国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5t【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施  
 ※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

## ■ 駆動軸重の緩和



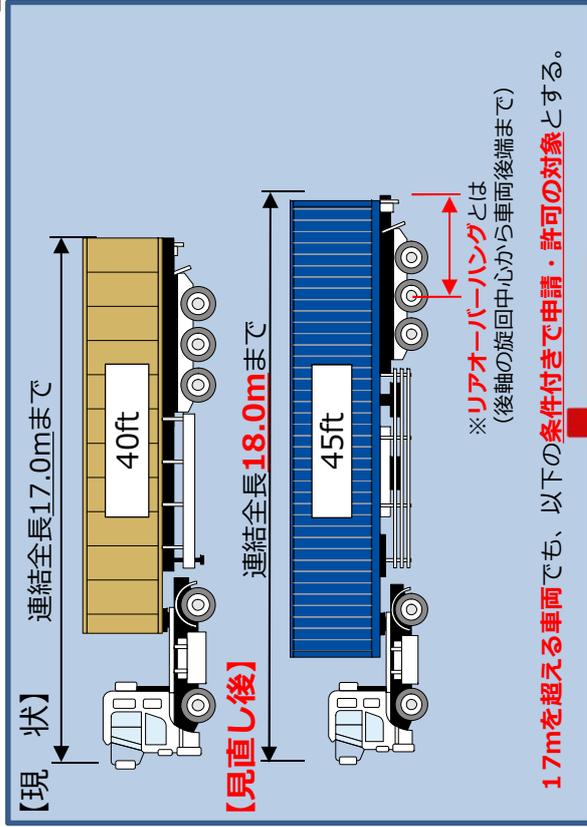
## ■ 緩和対象車両（特例8車種）



# 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

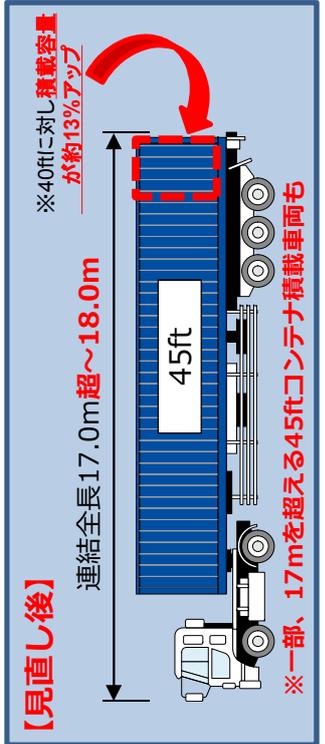
- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ（+約1.5m）の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレーラ連結車（特例8車種）の車両長の制限を緩和（17m→18m）※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

## ■全長の緩和（海上コンテナ輸送車両の例）



- ①全長17.5mまで リアオーバーハング※
- ②全長18.0mまで リアオーバーハング※

## ■効果（海上コンテナ輸送車両の例）



## ■審査条件の緩和

※特殊車両通行許可制度算定要領より

現 状	【車両分類 I -1】	【車両分類 0 -1】
	14m < L ≤ 17m	17m < L ≤ 20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類 I による審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かつ	

- ①全長17.5mまで リアオーバーハング※
- ②全長18.0mまで リアオーバーハング※

## ■緩和対象車両（特例8車種）

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

- ・バン型セミトレーラ
- ・幌枠型セミトレーラ
- ・自動車運搬用セミトレーラ
- ・スタンション型セミトレーラ
- ・タンク型セミトレーラ
- ・コンテナ用セミトレーラ
- ・あおり型セミトレーラ
- ・船底型セミトレーラ

# 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

## 背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両**※が道路橋の劣化に与える影響は**全交通の約9割**を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。  
※車両総重量20tを超える違反車両  
**→軸重2.0トン車が道路橋に与える影響は、軸重1.0トン車の約4,000台に相当**
2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。

## 基本方針

**車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化**する一方で、**悪質な違反者に対しては厳罰化**し、大型車両の通行の適正化を進める。

## 具体的な取組

### 通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

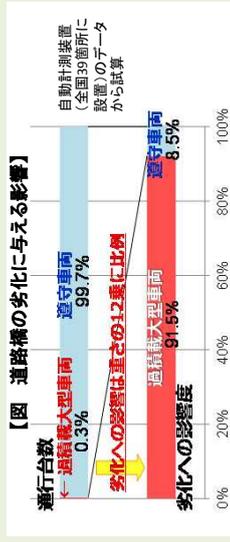
- (1) **バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一**  
 ・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5トンに緩和 【H26年度中に実施】
- (2) **4.5フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し**  
 ・4.5フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】
- (3) **許可までの期間の短縮**
  - ① 主要道路情報のデータベース化を促進 【継続して実施】
  - ② 通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進 【継続して実施】
  - ③ 大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施 【H26年10月27日から運用】
  - ④ 通行許可に係る審査体制の集約化 【H27年度から段階的実施に向けて準備】
- (4) **適正に利用する者の許可の簡素化**
  - ① 違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長 【H27年度実施に向けて準備】
  - ② ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用 【H28年度実施に向けて準備】

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止



### 違反取締りや違反者への指導等の強化

- (1) **違法に通行する大型車両の取締りの徹底**
  - ① 自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
  - ② コードラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施 【継続して実施】
- (2) **違反者に対する指導等の強化**
  - ① 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発） 【H25年度から実施】
  - ② 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施 【H27年2月23日から適用】
  - ③ 改正道法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施  
 また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施 【H26年5月30日から適用】
- (3) **関係機関との連携体制の構築**
  - ① 国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 【H25年度から実施】
  - ② 国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示 【H26年度から実施】
  - ③ 自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。 【H27年3月1日から適用】

## 2. 通達等

### (1) 大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止の再徹底について

国自整第21号

平成26年4月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止の再徹底について

標記については、平成20年4月14日付け国自整第8号「大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について」により、大型自動車（車両総重量8トン以上の貨物自動車又は乗車定員30人以上の乗合自動車）の車輪脱落事故の再発防止対策事項の周知徹底を、貴傘下会員に対し要請していたところである。

この結果、平成23年度までは減少傾向にあったが、平成24年度から増加に転じたため、その後の状況を注視していたところ、昨年末より大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が連続して発生し、平成25年度は前年度比4件増の19件が発生する厳しい状況となった。

とりわけ、本年においては既に8件の車輪脱落事故が発生しており、特に、2月の兵庫県内の中国自動車道で発生した後続車に大型トラックの脱落した車輪が衝突し、12台が被害を受けた事故と、3月の広島県内の国道2号線で発生した大型トラックの脱落車輪が対向車線を走行していた車両に直撃する事故の2件の人身事故は重大な事故として重く受け止め、改めて同種事故の再発防止の徹底を期する必要がある。

については、車輪の脱落事故の再発を防止するため、貴傘下会員に対し、大型自動車の点検・整備の確実な実施、適切な保守管理が図られるよう、再度下記事項の周知徹底をお願いします。

記

1. タイヤ交換時等におけるホイール・ボルトの適切な締め付け、ホイール・ボルトの誤組防止（スチール用、アルミ用の表示確認）、ホイール・ベアリングのがたの有無の点検や分解整備した場合における適切な取り付けの励行等により、車輪脱落事故の防止に努めること。
2. 自動車の定期点検整備等を実施する際には、当該自動車メーカーから提供される車輪脱落事故防止に係る点検・整備上の留意事項を確認の上、メーカーが推奨する点検・整備を確実に実施すること。
3. 車輪の脱落等により運行できなくなった場合、自動車事故報告規則に基づく報告を徹底すること。

**(2)「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について**

国自技第 32 号の 2  
平成 26 年 6 月 10 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

(別紙)

国自技第 32 号

平成 26 年 6 月 10 日

地方運輸局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について  
(依命通達)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」(平成 26 年国土交通省告示第 676 号) が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」(平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号) を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（傍線部分は改正部分）

改 正 記	現 行 記
<p>1. ～33. (略)</p> <p>34. 適用関係告示第14条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。            (1) 平成28年7月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類並びに動力用電源装置の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）            (2) 平成28年7月14日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）            (3) 平成28年7月15日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）            (4) 平成28年7月15日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年7月14日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）</p> <p>35. 適用関係告示第9条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。            (1) 平成26年11月1日（立席を有するもの）は平成28年2月1日（立席を有するもの）にあっては平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）            (2) 平成26年11月1日（立席を有するもの）は平成28年2月1日（立席を有するもの）にあっては平成28年2月1日（立席を有するもの）にあっては平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</p>	<p>1. ～33. (略)</p> <p>34. 適用関係告示第14条第11項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。            (1) 平成28年7月14日以前に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類を変更するものを除く。）            (新設)</p> <p>(2) 平成28年7月15日以降に新たに新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年7月14日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年7月15日以降に原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。）            (新設)</p> <p>35. 適用関係告示第9条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。            (1) 平成26年11月1日（立席を有するもの）は平成28年2月1日（立席を有するもの）にあっては平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）            (2) 平成26年11月1日（立席を有するもの）は平成28年2月1日（立席を有するもの）にあっては平成28年2月1日（立席を有するもの）にあっては平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</p>

日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するもの)は平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

36. 適用関係告示第9条第25項及び第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

37. 適用関係告示第9条第26項及び第28項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

38. 適用関係告示第9条第27項及び第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置

日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するもの)は平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

36. 適用関係告示第9条第25項及び第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

37. 適用関係告示第9条第26項及び第28項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

38. 適用関係告示第9条第27項及び第31項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置

置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

39. 適用関係告示第9条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

40. 41. (略)

42. 適用関係告示第10条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

39. 適用関係告示第9条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成27年9月1日（軽自動車にあっては平成28年2月1日）以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日（軽自動車にあっては平成28年1月31日）以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

40. 41. (略)

42. 適用関係告示第10条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三三号）に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

43. 適用関係告示第42条第15項第1号及び第47条の2第2項第1号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
- (1) 平成26年11月1日(立席を有するもの)にあっては平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するもの)にあっては平成28年1月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)
- (2) 平成26年11月1日(立席を有するもの)にあっては平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するもの)にあっては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)
44. 適用関係告示第42条第15項第2号及び第6号並びに第47条の2第2項第2号及び第6号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
- (1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)
- (2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)
45. 適用関係告示第42条第15項第3号及び第5号並びに第47条の2第2項第3号及び第5号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。
- (1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置

43. 適用関係告示第42条第15項第1号及び第47条の2第2項第1号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日(立席を有するもの)にあっては平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するもの)にあっては平成28年1月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成26年11月1日(立席を有するもの)にあっては平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日(立席を有するもの)にあっては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

44. 適用関係告示第42条第15項第2号及び第6号並びに第47条の2第2項第2号及び第6号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成28年2月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成28年2月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(平成28年1月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

45. 適用関係告示第42条第15項第3号及び第5号並びに第47条の2第2項第3号及び第5号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置

置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

46. 適用関係告示第42条第15項第4号及び第8号並びに第47条の2第2項第4号及び第8号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

47. 適用関係告示第42条第15項第7号及び第47条の2第2項第7号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

46. 適用関係告示第42条第15項第4号及び第8号並びに第47条の2第2項第4号及び第8号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成26年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成26年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成26年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成26年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

47. 適用関係告示第42条第15項第7号及び第47条の2第2項第7号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成27年9月1日(軽自動車にあつては平成28年2月1日)以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成27年8月31日(軽自動車にあつては平成28年1月31日)以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領(平成十二年運輸省告示第百三三号)に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

ものを除く。)

48. ～49. (略)
50. 適用関係告示第30条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。  
(1)～(5) (略)
- (6) 平成24年7月25日以前に法第75条の2の規定により同条第1項の指  
定に相当する認定その他の証明を受けた前部霧灯を備えた自動車であ  
って、平成24年7月26日以降にその性能について変更がないもの。

51. ～52. (略)

53. 適用関係告示第18条の2の「国土交通大臣が定める自動車」は、次  
に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平  
成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種  
別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置  
の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実  
施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの  
を除く。)
- (2) 平成28年11月1日以降に輸入自動車特別取扱いによる取扱いを受  
けた自動車(平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた  
自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、  
動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排  
出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に  
変更がないものを除く。)

54. ～56. (略)

57. 適用関係告示第13条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、  
次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年2月13日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平  
成29年2月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、原  
動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適  
合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値  
以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)
- (2) 平成29年2月13日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(平  
成29年2月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、原動  
機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合  
する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以  
外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

58. 適用関係告示第14条第12項の「国土交通大臣が定める自動車」は、

に定める基準以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

48. ～52. (略)
50. 適用関係告示第30条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、  
次に掲げる自動車とする。  
(1)～(5) (略)  
(新設)

53. 適用関係告示第18条の2の「国土交通大臣が定める自動車」は、平  
成28年11月1日以降に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取  
扱いによる取扱いを受けた自動車(平成28年10月31日以前に新型届出  
による取扱い又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用  
途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、  
軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に  
定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

54. ～56. (略)

57. 適用関係告示第13条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、  
平成29年2月13日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入  
自動車特別取扱いを受けた自動車(平成29年2月12日以前に新型届出によ  
る取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、原  
動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに  
適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事  
項に変更がないものを除く。)とする。

58. 適用関係告示第14条第15項の「国土交通大臣が定める自動車」は、

平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(2) 平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(3) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成27年8月13日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

59. 適用関係告示第14条第13項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(2) 平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの

(3) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(4) 平成27年8月13日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

60.、61. (略)

62. 適用関係告示第7条第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成29年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車

(2) 平成29年7月1日以降に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車

平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの  
(新設)

(2) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの  
(新設)

59. 適用関係告示第14条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成27年8月13日以降に製作された自動車であって次に掲げるものとする。

(1) 平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能について変更のないもの  
(新設)

(2) 平成27年8月13日以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成27年8月12日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの  
(新設)

60.、61. (略)

(新規)

(新規)

63. 適用関係告示第7条第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成28年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車
- (2) 平成28年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(新規)

64. 適用関係告示第20条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成27年6月10日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成27年6月9日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と同一であるものに限る。）
- (2) 平成27年6月10日以降に製作された自動車（座席ベルトに係る性能が平成27年6月9日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と同一であるものに限る。）

(新規)

65. 適用関係告示第26条第4項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 平成29年7月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成29年6月30日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）
- (2) 平成29年7月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成29年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）

#### 附 則

本改正規定は、平成26年6月10日より施行する。

### (3) 無車検及び無保険車対策への協力依頼について

国官参自保第277号  
国自整第74号  
平成26年7月15日

一般社団法人  
日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

#### 無車検及び無保険車対策への協力依頼について

平素は国土交通行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
います。

さて、国土交通省におきましては、無車検及び自動車損害賠償責任保険・責任共済（以下「自賠責保険」という。）に加入していない車両（以下「無車検及び無保険車」という。）について様々な対策を講じてきているところですが、未だに無車検及び無保険車による事故が発生している現状にあります。

貴連合会傘下の自動車整備工場は、車両を運行する多くのユーザーが利用する施設であることから、無車検及び無保険車に対し呼びかけ等を行っていただくことが、対策として極めて効果的であると考えているところです。

つきましては、貴連合会におかれましては、下記につき傘下会員に対し実施方ご依頼いただき、無車検及び無保険車の対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 無車検車に対する対応について

入庫等の際に検査標章を確認し、検査標章の有効期間切れ又は検査標章の貼っていない車両の運転者に対して、無車検運行は違法であることを伝え、早急に継続車検を受けるように伝えていただくようお願いします。

また、無車検でなかった場合であっても、検査標章を貼っていない状態で車両を運行することや、有効期限切れの検査標章を貼付することも違法であることを伝え、有効な検査標章の貼付を勧めていただくようお願いします。

### 2. 無保険車（原付バイク・軽二輪）に対する対応について

入庫等の際にナンバープレート等に貼付されている自賠責保険の標章（以下「保険標章」という。別紙参照）を確認し、自賠責保険の有効期間切れ又は保険標章を貼っていない車両の運転者に対して、自賠責保険は加入が義務付けられている強制保険であり、無保険車の運行は違法であることを伝え、自賠責保険への加入を勧めていただくようお願いします。

また、有効な自賠責保険に加入している場合であっても、保険標章の貼っていない車両を運行することや、有効期限切れの保険標章を貼付することも違法であることを伝え、有効な保険標章の貼付を勧めていただくようお願いします。

### 3. 無車検車及び無保険車を確認した場合の対応について

当該車両のプレートナンバー等を別添様式（様式によることが困難な場合には、様式項目の内容をご記載）により、

- ① 無車検車にあつては国土交通省自動車局整備課まで FAX またはメールにてご連絡願います。
- ② 無保検車にあつては、保障制度参事官室まで FAX またはメールにてご連絡願います。

また、これらの情報につきましては国土交通省ホームページに設けている無車検車・無保険（共済）車通報窓口（※）からも連絡することが可能です。

なお、無車検車については最寄りの運輸支局整備部門においても受け付けております。

#### 連絡先

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省自動車局

整備課（無車検車）

電話：03-5253-8589

FAX：03-5253-1639

メールアドレス：g\_TPB\_GAB\_SEB@mlit.go.jp

保障制度参事官室（無保険車）

電話：03-5253-8585

FAX：03-5253-1638

メールアドレス：muhoken-tsuho@mlit.go.jp

（※）無車検車・無保険（共済）車通報窓口（国土交通省ホームページ）

{[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk5\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html)}

## 保険（共済）標章の配色

平成24年  
橙



平成25年  
紫



平成26年  
黄緑



平成27年  
赤



平成28年  
黄



平成29年  
緑



平成30年  
青



※平成31年以降の配色については、順次これを繰り返す。

※既に交付済み・在庫分の青色の保険（共済）標章も引き続き使用可能となっている。

(4) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第76号の3  
平成26年7月18日

一般社団法人  
日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表  
 昭和36年11月25日付け 自車第880号  
 改正 平成26年7月18日付け 国自整第76号

目	目
<p style="text-align: center;"><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次 (略)</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>1-1～1-2 (略)</p> <p><b>1-3 (用語の定義)</b></p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) <b>【新設】</b></p> <p>1-4 (略)</p> <p><b>第2章 (略)</b></p> <p><b>第3章 自動車の検査（事務関係）</b></p> <p>3-1～3-4-1-1 (略)</p> <p>3-4-1-2 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 幼児専用車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次 (略)</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>1-1～1-2 (略)</p> <p><b>1-3 (用語の定義)</b></p> <p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のために必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 「超小型モビリティ」とは、「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）」<u>第1条第5号に掲げる軽自動車</u>をいう。</p> <p>1-4 (略)</p> <p><b>第2章 (略)</b></p> <p><b>第3章 自動車の検査（事務関係）</b></p> <p>3-1～3-4-1-1 (略)</p> <p>3-4-1-2 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1) ～ (2) 略</p> <p>(3) <u>幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定期間第</u></p>

14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第44号の技術的な要件（同規則第4改訂版補則第7改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。）に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置（専ら年少者が着席するためのものに限る。）を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員＋小人定員／1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量（1kg未満は切り捨てる。）の総和を記載する。

この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) ～ (10) 略

(11) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）、第159条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）又は第237条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車（併せて分割可能貨物基準緩和を受けたものを含む。）であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。

① 100未満の場合は10毎（二輪の自動車でけん引される被けん引軽自動車又は超小型モビリティに限る。）（単位はkg）

② 100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎（単位はkg）

3-4-13-3-4-19（略）

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

1～28（略）

1.5の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量（1kg未満は切り捨てる。）の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) ～ (10) 略

(11) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）、第159条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）又は第237条第2項（第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。）により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車（併せて分割可能貨物基準緩和を受けたものを含む。）であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。

① 100未満の場合は10毎（二輪の自動車でけん引される被けん引軽自動車に限る。）（単位はkg）

② 100から5,000までは50毎、5,000を超える場合は100毎（単位はkg）

3-4-13-3-4-19（略）

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

1～28（略）

記載を要する自動車	記載事項	記載例
29. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人（平成24年6月30日以前に製作された自動車） <u>あっては11人以上の自動車であって、高速道路等</u> を運行しない自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）	高速道路等 <del>を</del> 運行しない旨	高速道路等 <del>を</del> 運行しない自動車として保安基準に適合

30～35（略）

記載を要する自動車	記載事項	記載例
36. <u>総合特別区域法（平成23年法律第81号）第22条の2における道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車</u>	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車

3-4-21～3-15（略）

第4章～第6章（略）  
別表第1～別添2（略）

附則（平成26年7月18日 国自整第76号）  
本改正規定は、平成26年7月18日から適用する。

記載を要する自動車	記載事項	記載例
29. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人（平成24年6月31日以前に製作される自動車） <u>あっては11人以上の自動車であって、高速道路等</u> を運行しない自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）	高速道路等 <del>を</del> 運行しない旨	高速道路等 <del>を</del> 運行しない自動車として保安基準に適合

30～35（略）

記載を要する自動車	記載事項	記載例
<b>【新設】</b>		

3-4-21～3-15（略）

第4章～第6章（略）  
別表第1～別添2（略）

**(5)「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について**

国自整第77号の2  
平成26年7月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について

自動車技術の動向及び整備技術の状況を踏まえ、今般、標記通達について改正した旨を別添のとおり地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

本取扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別添

国自整第77号

平成26年7月28日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）」及び「優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）」の一部改正について

自動車技術の動向及び整備技術の状況を踏まえ、今般、標記通達について別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）  
 （国自整第63号 平成14年7月1日）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱いの要領（略）</p> <p>第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3） 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際は、「自動車検査独立行政法人法」（平成11年12月22日法第218号）<u>第1条第3条</u>第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>（4）（略）</p> <p><u>附則（平成26年7月28日国自整第77号）</u>  <u>本改正規定は平成26年7月28日から施行する。</u></p> <p>別添1            自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類（略）</p>	<p>自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について（依命通達）</p> <p>本文（略）</p> <p>第1節 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱いの要領（略）</p> <p>第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領（略）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 自動車検査員の服務</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3） 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際は、「自動車検査独立行政法人法」（平成11年12月22日法第218号）<u>第1条第2条</u>第1項に定める審査事務の実施に関する規程に準じて検査を行うとともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。</p> <p>（4）（略）</p> <p>別添1            自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類（略）</p>

新		旧	
別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準		別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準	
1. 工具数、設備の有無等の基準		1. 工具数、設備の有無等の基準	
番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工具数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）の数
1-3	整備士保有率	1 / 3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
1-4	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第4の規定に基づく車両整備作業場及び点検作業場の面積以上	現車についての点検・整備作業を行うための作業場とする。
1-5	その他の作業場	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
1-6	車両置場	a × 0. 3以上	屋内、屋外を問わない。

新		旧	
1-7	完成検査場	完成検査場	完成検査場
1-8	<del>シャシ・バルブリケータ</del>	<u>シャシ・バルブリケータ</u>	<u>二輪の自動車のみを対象とする場合は不要</u>
1-9	オイル・バケットポンプ	オイル・バケットポンプ	
1-10	ホイール・バランス	ホイール・バランス	<u>大型特殊自動車のみを対象とする場合は不要</u>
1-11	フリー・ローラ	フリー・ローラ	四輪の自動車を対象とする場合に限り（可搬式のものであって可也）。
1-12	ラジエータ・キャップ・テスト	ラジエータ・キャップ・テスト	
1-13	<del>レギュレータ・テスト</del>	<u>レギュレータ・テスト</u>	
1-14	<del>コンデンサ・テスト</del>	<u>コンデンサ・テスト</u>	<u>自家工場であってジーゼル自動車のみを対象とする場合は不要</u>
1-15	<del>コイル・テスト</del>	<u>コイル・テスト</u>	<u>同上</u>
1-16	電子計測機器	電子計測機器	<u>オシロスコープ等</u>
1-17	検車装置	検車装置	検車台、ピット、リフト等

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

新	旧
<p>2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならぬことを示す。</p> <p>3. △印は、保有することが望ましいことを示す。</p> <p><del>4. 当該事業場に設置されたサニタリ・キット・テストがレギュレータ・テスト・コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。</del></p> <p>(以下略)</p>	<p>2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならぬことを示す。</p> <p>3. △印は、保有することが望ましいことを示す。</p> <p><u>4. 当該事業場に設置されたサニタリ・キット・テストがレギュレータ・テスト・コンデンサ・テスト及びコイル・テストの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。</u></p> <p>(以下略)</p>

優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）  
 （自整第7号 昭和42年1月21日）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新		旧	
優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）		優良自動車整備事業者認定規則の運用について（依命通達）	
本文（略） 記		本文（略） 記	
<p><u>附則（平成26年7月28日国自整第77号）</u>  <u>本改正規定は平成26年7月28日から施行する。</u></p>			
別紙 第1表 一種整備工場及び二種整備工場		別紙 第1表 一種整備工場及び二種整備工場	
種別	番号	認定の種類 要目	備考
A	1	工員数	4人以上 ただし、対象 自動車の種類 に車両総重量 8トン以上、 最大積載量5 トン以上又は 乗車定員30 人以上の車両 を含む場合に は、5人以上
	2	整備士数	4人以上
			自動車工のうち 整備士（自動

新

旧

				車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。)の数
3	整備士保有率	1 / 3以上	1 / 3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B 1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第四の規定に基づき車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6以上	道路運送車両法施行規則別表第四の規定に基づき車両整備作業場及び点検作業場の面積	現車について点検・整備作業を行うための作業場とする。
2	その他の作業場	◎	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
3	車両置場	a × 0. 3以上	a × 0. 3以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積

				車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。)の数
3	整備士保有率	1 / 3以上	1 / 3以上	自動車工の数に対する整備士数の割合
B 1	屋内現車作業場	道路運送車両法施行規則別表第四の規定に基づき車両整備作業場及び点検作業場の面積×1.6以上	道路運送車両法施行規則別表第四の規定に基づき車両整備作業場及び点検作業場の面積	現車について点検・整備作業を行うための作業場とする。
2	その他の作業場	◎	◎	機械加工、原動機、塗装、鍛冶等の各作業場
3	車両置場	a × 0. 3以上	a × 0. 3以上	屋内、屋外を問わない。 a は当該事業場の屋内現車作業場面積



新				旧			
			場合に限る(可 動式のもので あっても可)				場合に限る(可 動式のもので あっても可)
D	1	バルブ・シート・ グラインダ	○	-	○	バルブ・シート・ グラインダ	-
	2	バルブ・リフエー サ	○	-	○	バルブ・リフエー サ	-
	3	バルブ・リフタ	○	-	○	バルブ・リフタ	-
	4	シリンダ・ゲージ	○	-	○	シリンダ・ゲージ	-
	5	コンロッド・アラ イナ	○	-	○	コンロッド・アラ イナ	-
	6	スプリング・テス タ	○	-	○	スプリング・テス タ	-
	7	ラジエータ・キャ ップ・テスト	○	○	○	ラジエータ・キャ ップ・テスト	○
	8	マイクロ・メータ	○	-	○	マイクロ・メータ	-
E	1	メガー	○	-	○	メガー	-
	<del>2</del>	<del>レギュレータ・テ スタ</del>	⊖	⊖	<del>○</del>	<del>レギュレータ・テ スタ</del>	<del>○</del>
	<del>3</del>	<del>コンデンサ・テス タ</del>	⊖	⊖	<del>○</del>	<del>コンデンサ・テス タ</del>	<del>○</del>
	4	コイル・テスタ	⊖	⊖	○	コイル・テスタ	○
	<del>2</del>	電子計測機器	△	△	△	電子計測機器	△

新

F 1	溶接器	○	—	検車台、ピット、リフト等
G 1	検車装置	○	○	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
2	ホイール・アライメント・テスタ又はサイド・スリッパ・テスタ	△	—	
3	ブレーキ・テスタ	△	—	
4	前照灯試験機	△	—	
5	音量計	△	—	
6	速度試験機	△	—	
7	黒煙測定器又はオパシメータ	△	—	ジーゼル自動車を対象としない場合は不要

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。

3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

4. ~~当該事業場に設置されたサキット・テスタがレギュレータ・テスタ、コンデンサ・テスタ及びコイル・テスタの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。~~

第2表 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））  
（略）

第3表 特殊整備工場（電気装置整備作業）

種 番	要 目	基準	備考
-----	-----	----	----

旧

F 1	溶接器	○	—	検車台、ピット、リフト等
G 1	検車装置	○	○	三輪以下の自動車のみを対象とする場合は不要
2	ホイール・アライメント・テスタ又はサイド・スリッパ・テスタ	△	—	
3	ブレーキ・テスタ	△	—	
4	前照灯試験機	△	—	
5	音量計	△	—	
6	速度試験機	△	—	
7	黒煙測定器又はオパシメータ	△	—	ジーゼル自動車を対象としない場合は不要

(注) 1. ◎印の面積は、屋内現車作業場の基準面積の外とする。

2. ○印は、当該事業場の作業に必要な数量及び機能を保有していなければならないことを示す。

3. △印は、保有することが望ましいことを示す。

4. 当該事業場に設置されたサキット・テスタがレギュレータ・テスタ、コンデンサ・テスタ及びコイル・テスタの代用となり得る場合には、これらを保有しているものと見なす。

第2表 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））  
（略）

第3表 特殊整備工場（電気装置整備作業）

種 番	要 目	基準	備考
-----	-----	----	----

新		旧	
別	号	工員数	電気装置整備作業に従事する 工員数
A	1	3人以上	電気装置整備作業に従事する 工員数
	2	2人以上	自動車電気装置整備士
B	1	屋内現車作業場	現車についての電気装置整備 作業を行う場所
	2	屋内電気装置整備 作業場	現車から取り外した電気装置 の整備作業を行う場所
	3	車両置場	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
C	1	オルタネータ・テ スタ	変速装置付電動機、直流電圧、 電流計、回転計のあるもの
	2	スタータ・テスタ	トルク計、直流電圧、電流計の あるもの
	3	オルタネータ・オ シロスコープ	自動車用オルタネータの波形 試験のできるもの
	4	グローラ・テスタ	
	5	バッテリー・テスタ	
	6	半導体試験器	トランジスタ、ダイオード等半 導体の試験のできるもの
	7	回路試験器	
	8	ボルト・メータ	
	9	アンペア・メータ	
	10	メガー	
D	1	プレス	
	2	バイス	

新

3	電気ドリル	○	空圧式のものでも可
4	マイクロ・メータ	○	
5	ダイヤル・ゲージ	○	
6	ガレージ・ジャッキ	○	
7	エア・コンプレッサ	○	
E 1	充電器	○	急速充電器を含む
2	溶接器	○	ハンデイ式のものでも可
3	部品洗浄槽	○	
4	乾燥装置	○	

(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために必要な数量及び機能を有して  
いなければならないことを示す。

第4表 特殊整備工場 (原動機整備作業)

種別	番号	要目	基準	備考
A	1	工員数	7人以上	自動車用原 動機整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	1人以上	二級自動車シヤシ整備士、三級自動車シヤシ整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。
B	1	原動機分解組立作業場	20㎡以上	自動車原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場

旧

3	電気ドリル	○	空圧式のものでも可
4	マイクロ・メータ	○	
5	ダイヤル・ゲージ	○	
6	ガレージ・ジャッキ	○	
7	エア・コンプレッサ	○	
E 1	充電器	○	急速充電器を含む
2	溶接器	○	ハンデイ式のものでも可
3	部品洗浄槽	○	
4	乾燥装置	○	

(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために必要な数量及び機能を有して  
いなければならないことを示す。

第4表 特殊整備工場 (原動機整備作業)

種別	番号	要目	基準	備考
A	1	工員数	7人以上	自動車用原動機整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	1人以上	二級自動車シヤシ整備士、三級自動車シヤシ整備士、自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。
B	1	原動機分解組立作業場	20㎡以上	自動車原動機の分解、組立等の整備作業を行う屋内作業場

新		旧	
2	原動機部品整備 作業場	60㎡以上	自動車原動機の単体部品の機 械加工作業等を行う屋内作業 場
3	その他の屋内作 業場	◎	溶接、鍛冶等を行う作業場
4	受注品置場	a × 0.1以 上	受注品を収容する場所であつ て、うち完成品を格納する場所 は屋内に限る。 a は原動機分解組立作業場及 び原動機部品整備作業場の面 積の和を示す。
5	屋内完成検査場	◎	完成品の検査を行う場所
6	洗浄場	◎	自動車用原動機の洗浄を行う 場所
C			
1	シリンダ・ボリー ング・マシン	○	
2	シリンダ・ホーニ ング・マシン	○	
3	サーフェース・グ ラインダ	○	平面切削盤を含む。
4	クランクシャフ ト・グラインダ	○	
5	ライン・ボーリン グ・マシン	○	
6	コンロッド・グラ インダ	○	

新

	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グラインダ	○	
	9	バルブ・リフエーサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい。
	3	プレス	○	能力が19.6kn(2tf)以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力9.8kn(1tf)以上のもの
	3	作業台	○	縦1メートル以上、横1.5メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦500ミリメートル以上、横700ミリメートル以上、深さ150ミリメートル以上で台付のもの
	5	エア・コンプレッサ	○	
	6	洗浄機器	○	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
	7	運搬機器	○	原動機の運搬が容易にできるもの
F	1	シリンダ・ゲージ	○	
	2	マイクロ・メータ	○	

旧

	7	ピンホール・ホーニング・マシン	○	
	8	バルブ・シート・グラインダ	○	
	9	バルブ・リフエーサ	○	
D	1	旋盤	○	
	2	ボール盤	○	卓上用のものでよい。
	3	プレス	○	能力が19.6kn(2tf)以上で、油圧式又は手動式のもの
E	1	バイス	○	
	2	チェーン・ブロック	○	つり上げ能力9.8kn(1tf)以上のもの
	3	作業台	○	縦1メートル以上、横1.5メートル以上のもの
	4	部品洗浄槽	○	縦500ミリメートル以上、横700ミリメートル以上、深さ150ミリメートル以上で台付のもの
	5	エア・コンプレッサ	○	
	6	洗浄機器	○	スチーム・クリーナ、カーワッシャ等
	7	運搬機器	○	原動機の運搬が容易にできるもの
F	1	シリンダ・ゲージ	○	
	2	マイクロ・メータ	○	

新

旧

3	ダイヤル・ゲージ	○	
4	ノギス	○	最大測定値が150ミリメートル以上、単位目盛が副尺利用で0.05ミリメートル(1/20ミリメートル)以下のもの
5	シクネス・ゲージ	○	長さ75ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わせられているもの
6	ファイラ・ゲージ	○	長さ230ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わせられているもの
7	直定規	○	断面の幅が5ミリメートル以上で高さ25ミリメートル以上、長さ500ミリメートル以上のもの
8	定盤	○	縦450ミリメートル、横600ミリメートル以上のもの
9	表面アラサ測定器	○	JIS-0659表面アラサ標準片でもよい。
10	コンロッド・アイナ	○	
<del>11</del>	<del>ノズル・テストタ</del>	<del>⊖</del>	
<u>11</u>	コンプレッション・ゲージ	○	
<u>12</u>	エンジン・タコメータ	○	

3	ダイヤル・ゲージ	○	
4	ノギス	○	最大測定値が150ミリメートル以上、単位目盛が副尺利用で0.05ミリメートル(1/20ミリメートル)以下のもの
5	シクネス・ゲージ	○	長さ75ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わせられているもの
6	ファイラ・ゲージ	○	長さ230ミリメートル以上のリーフが8種類以上組み合わせられているもの
7	直定規	○	断面の幅が5ミリメートル以上で高さ25ミリメートル以上、長さ500ミリメートル以上のもの
8	定盤	○	縦450ミリメートル、横600ミリメートル以上のもの
9	表面アラサ測定器	○	JIS-0659表面アラサ標準片でもよい。
10	コンロッド・アイナ	○	
<u>11</u>	<u>ノズル・テストタ</u>	<u>○</u>	
<u>12</u>	コンプレッション・ゲージ	○	
<u>13</u>	エンジン・タコメータ	○	

新		旧	
<u>13</u>	バキューム・ゲージ	○	
<u>14</u>	タイミング・ライト	○	ガンリン車用のもの
<u>15</u>	バルブ・スプリング・テスト	○	
<u>16</u>	温度計	○	
<u>17</u>	燃料消費計	○	
G 1	バルブシート・カッタ	○	
2	トルク・レンチ	○	クランク軸の軸受締付ボルト、コンロッド大端ボルト及びピシリンダヘッド・ボルト等の締付トルクの測定ができるもの。
3	作業用工具	○	原動機の分解・組立作業及び部品の脱着作業等の必要なもの(特殊工具を含む)
4	バルブ・リフタ	○	
5	ベアリング・レース・プーラ	○	
6	ギヤ・プーラ	○	

新

H	+	亀裂点検査装置	⊖	磁気探傷器、けい光探傷器、染色探傷器または、いぶし検査用具（ガスバーナ又はトーチランプ）など。
	1	水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	2	噴射ポンプ・テスタ	○	
	3	原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

(注) 1. ⊖印は、作業を行うために必要と十分な面積を有していないければならない。  
 2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

旧

H	1	亀裂点検査装置	○	磁気探傷器、けい光探傷器、染色探傷器または、いぶし検査用具（ガスバーナ又はトーチランプ）など。
	2	水圧検査装置	○	加圧ポンプ、耐圧ホース及び締付金具を含む。
	3	噴射ポンプ・テスタ	○	
	4	原動機試験装置	○	水動力計、電気動力計等原動機の馬力の測定ができるもの

(注) 1. ⊖印は、作業を行うために必要と十分な面積を有していないければならない。  
 2. ○印は、作業対象に応じた機能を有するもの1基以上を作業量に応じて保有しなければならない。

第5表 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	要目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	タイヤ整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車タイヤ整備士
B	1	屋内現車作業場	35㎡以上	現車についてのタイヤ整備作業を行う場所
	2	屋内タイヤ整備作業場	20㎡以上	現車から取り外したタイヤの整備作業を行う場所
	3	車両置場	a × 0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
	4	洗浄場	○	

第5表 特殊整備工場（タイヤ整備作業）

種別	番号	要目	基準	備考
A	1	工員数	3人以上	タイヤ整備作業に従事する工員数
	2	整備士数	2人以上	自動車タイヤ整備士
B	1	屋内現車作業場	35㎡以上	現車についてのタイヤ整備作業を行う場所
	2	屋内タイヤ整備作業場	20㎡以上	現車から取り外したタイヤの整備作業を行う場所
	3	車両置場	a × 0.3以上	屋内、屋外を問わない。 aは屋内現車作業場の面積
	4	洗浄場	○	



新		旧	
3	デプス・ゲージ	○	○
4	トルク・レンチ	○	○
5	巻尺	○	○
<del>6</del>	<del>亀裂点検装置</del>	<del>⊖</del>	<del>○</del>
<p>(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。</p>		<p>(注) 1. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有していなければならないことを示す。</p>	

染色探傷用具を含む

染色探傷用具を含む

## (6) 自動車整備作業中の事故防止について

国自整第148号

平成26年8月5日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 自動車整備作業中の事故防止について

去る平成26年7月10日、大阪府の自動車整備工場（認証）において、オイル交換作業終了後にエンジン作動確認のためエンジンをスタートさせるべくイグニッションを操作したところ、トランスミッションのギアが入っていたために車両が動き、車両の下に潜り込んで作業をしていた自動車整備士を轢死させ、イグニッション操作を行った作業従事者が、工場の支柱と車両との間に挟まれ意識不明の重体となる重大な事故が発生しました。

整備工場における作業従事者の安全を確保することは、適切な事業運営に必要不可欠であり、また、今後の整備事業の維持・発展に欠かせない優秀な若手人材を確保していくための前提となる極めて重要な事項であると考えられます。

つきましては、今後整備工場において作業従事者の死亡・重傷事故が発生した場合には、事故の発生状況を把握し、その原因分析を行うことを通じて再発防止策をとりまとめ、傘下会員に周知・徹底するなどにより、自動車整備作業の安全確保に万全を期されるようお願いいたします。

(7) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国 自 整第157号の2  
国官参自保第363号の2  
平成26年8月11日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国 自 整 第 1 5 7 号  
国 官 参 自 保 第 3 6 3 号  
平 成 2 6 年 8 月 1 1 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の  
取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いにつ  
いて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393  
号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

自動車損害賠償法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて  
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号)

新旧対照表

新				旧			
別記 2	略 称	保 險 会 社 名	略 称	別記 2	略 称	保 險 会 社 名	略 称
別記 2	AD 損保	全国共済農業協同組合連合会	AD 損保	別記 2	AD 損保	全国共済農業協同組合連合会	JA 全共連
	ア ク サ	同上	ア ク サ		ア ク サ	同上	JA 全共連
	朝 日	(〇〇(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	朝 日		朝 日	(〇〇(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	JA 〇〇〇 (都道府県名)
	ゼ ネ ラ リ	〇〇〇農業協同組合	ゼ ネ ラ リ		ゼ ネ ラ リ	〇〇〇農業協同組合	JA 〇〇〇
	ア ド リ ッ ク	日本再共済生活協同組合連合会	ア ド リ ッ ク		ア ド リ ッ ク	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
	A ホ ー ム	全国労働者共済生活協同組合連合会	A ホ ー ム		A ホ ー ム	全国労働者共済生活協同組合連合会	全 労 済
	イ ー デ ザ イ ン	全国トラック交通共済協同組合	イ ー デ ザ イ ン		イ ー デ ザ イ ン	全国トラック交通共済協同組合	交 協 連
	A I U	北海道自動車交通共済協同組合	A I U		A I U	北海道自動車交通共済協同組合	北 済 協
	E ー ス	東北交通共済協同組合	E ー ス		E ー ス	東北交通共済協同組合	東北交通共済
	S B I	新潟地方交通共済協同組合	S B I		S B I	新潟地方交通共済協同組合	新 交 協
	共 栄	長野県トラック交通共済協同組合	共 栄		共 栄	長野県トラック交通共済協同組合	長 交 協
	イ ン デ ィ ア	関東交通共済協同組合	イ ン デ ィ ア		イ ン デ ィ ア	関東交通共済協同組合	関 交 協
	ジ ェ イ ア イ	神奈川県自動車交通共済協同組合	ジ ェ イ ア イ		ジ ェ イ ア イ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神 交 共
	S ミ セ イ	中部交通共済協同組合	S ミ セ イ		S ミ セ イ	中部交通共済協同組合	中 交 協
	セ コ ム	三重県交通共済協同組合	セ コ ム		セ コ ム	三重県交通共済協同組合	三 交 協
	セ ソ ン	近畿交通共済協同組合	セ ソ ン		セ ソ ン	近畿交通共済協同組合	近 畿 共 済
	ソ ニ ー	兵庫県交通共済協同組合	ソ ニ ー		ソ ニ ー	兵庫県交通共済協同組合	兵 交 協
	保 護 機 構	岡山県トラック交通共済協同組合	保 護 機 構		保 護 機 構	岡山県トラック交通共済協同組合	岡 交 協
	S . J . I . N . I . S	中国トラック交通共済協同組合	S . J . I . N . I . S		損保ジャパン	中国トラック交通共済協同組合	中 交 共
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	四国交通共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	四国交通共済協同組合	四 交 協
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	九州トラック交通共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九 交 協
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	南九州交通共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	南九州交通共済協同組合	南 九 共 済
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	全国自動車共済協同組合連合会	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	全国自動車共済協同組合連合会	全 自 共
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	北海道自動車共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	北海道自動車共済協同組合	北 自 共
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	東北自動車共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	東北自動車共済協同組合	東 北 自 共
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	関東自動車共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	関東自動車共済協同組合	関 自 共
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	中部自動車共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	中部自動車共済協同組合	中 部 自 共
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	近畿自動車共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	近畿自動車共済協同組合	近 畿 自 共
	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構	西日本自動車共済協同組合	損 害 保 險 約 者 保 護 機 構		損保ジャパン	西日本自動車共済協同組合	西 自 共
	明 治 安 田 損 害 保 險 株 式 有 限 公 司	明 治 安 田 損 害 保 險 株 式 有 限 公 司	明 治 安 田 損 害 保 險 株 式 有 限 公 司		明 治 安 田 損 害 保 險 株 式 有 限 公 司	明 治 安 田 損 害 保 險 株 式 有 限 公 司	西 自 共

**(8)「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について**

国自技第78号の2  
平成26年10月9日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

(別紙)

国自技第 78 号

平成 26 年 10 月 9 日

地方運輸局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について  
(依命通達)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 26 年国土交通省告示第 976 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）  
（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>1. ～40. (略)</p> <p>41. 適用関係告示第9条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。  <u>(1) 平成28年11月1日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</u>  <u>(2) 平成28年11月1日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）</u></p> <p>42. ～65. (略)</p> <p>66. 適用関係告示第14条第14項の「国土交通大臣が定める自動車」は、平成29年10月9日以前に製作された自動車であって次に掲げる自動車とする。  <u>(1) 平成29年10月9日以前に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車（外部電源に接続して原動機用蓄電池を充電する機能を有するものを除く）</u>  <u>(2) 平成29年10月8日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、電波障害防止に係る性能について変更のないもの</u>  <u>(3) 平成29年10月9日以前に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、平成29年10月8日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車又は輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と電波障害防止に係る性能について変更のない</u></p>	<p>1. ～65. (略)</p> <p>41. 適用関係告示第9条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。  <u>(1) 平成28年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</u>  <u>(2) 平成28年10月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車</u></p> <p>(新規)</p>

もの

附 則

本改正規定は、平成26年10月9日より施行する。

(9) 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

国自技第110号の3  
平成26年10月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達しましたので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対して周知方お願いします。

別添

国自技第110号  
平成26年10月31日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

○ 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）新旧対照表

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）

制定 平成9年9月19日付 自技 第193号  
最終改正 平成26年10月31日付 国自技第130号

改正		現行
「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）	「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）	
別添 基準緩和自動車の認定要領	別添 基準緩和自動車の認定要領	
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)	
第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車	第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車	
(1)～(23) (略)	(1)～(23) (略)	
<u>(24) 保安基準第22条の5（年少者用補助乗車装置等）により、年少用補助乗車装置取付具を備えなければならないものであって、最高速度が20キロメートル毎時未満の自動車</u>	<u>(24) 保安基準第22条の5（年少者用補助乗車装置等）により、年少用補助乗車装置取付具を備えなければならないものであって、最高速度が20キロメートル毎時未満の自動車</u>	
(25) (略)	(24) (略)	
第4～第20 (略)	第4～第20 (略)	
別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）	別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係）	
適用条項	適用条項	適用条項
項目	項目	項目
保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示
(略)	(略)	(略)
13	6～12	13
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6～12	6～12	6～12
13	13	13
13	6～12	13
1	1	1
2	2	2
3	3	3
4	4	4
5	5	5
6～12	6～12	6～12
13	13	13
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

示 第 1 条 第 1 号	頭部後傾抑止装置 等  (以下 省略)	保 22 の 4  保 22 の 5	(略)				
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	
			○	○	○	○	

(注) (略)

【備考】 (略)

別表第 2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第 7 及び第 13 関係)

基準緩和項目 (数字番号) (略)	条件又は制限 (数字番号) (略)
座席ベルト(023)	(略)
年少者用補助乗車装置等	1 運行速度は、20キロメートル毎時未滿とする。 2 運転者席には、20キロメートル毎時未滿で運行する旨を表示すること。
(略)	(略)

備考 (略)

別表第 3

基準緩和項目 (略)	表示の例 (略)
座席	(略)
年少者用補助乗車装置等	「運行速度 20 キロメートル毎時未滿」
(略)	(略)

備考 (略)

示 第 1 条 第 1 号	頭部後傾抑止装置 等  (以下 省略)	保 22 の 4	(略)

(注) (略)

【備考】 (略)

別表第 2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第 7 及び第 13 関係)

基準緩和項目 (数字番号) (略)	条件又は制限 (数字番号) (略)
座席ベルト(023)	(略)
(新規)	(新規)
(略)	(略)

備考 (略)

別表第 3

基準緩和項目 (略)	表示の例 (略)
座席	(略)
(新規)	(新規)
(略)	(略)

備考 (略)

<p>別表第4 (略)</p> <p>第1号様式～第8号様式 (略)</p> <p>参考1～8 (略)</p>	<p>別表第4 (略)</p> <p>第1号様式～第8号様式 (略)</p> <p>参考1～8 (略)</p>
---	---

附 則 (平成26年10月31日 国自技第110号)  
(適用時期)

- 1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

## (10) 「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について

国自情第147号の2  
平成26年11月11日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
会長 橋本 一豊 殿

自動車局自動車情報課長

### 「甲種受託者による出張封印について」の一部改正について

標記について、「新たな地域名表示ナンバープレート（いわゆる「ご当地ナンバー」）第2弾の導入に伴う、導入前の地域名表示がされているナンバープレートと、「ご当地ナンバー」に変更する場合の封印取付けも、出張封印の対象とすることから、「甲種受託者による出張封印について」（平成18年1月30日付け国自管第168号）の一部を下記のとおり改めることとしたので、会員等への周知方、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 2. 対象とする封印取り付けの範囲

② 新たな地域名表示ナンバープレート（「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年9月21日 国土交通省令第89号）、「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成20年10月31日 国土交通省令第90号）及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」（平成26年10月17日 国土交通省令第83号）に基づき導入した自動車登録番号標をいう。）の導入に伴い、導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則（昭和45年2月20日運輸省令第7号）第13条第1項第1号に適合させるために変更された自動車登録番号標の封印取付け

(平成26年11月11日付け国自情第147号反映版)

## 甲種受託者による出張封印について

### 1. 趣旨

申請者の出頭による負担軽減を図るため、申請者から依頼を受けた登録申請手続等に伴い必要となる封印取付けに限り、車両の保管場所等に出向いて施封すること（出張封印）を認めるものである。

### 2. 対象とする封印取付けの範囲

甲種受託者又は甲種受託者と下記3. に定める封印取付代行の契約を締結した者が依頼を受けた以下の手続きに伴う封印取付け

① 登録申請手続に基づき行われた変更登録及び移転登録（業としての自動車の売買に係るものを除く。）であって、道路運送車両法第14条第1項の規定により変更される自動車登録番号標（自動車登録令第40条による提示をした自動車に係るものを除く。）の封印取付け。

② 新たな地域名表示ナンバープレート（「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年9月21日 国土交通省令第89号）、「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成20年10月31日 国土交通省令第90号）及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」（平成26年10月17日 国土交通省令第83号）に基づき導入した自動車登録番号標をいう。）の導入に伴い、導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の自動車登録規則（昭和45年2月20日運輸省令第7号）第13条第1項第1号に適合させるために変更された自動車登録番号標の封印取付け

### 3. 出張封印を行う者

① 甲種受託者の職員

② 甲種受託者がユーザー利便の向上を図る上で必要があると認めた場合で、以下の者のうち甲種受託者の名において出張封印に係る作業を代行（封印取付代行）させる1年以上の長期契約を締結したもの

ア 指定整備事業者

## イ 自動車登録業務に十分精通した行政書士

### 4. 施封場所

自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の書面に記載された当該車両の保管場所とする。ただし、出張封印を受ける申請者が、保管場所以外の駐車場において施封を希望する場合は、当該駐車場で施封することができる。

### 5. 業務の適性確保

(1) 甲種受託者は、封印取付代行者に封印を渡す際に、

- ① 封印取付代行者に施封自動車の所有者名、施封場所、施封日時、施封者名等を記録させたもの（以下「出張封印取付依頼報告書」という）を提出させる。
- ② 「2. ①の封印取付け」にあつては、譲渡証明書等の写しを提出させて当該代行者から譲渡人及び譲受人が業として自動車の売買をする者でないことを確認する。
- ③ 「2. ②の封印取付け」にあつては、登録事項等通知書の提示と旧自動車検査証の写しの提出を受けて、新たな地域名表示ナンバープレートへの交換であることを確認することとし、出張封印取付依頼報告書及び譲渡証明書等の写し又は旧自動車検査証の写しは自らも保管しなければならない。

(2) 運輸支局長等は、封印取付け業務が適正に行われるよう、甲種受託者に対し、適正な封印取付代行の契約を結ぶべき旨の指導を行うとともに、上記2から5(1)の事項が適切に行われているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

### 6. 経過措置

本通達の改正の際に、現に改正前の通達により封印取付代行契約を締結している者は、改正後の通達の封印取付けに係る契約も締結されたものとみなすことができる。

### 7. 実施時期

平成26年11月17日より実施する。

(11) 「封印取付け委託要領」の一部改正について

国自情第154号の2

平成26年11月14日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 殿

自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知頂きますとともに、傘下会員への周知方よろしく申し上げます。

(別添)

国自情第154号  
平成26年11月14日

地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿  
(単名各通)

自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、「新たな地域名表示ナンバープレート(いわゆる「ご当地ナンバー」)」第2弾の導入に伴い、「封印取付け委託要領」(平成18年10月4日付け国自管第86号)を下記のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

記

封印取付け委託要領(平成18年10月4日付け国自管第86号)を以下のとおり改正する。

封印取付け委託要領

第2条

(5)「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」(平成18年9月21日国土交通省令第89号)、「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(平成20年10月31日国土交通省令第90号)及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」(平成26年10月17日国土交通省令第83号)に基づき導入した自動車登録番号標(以下「新たな地域名表示ナンバープレート」という)

第8条2、別記様式3④(2)及び別記様式4(2)の文中の「新たな地域名表示ナンバープレート」には、導入されている「ご当地ナンバー」全てについて述べているので留意されたい。

(平成26年11月14日付け国自情第154号反映版)

### 封印取付け委託要領

(適用)

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（以下「車両法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受託者 封印取付け委託を受けた者

(2) 甲種受託者 乙種受託者及び丙種受託者以外の受託者

(3) 乙種受託者 完成検査修了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。

ア 当該自動車の提示に代えて完検証の提出により新規登録を受ける場合

イ 当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合

ウ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

エ 変更登録又は移転登録に伴い、車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第3項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

(4) 丙種受託者 社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者

ア 当該自動車の提示に代えて完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合

イ 変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第14条第1項の規定により当該自動

車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）に限る。）

ウ 変更登録又は移転登録に伴い、車両法第11条第2項（自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。）又は第3項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合。

(5) 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令」（平成18年9月21日国土交通省令第89号）、「自動車登録規則及び道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成20年10月31日国土交通省令第90号）及び「自動車登録規則等の一部を改正する省令」（平成26年10月17日国土交通省令第83号）に基づき導入した自動車登録番号標（以下「新たな地域名表示ナンバープレート」という）

（事業所）

第3条 封印取付け委託は、事業場ごと行う。

第4条 乙種受託者に対する委託は、次の点を考慮して行うこととする。

(1) 封印取付け業務を統括管理する封印取付け責任者が常駐するとともに封印取付けも実施できる事務所を事業場として委託するものとする。

(2)（施封センター方式）

封印の取付けは、複数の乙種受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

(3) また、委託後における自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとること。

第4条の2 丙種受託者に対する委託は、次の点を考慮して行うこととする。

(1) 封印取付け業務を統括管理する封印取付け責任者が常駐するとともに封印取付けも実施できる事務所を事業場として委託するものとする。

(2)（巡回施封方式）

封印の取付けは、構成員である自動車販売事業者の店舗においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。

(3) また、委託後における自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとること。この場合、当該措置によってもなお改善が図られないおそれがある場合には、必要に応じ社団法人日本中古自動車販売協会連合会を通じた指導を行うこととするので、適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。

(封印取付け受託者準則)

第5条 運輸支局長は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

(封印取付け委託書)

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書(別記様式)を交付するものとする。

(委託の制限)

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化臨時措置法第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができない。

(委託する業務の範囲の限定)

第8条 乙種受託者に委託する業務の範囲は、自ら販売する自動車に係る封印の取付けのみに限定するものとし、丙種受託者に委託する業務の範囲は、構成員が自ら販売する自動車に係る封印の取付けのみに限定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、運輸支局長は、新たな地域名表示ナンバープレートの導入に伴い、導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の登録規則第13条第1項に適合する自動車登録番号標に交換する場合に必要な封印の取付けを、乙種受託者又は丙種受託者に委託することができる。

第9条 運輸支局に自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第3項又は第5項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

2 前項の規定は2以上の運輸支局のある北海道及び沖縄について準用する。

第10条 前2条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

2 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、指定整備事業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。)に、当該指定整備事業者が販売する中古自動車に係る封印の取付け作業及び当該指定整備事業者が整備する自動車に係る車両法第11条第4項ただし書きに基づき整備のために取り外した封印の取付け作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。

3 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和26年運輸省令第72号）別表に定める車体整備作業1種又は2種として認定を受けた優良自動車整備事業者をいう。）に、当該車体整備事業者が整備する自動車に係る車両法第11条第4項ただし書きに基づき整備のために取り外した封印の取付け作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。

4 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に当該構成員が販売する自動車に係る封印の取付け作業を丙種受託者の名において行わせることができる。

（封印受領証等）

第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。

2 前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。

（封印の出納の記録）

第12条 運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。

（封印取付け報告書）

第13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限りではない。

2 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。

（経過措置）

第14条 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者及び乙種受託者並びに丙種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号の甲種受託者、第3号の乙種受託者及び第4号の丙種受託者としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。

2 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者及び丙種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

附則 本通達第2条（5）及び第8条第2項は、旧通達が廃止されるまでの間、旧通達第2条及び第8条の後にそれぞれ加えて、平成18年10月10日から施行する。

別記様式

封印取付け委託書	
受託者の氏名又は名称及び住所	
事業場の名称及び所在地	
委託する業務の範囲	
<p>道路運送車両法第28条の3第1項の規定に基づき、上記のとおり封印の取付けを委託する。</p> <p>平成    年    月    日</p> <p style="text-align: right;">運輸支局長 印</p>	

「委託する業務の範囲」

- 1 運輸支局に自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
 

「A 県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項、第2項に係る封印の取付及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第3項、第5項に係る封印の取付」
- 2 運輸支局に自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合
 

「A 県（A 運輸支局 B 自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項、第2項に係る封印の取付及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第3項、第5項に係る封印の取付」
- 3 乙種受託者の場合
  - (1) 自ら販売する自動車について、
    - ① 当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
    - ② 当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
    - ③ 変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和26年政令第256号）第40条による提示をしたものを除く。）

に限る。)

- ④ 変更登録又は移転登録に伴い、車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第3項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)の規定による封印の取付けを行う場合

(2)新たな地域名表示ナンバープレートの導入に伴い、導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の登録規則第13条第1項に適合する自動車登録番号標に交換する場合にそれぞれ必要となる封印の取付け

#### 4 丙種受託者の場合

「(1)構成員が自ら販売する自動車について、

- ① 当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- ② 変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
- ③ 変更登録又は移転登録に伴い、道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第3項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取付けを行う場合

(2)新たな地域名表示ナンバープレートの導入に伴い、導入地域において導入前に交付された自動車登録番号標を、導入後の登録規則第13条第1項に適合する自動車登録番号標に交換する場合にそれぞれ必要となる封印の取付け

#### 別記

##### 封印取付け受託者準則

(適用)

第1条 受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。

(定義)

第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 封印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付すること。
- (2) 有償受託者 第13条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者(封印受払い簿)

第3条 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。

3 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならない。

(封印の保管)

第4条 受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

第6条 受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。

(封印取付け届出書)

第7条 有償受託者たる乙種受託者及び丙種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際運輸支局長に封印取付け届出書(第1号様式)2通を提出しなければならない。

(封印取付け報告書)

第8条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2号様式)を提出しなければならない。

2 封印の前渡しを受けた乙種受託者及び丙種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。

(変更届)

第9条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(手数料額)

第10条 1件の封印取付けに対して支払う手数料の額は、毎年度の予算で定められた額を限度とする。

第11条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局の業務件数により、乙種受託者及び丙種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。

(手数料の請求)

第12条 受託者は、毎月4月1日から翌年3月31日までにを行った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

3 乙種受託者及び丙種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済

印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第13条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式

封印取付け届出書					
運輸支局長 殿			年 月 日		
			受託者		
下記の自動車について封印を取り付けます。			事業場 _____		
	車台番号	自動車登録番号		車台番号	自動車登録番号
1					
2					
3					
4					
5					

備考 余白は、斜線で消すこと。

(日本工業規格A列4判)

第2号様式

封印取付け報告書			
運輸支局長 殿		年 月 日	
年 月分		受託者	
封印取付け件数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 件		事業場 _____	
受入れ		払出し	
前月繰越	個	取付け	個
受入れ	個	不良品	個
		打損	個
		紛失	個
		残り	個
計	個	計	個

(日本工業規格A列4判)

## (12) 事業用自動車の緊急点検の実施について

国自整第 225 号の 5  
平成 26 年 11 月 21 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成 26 年 3 月 7 日付け国自整第 365 号「事業用自動車の保守管理の徹底について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する保守管理の徹底を図っているところですが、平成 26 年 10 月 24 日に兵庫県内の中国自動車道において、近畿運輸局管内の高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにも拘わらず、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

また、当該事故の発生に鑑み、近畿運輸局では、別添 1 のとおり事業用自動車（バス）の全車両緊急点検を実施するよう通知したところです。

つきましては、別添 2 のとおり関係団体に対して緊急点検を実施するよう通知しましたので、自動車運送事業者から整備の必要性等相談があった場合には適切に対応して頂きますようよろしくお願いします。

なお、本件については、別添 3 のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

近運技整第366号の2  
近運技保第571号の2  
平成26年11月18日

近畿地区自動車整備連絡協議会会長 様

近畿運輸局自動車技術安全部長

### 事業用自動車（バス）の緊急点検の実施について

本年10月に近畿管内のバス事業者において高速道路を走行していた高速乗合バスの主要骨格部分（フロントフレーム部分）の腐食により部品が脱落（下図参照）してハンドル操作が不能になり、乗用車に接触して乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。

また、この事故以前の平成25年11月にも他運輸局管轄の高速乗合バスにおいて同様にハンドル操作が不能となり、路肩ガードレールに衝突し乗客5人が軽傷を負う事故も発生しております。

つきましては、別添のとおり近畿管内のバス事業者に対して緊急点検を実施するよう通達しましたので、バス事業者から整備の必要性等相談があった場合には適切に対応して頂きますようよろしくお願いします。



※ 管内バス協会非会員事業者 代表者 様、各府県バス協会会長、トラック、霊柩、タクシー、福祉輸送協会会長への通知文は省略。

国自整第 225 号  
平成 26 年 11 月 21 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成 26 年 3 月 7 日付け国自整第 365 号「事業用自動車の保守管理の徹底について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する保守管理の徹底を図っているところですが、平成 26 年 10 月 24 日に兵庫県内の中国自動車道において、近畿運輸局管内の高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにも拘わらず、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

また、当該事故の発生に鑑み、近畿運輸局では、別添 1 のとおり事業用自動車（バス）の全車両緊急点検を実施するよう通知したところです。

つきましては、同種事故の再発防止を図るため、下記により車枠・車体の腐食に関する緊急点検を実施するよう貴会傘下会員の自動車運送事業者へ周知して頂きますようお願いいたします。

なお、本件については、別添 2 のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

### 記

1. 保有する事業用自動車（バス）全車両に対して、下回りの主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無を確認すること。
2. 当該打音検査等により腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し、当該部位の補修や防錆措置をするなど適切に対処すること。

国自整第 225 号の 2  
平成 26 年 11 月 21 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

### 事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成 26 年 3 月 7 日付け国自整第 365 号「事業用自動車の保守管理の徹底について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する保守管理の徹底を図っているところですが、平成 26 年 10 月 24 日に兵庫県内の中国自動車道において、近畿運輸局管内の高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生しました。これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにも拘わらず、同種の事故が再発したことは誠に遺憾であります。

また、当該事故の発生に鑑み、近畿運輸局では、別添 1 のとおり事業用自動車（バス）の全車両緊急点検を実施するよう通知したところ です。

つきましては、貴会傘下会員の保有している事業用自動車においても同種事故が発生するおそれがあることから、貴会傘下会員の自動車運送事業者到下回りの主要骨格部分の点検をはじめ、保守管理を徹底して頂きますよう周知方よろしくお願ひします。

なお、本件については、別添 2 のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添えます。

※ 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合、日本自動車部品工業会、日本自動車車体整備協同組合連合会への通知文（国自整第 225 号の 5）は省略。

国自整第 225 号の 3  
平成 26 年 11 月 21 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 事業用自動車の緊急点検の実施について

標記については、平成 26 年 3 月 7 日付け国自整第 365 号「事業用自動車の保守管理の徹底について」により、高速乗合バス等の事業用自動車を運行する自動車運送事業者などに対して、車枠・車体の腐食に関する保守管理の徹底を図っているところであるが、平成 26 年 10 月 24 日に兵庫県内の中国自動車道において、近畿運輸局管内の高速乗合バスが車枠の腐食により部品が剥離してハンドル操作が不能になり、当該バスが接触した乗用車の運転者が軽傷を負う事故が発生した。これまで、車枠・車体の保守管理についての注意喚起をしていたにも拘わらず、同種の事故が再発したことは重く受け止める必要がある。

また、当該事故の発生に鑑み、近畿運輸局では、別添 1 のとおり事業用自動車（バス）の全車両緊急点検を実施するよう通知したところである。

については、同種事故の再発防止を図るため、貴局管内のバス事業者に対し、車枠・車体の腐食に関する緊急点検を別添 1 と同様に実施するよう周知されたい。また、その他の自動車運送事業者に対しても、同種事故が発生するおそれがあることから保守管理の徹底を周知されたい。

なお、本件については、別添 2 のとおり関係団体に対して通知したことを申し添える。

### (13) 指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について

国自整第243号の2  
平成26年12月9日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところです。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が多発しており（過去1年の事例は別紙のとおり）、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させていることは極めて遺憾であります。

今後、指定自動車整備事業制度の拡大を図る上でも、指定自動車整備事業者が国に代わり自動車検査業務を厳正かつ公正に遂行する必要があることを踏まえ、別添のとおり、厳正かつ公正な業務運営の徹底について、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し、指定自動車整備事業者への指導を一層強化するよう通知しましたので、ご了解願います。

また、貴会におかれましても、道路運送車両法の規定を踏まえ、指定自動車整備事業の適切な事業運営の指導に努めていただくとともに、貴会傘下会員に対して、不審事案に係る情報が寄せられた場合においては、最寄りの運輸支局へ情報提供いただきますよう周知願います。

別添

国自整第243号  
平成26年12月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

指定自動車整備事業者による厳正かつ公正な業務運営の徹底について

指定自動車整備事業における事業運営の適正化については、自動車検査の一翼を担うことの重要性に鑑み、これまでも監査、研修等を通じて法令に基づく業務の適正な実施の徹底を図ってきたところである。

しかしながら、依然として指定自動車整備事業者による悪質な不正事案が多発しており（過去1年の事例は別紙のとおり）、これらの不正行為は、指定自動車整備事業制度の根幹を揺るがし、指定自動車整備事業の社会的信頼を著しく失墜させていることは極めて遺憾である。

今後、指定自動車整備事業制度の拡大を図る上でも、指定自動車整備事業者が国に代わり自動車検査業務を厳正かつ公正に遂行する必要があることから、下記の事項について具体的な措置を講ずることにより、関係者に対する指導の一層の強化を図られたい。

また、下記3.の事項については、平成27年初めに全国指定整備監査担当者会議を本省で開催し、各運輸局等の検討結果を総合する等により、不正行為を行っているおそれがある指定自動車整備事業者の抽出に有効な業務実績等の分析手法等を含む指定自動車整備事業者の不正事案再発防止対策を取りまとめ、速やかに実施することを申し添える。

なお、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長に対し通知したので了知されたい。

## 記

1. 指定自動車整備事業者や自動車検査員に対し、改めて同事業の社会的責務の重さと法令遵守の重要性を再認識させるように、監査、研修等の機会を捉え指導を徹底すること。
2. 指定自動車整備事業者に対する監査を強化するとともに、監査をはじめあらゆる機会を活用して、経営陣に対し、各事業場の業務運営体制の直接確認を自ら行う等、指定自動車整備事業に係る社内管理体制の総点検を実施させ、厳正かつ公正な業務運営の徹底を努めさせること。
3. 各運輸局自動車技術安全部及び沖縄総合事務局運輸部が主導して、効率的な監査の実施と、不正行為を行っているおそれがある指定自動車整備事業者の抽出に有効な業務実績等の分析手法や、自動車使用者、自動車整備事業者からの情報収集の方策等を直ちに検討すること。

※ 別紙は省略

**(14) 「ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 41 条、第 119 条及び第 197 条の適用について（平成 15 年 10 月 28 日付国自環第 149 号）」の一部改正について**

国自環第 176 号の 3  
平成 27 年 1 月 8 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
環境政策課長

「ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 41 条、第 119 条及び第 197 条の適用について（平成 15 年 10 月 28 日付国自環第 149 号）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長等に通知したので、貴傘下会員に対し、周知方お願い致します。

(別紙)  
国自環第 176 号  
平成 27 年 1 月 8 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿 (単名各通)

国土交通省自動車局  
環境政策課長

「ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 41 条、第 119 条及び第 197 条の適用について (平成 15 年 10 月 28 日付国自環第 149 号)」の一部改正について

標記について、ジメチルエーテルを燃料とする自動車についても、粒子状物質の排出がないものとして取り扱うこととし、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

別 添

○ 「ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について」の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

平成15年10月28日国自環第149号

最終改正：平成27年1月8日国自環第176号

改 正	現 行
<p>ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について</p> <p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)(以下「細目告示」という。)により、ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に対し、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質について細目告示に定める基準値への適合性を判断しているところであるが、下記に掲げる燃料においては、粒子状物質の排出に影響する成分がほとんど含まれていないことから、これらを燃料とする自動車は、粒子状物質の排出がないものとして取り扱っても差し支えないこととしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 圧縮天然ガス、液化天然ガス</li> <li>2. 圧縮水素ガス、液化水素ガス</li> <li>3. <u>ジメチルエーテル</u></li> </ol>	<p>ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に係る道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条、第119条及び第197条の適用について</p> <p>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)(以下「細目告示」という。)により、ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする自動車に対し、一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質について細目告示に定める基準値への適合性を判断しているところであるが、下記に掲げる燃料においては、粒子状物質の排出に影響する成分がほとんど含まれていないことから、これらを燃料とする自動車は、粒子状物質の排出がないものとして取り扱っても差し支えないこととしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 圧縮天然ガス、液化天然ガス</li> <li>2. 圧縮水素ガス、液化水素ガス</li> </ol>

## (15) ジメチルエーテルを燃料とする自動車の排出ガス測定方法について

国自環第177号の3

平成27年1月8日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局  
環境政策課長

ジメチルエーテルを燃料とする自動車の排出ガス測定方法について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長等に通知しましたので貴傘下会員に対し、周知方お願い致します。

(別紙)

国自環第177号

平成27年1月8日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸安全部長 殿 (単名各通)

国土交通省自動車局  
環境政策課長

#### ジメチルエーテルを燃料とする自動車の排出ガス測定方法について

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）第41条第9号及び第10号並びに第119条第5号の自動車のうち、ジメチルエーテルを燃料とするものの排出ガス測定方法について、今般、平成23年3月「次世代大型低公害車の新技術に対する技術基準等策定に関する事業」の報告等を踏まえ、今後、当分の間、細目告示別添41「重量車の排出ガス測定方法」における軽油を燃料とする自動車の測定方法に準じた方法によることとし、当該測定方法のうち、別添1.の表の項目第1欄に掲げる項目については、同表第2欄に掲げる字句を第3欄に掲げる字句に読み替えて適用することとしたので了知されたい。

なお、本取扱いは別添2.に記載する規格の燃料を用いるものに限るものとする。

## ジメチルエーテルを燃料とする自動車の排出ガス測定方法

## 1. ジメチルエーテルを燃料とする場合の別添 41 の読み替え

項目	読み替えられる字句	読み替える字句
別紙 4 - 1 1.2.(2) (THC の分析)	HFID を用い、検出器、バルブ、配管などを 463±10K (190±10°C) に加熱すること。	HFID 又は FID を用いること。
別紙 4 - 2 1.1.(2) THC の測定方法 1.1.(5)NO <sub>x</sub> の測定方法	積算計測により	積算計測又はバッグサンプルにより
別紙 4 - 2 5.3.(1)①、② (KW 算出式中)	1.9	3.0
別紙 4 - 2 5.3.(3) (希釈率)	$DF = \frac{13.3}{CO_{2conce} + (THC_{conce} + CO_{conce}) \times 10^{-4}}$ CO <sub>2conce</sub> : 希釈排出ガス中の CO <sub>2</sub> 濃度 (%) THC <sub>conce</sub> : 希釈排出ガス中の THC 濃度 (ppmC) CO <sub>conce</sub> : 希釈排出ガス中の CO 濃度 (ppm)	$DF = \frac{12.3}{CO_{2conce} + (THC_{conce} \times F + CO_{conce}) \times 10^{-4}}$ 12.3 : DME の理論 CO <sub>2</sub> 濃度 CO <sub>2conce</sub> : 希釈排出ガス中の CO <sub>2</sub> 濃度 (%) THC <sub>conce</sub> : 希釈排出ガス中の THC 濃度 (ppmC) F : DME の FID 感度比を考慮した補正係数 1.52 CO <sub>conce</sub> : 希釈排出ガス中の CO 濃度 (ppm)
別紙 4 - 2 5.3.(5) (THC の質量比) 5.3.(6) (NMHC の質量比)	0.000481	0.000796
別紙 4 - 3 4.1.(3) (理論空燃比)	14.61	8.98
別紙 4 - 3 4.1.(3) (瞬時空気過剰率算出式中)	0.00475	0.00500
別紙 4 - 3 4.1.(3) (瞬時空気過剰率算出式中)	0.07024	0.07143
別紙 4 - 3	1.9	3.0

4.3.(1)② (KW 算出式中)		
別紙 4 - 3 4.3(2) (二次空気を導入する 場合の補正)	$K_{2a} = \frac{\frac{208.1}{G_a} - 0.988}{G_f} \times 10^{-4}$ $K_{2a} = \frac{\frac{208.1}{G_a} - 0.988}{G_f} \times 10^{-4}$ <p>THC : 排出ガス中の THC の濃度 (ppmC)</p> <p>CO<sub>d</sub> : 排出ガス中の乾燥状態の CO 濃度 (ppm)</p>	$K_{2a} = \frac{\frac{208.1}{G_a} - 0.988}{G_f} \times 10^{-4}$ $K_{2a} = \frac{\frac{208.1}{G_a} - 0.988}{G_f} \times 10^{-4}$ <p>THC : 排出ガス中の THC の濃度 (ppmC)</p> <p>CO<sub>d</sub> : 排出ガス中の乾燥状態の CO 濃度 (ppm)</p> <p>F : DME の FID 感度比を考慮した補正係数 1.52</p>
別紙 4 - 3 4.3.(4) (THC の質量比) 4.3.(5) (NMHC の質量比)	0.000480	0.000796

## 2. 燃料性状

項目	単位	規格値
DME 純度	質量分率%	99.5 以上
メタノール	質量分率%	0.050 以下
水分	質量分率%	0.030 以下
炭化水素 (C <sub>4</sub> 以下)	質量分率%	0.050 以下
二酸化炭素	質量分率%	0.10 以下
一酸化炭素	質量分率%	0.010 以下
ギ酸メチル	質量分率%	0.050 以下
エチルメチルエーテル	質量分率%	0.20 以下
蒸発残渣分	質量分率%	0.0070 以下
全硫黄分	Mg/kg	3.0 以下

**(16) 「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について**

国自技第 156 号の 2  
平成 27 年 1 月 22 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

(別紙)

国自技第 156 号  
平成 27 年 1 月 22 日

地方運輸局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について  
(依命通達)

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成 27 年国土交通省告示第 43 号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 151 号、国自環第 134 号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれない。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）  
（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>記 記</p> <p>1. ～66. (略)</p> <p>67. 適用関係告示第9条第46項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成30年10月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 平成30年10月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>68. 適用関係告示第15条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成29年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 平成29年9月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、平成29年8月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。）、車わく並びに主制御装置の種類が同一であるもの</p> <p>(3) 平成29年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>(4) 平成29年9月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であつて、平成29年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と種別、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造（歩行者の保護に係る性能に変更がないものを除く。）、車わく並びに主制御装置の種類が同一であるもの</p> <p>69. 適用関係告示第18条第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成30年1月22日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（平成30年1月21日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から車体の外形、車わく及び軸距に変更がないものを除く。）</p> <p>(2) 平成30年1月22日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（平成30年1月21日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から車体の外形、車わく及び軸距に変更がないものを除く。）</p> <p>70. 適用関係告示第51条の2第2項及び第4項の「国土交通大臣が定め</p>	<p>記</p> <p>1. ～66. (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

る自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成29年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成29年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成29年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成29年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

71. 適用関係告示第51条の2第5項、第6項及び第8項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成30年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成30年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成30年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成30年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

72. 適用関係告示第51条の2第3項及び第7項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 平成31年11月1日以降に新型届出による取扱いを受けた自動車(平成31年10月31日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(2) 平成31年11月1日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車(平成31年10月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)

(新規)

(新規)

## 附 則

本改正規定は、平成27年1月22日より施行する。

(17) 「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

国自情第186号の3

国自整第301号の3

平成27年1月28日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省自動車局長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、参加会員への周知方、お願いいたします。

(別添)

国自情第188号  
国自整第304号  
平成27年1月28日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿  
(単名各通)

自動車局長

「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について

検査対象外軽自動車（以下「軽二輪」という）の届出について、運用の見直しに伴い、「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）の一部を下記のとおり改正し、平成27年5月1日から適用することとしたので、事務処理上遺漏無きよう取り計らわれたい。

記

「自動車登録業務等実施要領の制定について」（平成18年1月30日付け国自管第166号、国自技第232号）を以下のとおり改正する。

### Ⅲ. 軽二輪

#### 1. 新規届出

##### 1-1. 新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

###### (1) 提出書類

「(イ)」の次に次のように加える。

(ウ) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）

「(ウ)」を「(エ)」に、「(エ)」を「(オ)」に、「(オ)」を「(カ)」にそれぞれ改める。

「(カ)」の次に次のように加える。

(キ) 側車付軽二輪自動車として届出がなされた車両については、側車付軽二輪自動車に該当する車両であるかを確認する書面として車両の外観（前後・横）、ハンドル、座席、運転席部分の側方開放確認ができる車両の写真又は図面など

「(カ)」を「(ク)」に改める。

## 1-2. 中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場合）

### （1）提出書類

（イ）中、「軽自動車届出済証返納済確認書（所有者の変更がある場合は譲渡人印の押印）」を「返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面として、以下の事項が記載されている書面」に改め次の①から⑱を加える。

- ①返納者（使用者）の氏名又は名称及び住所
- ②所有者の氏名又は名称及び住所
- ③使用の本拠の位置、
- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由、
- ⑱譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所、譲渡年月日（譲渡があった場合）  
譲渡人の押印

## 3. 軽自動車届出済証返納届

### （1）届出書類

「（ア）」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された軽自動車届出済証明書及び」を加え、括弧書き文中「（…軽自動車届出済証返納済確認書…）」を「（…返納及び譲渡の事実が同時に確認出来る書面…）」に改める。

「（ア）①」中、「返納者欄：」を「請求者（使用者）及び」に改める。

「（ア）②」中、「所有者欄：」を削る。

「（ア）③」中、「解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「（ア）③」の次に次の④から⑦を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、

- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

「(イ)」を削る。

「(ウ)」を「(イ)」に、「(エ)」を「(ウ)」に、「(オ)」を「(エ)」、「(カ)」を「(オ)」にそれぞれ改める。

#### 4. 転入届出

##### (1) 提出書類

「(ア)」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された」を加える。

「(ア) ①」中、「返納者欄：」を削る。

「(ア) ②」中、「所有者欄：」を削る。

「(ア) ③」中、「所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「(ア) ③」の次に次の④から⑰を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由、

## 5. 転入抹消

「5. 転入抹消」を「5. 転入返納」に改める。

### (1) 提出書類

「(ア)」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された」を加える。

「(ア) ①」中、「返納者欄：」を削る。

「(ア) ②」中、「所有者欄：」を削る。

「(ア) ③」中、「所有者の変更を伴わない場合は、軽自動車届出済証返納済確認書は不要」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「(ア) ③」の次に次の④から⑰を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

「(ウ)」中、「軽自動車届出済証返納届」の前に「以下の内容が記載された軽自動車届出済証返納証明書交付請求書及び」を加える。

「(ウ) ①」中、「返納者欄：」を「請求者及び」に改める。

「(ウ) ②」中、「所有者欄：」を削る。

「(ウ) ③」中、「解体の場合は返納届の「解体」欄を囲む」を「使用の本拠の位置、」に改める。

「(ウ) ③」の次に次の④から⑰を加える。

- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、

- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

「(エ)」を削る。

「(オ)」を「(エ)」に、「(カ)」を「(オ)」に、「(キ)」を「(カ)」に、「(ク)」を「(キ)」に「(ケ)」を「(ク)」に、「(コ)」を「(ケ)」にそれぞれ改める。

## 7. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付請求

### (1) 提出書類

「(ア)」の「軽自動車届出済証返納証明書交付請求書」の前に「以下の内容が記載された」を加える。

「(ア) ①」中、「請求者欄：」を削る。

「(ア) ①」の次に次の②から⑰を加える。

- ②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、所有者印押印
- ③使用の本拠の位置、
- ④返納年月日、
- ⑤車両番号、
- ⑥車名、
- ⑦型式、
- ⑧車台番号、
- ⑨原動機の型式、
- ⑩乗車定員、
- ⑪最大積載量、
- ⑫自家用又は事業用の別、
- ⑬用途等の区分、
- ⑭総排気量又は定格出力、
- ⑮軽自動車型式認定番号、
- ⑯長さ、幅、高さ、
- ⑰返納事由

軽二輪の章の最後に次の文言を加える。

「※各種用紙の記載について

二輪の軽自動車（側車付き二輪自動車を除く。）にあつては、乗車定員欄及び最大積載量欄は記入しないこと。」

(18) 「自動車のかじ取り車輪の横すべり量の取扱いについて」の一部改正について

国自審第1687号の5

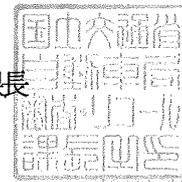
国自整第323号の5

平成27年2月20日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局

審査・リコール課長



整備課長



「自動車のかじ取り車輪の横すべり量の取扱いについて」の一部改正について

今般、協定規則第79号の採択にともなう、「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1255号）等の一部改正により、かじ取り装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明について届出書面等への記載が不要となることを受け、別添新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対して通達したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。

別紙

国自審第1687号

国自整第323号

平成27年2月20日

各地方運輸局自動車技術安全部長  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長

}

殿（単名各通）

国土交通省自動車局

審査・リコール課長

整備課長

「自動車のかじ取り車輪の横すべり量の取扱いについて」の一部改正について

今般、協定規則第79号の採択にともなう、「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1255号）等の一部改正により、かじ取り装置の横滑り量の特例を受ける自動車の説明について届出書面等への記載が不要となることを受け、別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう取り計らわれない。

なお、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

新	旧
<p>別添</p> <p>自動車のかじ取り車輪の横すべり量の取扱いについて</p> <p>かじ取り車輪の横すべり量の例外的取扱要領</p> <p>I (略)</p> <p>II 検査時における取扱い 検査にあたっては、サイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、各型式についてはそれぞれメーカーの推奨する横すべり量の範囲(概要説明書又は別表の横すべり量の例外的取扱い車両一覧表で確認)内にある場合には、細目告示第91条第1項第1号(細目告示第161条第1項各号に掲げる場合にあっては第169条第1項第1号)に定める基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものとする。 なお、横すべり量がサイドスリップ・テスタを用いて計測できない場合(横すべり量がサイドスリップ・テスタの目盛りを超えた場合等)であっても、トイン、キャンバ、キャンスタの値が各型式についてそれぞれメーカーの設計基準値(概要説明書、諸元表又は別表の横すべり量の例外的取扱い車両一覧表で確認)内にある場合には、細目告示第91条第1項第1号(細目告示第161条第1項各号に掲げる場合にあっては第169条第1項第1号)に定める基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものとする。 別表の横すべり量の例外的取扱い車両一覧表については、日本自動車輸入組合及び一般社団法人日本自動車工業会が毎年3月及び9月時点で更新し、自動車局審査・リコール課に提出するものをそれぞれ5月及び11月中に地方運輸局自動車技術安全部(沖繩総合事務局運輸部を含む。)、自動車検査独立行政法人及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会に送付することとする。</p>	<p>別添</p> <p>自動車のかじ取り車輪の横すべり量の取扱いについて</p> <p>かじ取り車輪の横すべり量の例外的取扱要領</p> <p>I (略)</p> <p>II 検査時における取扱い 検査にあたっては、サイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横すべり量が、各型式についてはそれぞれメーカーの推奨する横すべり量の範囲(概要説明書又は別表の横すべり量の例外的取扱い車両一覧表で確認)内にある場合には、細目告示第91条第1項第1号(細目告示第161条第1項各号に掲げる場合にあっては第169条第1項第1号)に定める基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものとする。 なお、横すべり量がサイドスリップ・テスタを用いて計測できない場合(横すべり量がサイドスリップ・テスタの目盛りを超えた場合等)であっても、トイン、キャンバ、キャンスタの値が各型式についてそれぞれメーカーの設計基準値(概要説明書、諸元表又は別表の横すべり量の例外的取扱い車両一覧表で確認)内にある場合には、細目告示第91条第1項第1号(細目告示第161条第1項各号に掲げる場合にあっては第169条第1項第1号)に定める基準に適合しているものとして取り扱って差し支えないものとする。 別表の横すべり量の例外的取扱い車両一覧表については、日本自動車輸入組合及び一般社団法人日本自動車工業会が毎年5月中に地方運輸局自動車技術安全部(沖繩総合事務局運輸部を含む。)、自動車検査独立行政法人及び一般社団法人日本自動車整備振興会連合会に送付することとする。</p>
<p>別表 (略)</p> <p>附則 この改正は、平成27年3月1日から施行する。</p>	<p>別表 (略)</p>

(19) 「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」の一部改正について

国自環第226号の3  
平成27年3月25日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局環境政策課長

「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。

国自環第 2 2 6 号  
平成 2 7 年 3 月 2 5 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局環境政策課長

「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」の一部改正について

今般、並行輸入自動車の排出ガス試験成績書に関する取扱いを自動車検査独立行政法人及び軽自動車検査協会においても定めることができるように、「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」（平成 3 年 6 月 28 日付地技第 168 号）を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

なお、今後、排出ガス規制及び騒音規制における試験モード等を国際基準と調和して行く方向であり、これに伴い、諸外国で測定した結果をもって基準適合性の判断が可能となることから、諸外国で実施した試験結果を活用できることを明確化するよう関係通達を見直すこととしており、また、これに併せて、環境基準においても、道路運送車両法施行規則第 36 条第 12 項の安全基準と同様に、自動車検査独立行政法人及び軽自動車検査協会の裁量により柔軟に審査できることを明確化する予定であることを申し添える。

「非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて」の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

平成 3 年 6 月 28 日地技第 168 号

最終改正：平成 27 年 3 月 25 日国自環第 226 号

改 正	現 行
<p>9. <u>上記に定めた取扱いのほか、非認証車のうち輸入自動車である普通自動車及び小型自動車については、自動車検査独立行政法人法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条に基づく事務規程において、自動車検査独立行政法人が定めた取扱いによることができるものとし、非認証車のうち輸入自動車である軽自動車については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 76 条の 30 に基づく検査事務規程において、軽自動車検査協会が定めた取扱いとすることができるものとする。</u></p>	<p>(新規)</p>

**(20) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正  
について**

国自技第195号の3

国自整第349号の3

平成27年3月31日

一般社団法人

日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表  
 昭和36年11月25日付け自車第880号  
 改正 平成27年3月31日付け 国自技第195号 国自整第349号

新	旧																																																																
<p><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-4-1-1（略）</p> <p>3-4-1-2 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4)けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（第6号に規定する自動車を除く。）については、次の各号によるものと、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(例1) 連結部移動装置付けけん引自動車以外のけん引自動車</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">乗車定員</th> <th colspan="2">最大積載量</th> <th colspan="2">高さ</th> <th colspan="2">車体の形状</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>乗車重量</th> <th>車両総重量</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th colspan="2">トラクタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 [3] 人</td> <td>33650 [8500] kg</td> <td>4810 kg</td> <td>38625 [13475] kg</td> <td>244 cm</td> <td>282 cm</td> <td colspan="2">車両総重量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>38625 [13475] kg</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">58625 [13475] kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。</p>	乗車定員		最大積載量		高さ		車体の形状		乗車定員	最大積載量	乗車重量	車両総重量	幅	高さ	トラクタ		3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg	244 cm	282 cm	車両総重量					38625 [13475] kg			58625 [13475] kg		<p><b>自動車検査業務等実施要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第3章 自動車の検査（事務関係）</p> <p>3-1～3-4-1-1（略）</p> <p>3-4-1-2 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4)けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車（次号に規定する自動車を除く。）については、次の各号によるものと、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。</p> <p>①（略）</p> <p>②（略）</p> <p>(例1) 連結部移動装置付けけん引自動車以外のけん引自動車</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">乗車定員</th> <th colspan="2">最大積載量</th> <th colspan="2">高さ</th> <th colspan="2">車体の形状</th> </tr> <tr> <th>乗車定員</th> <th>最大積載量</th> <th>乗車重量</th> <th>車両総重量</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th colspan="2">トラクタ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 [3] 人</td> <td>53650 [8500] kg</td> <td>4810 kg</td> <td>58625 [13475] kg</td> <td>244 cm</td> <td>282 cm</td> <td colspan="2">車両総重量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>58625 [13475] kg</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2">58625 [13475] kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考                      最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。</p>	乗車定員		最大積載量		高さ		車体の形状		乗車定員	最大積載量	乗車重量	車両総重量	幅	高さ	トラクタ		3 [3] 人	53650 [8500] kg	4810 kg	58625 [13475] kg	244 cm	282 cm	車両総重量					58625 [13475] kg			58625 [13475] kg	
乗車定員		最大積載量		高さ		車体の形状																																																											
乗車定員	最大積載量	乗車重量	車両総重量	幅	高さ	トラクタ																																																											
3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg	244 cm	282 cm	車両総重量																																																											
			38625 [13475] kg			58625 [13475] kg																																																											
乗車定員		最大積載量		高さ		車体の形状																																																											
乗車定員	最大積載量	乗車重量	車両総重量	幅	高さ	トラクタ																																																											
3 [3] 人	53650 [8500] kg	4810 kg	58625 [13475] kg	244 cm	282 cm	車両総重量																																																											
			58625 [13475] kg			58625 [13475] kg																																																											

(例2) 保安基準第4条の2の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けけん引自動車以外のもの

		車体の形状	
		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車面重量	車面総重量
3 [3] 人	38620 [11300] kg	7110 kg	45895 [18575] kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	244 cm	282 cm	

備考

保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合  
 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車面総重量欄中  
 括弧内は車面総重量を示す。

(例3) 保安基準第4条の2の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車面重量	車面総重量
3 [3] 人	40800 [11300] kg	7110 kg	48075 [18575] kg
長さ	幅	高さ	
582 cm	249 cm	291 cm	

備考

保安基準第4条の2の告示で定めるものに適合  
 最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車面総重量欄中  
 括弧内は車面総重量を示す。  
 なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車面総重量は、それぞれ11,600kg及び18,875kgとする。

(例4) 連結部移動装置付けけん引自動車 (略)

(削除)

(削除)

(新規)

(新規)

(例2) 連結部移動装置付けけん引自動車 (略)

(例3) 最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナ (以下「国際海上コンテナ」という。)に係る基準緩和の認定を受けたけん引自動車 (略)

(例4) 国際海上コンテナに係る基準緩和の認定と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合のけん引自動車 (略)

(5) (略)

(6) けん引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により記載する。

(例)

乗車定員		最大積載量		車体の形状	
3	人	8000	kg	トラクタ	
長さ	533	幅	244	車両重量	15,155
cm	cm	cm	cm	kg	kg
		高さ	282		
		cm	cm		

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重6750kg、積載量1250kg、けん引重量36680kg

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記載する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。

② (略)

③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第

(5) (略)

(6) けん引自動車であつて第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び3-4-11(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により記載する。

(例)

乗車定員		最大積載量		車体の形状	
3	人	8000	kg	トラクタ	
長さ	533	幅	244	車両重量	15,155
cm	cm	cm	cm	kg	kg
		高さ	282		
		cm	cm		

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重6750kg、積載量1250kg、けん引重量36680kg

(7) 分割可能な貨物を輸送することにつき基準緩和の認定（以下「分割可能貨物基準緩和認定」という。）を受けた脱着式スタンション型のセミトレーラ（「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」第3(2)に該当するものをいう。以下同じ。）にあつては、同要領第11第2項に基づき確定した本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記載する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第53条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたものにあつては、最大積載量には分割可能貨物基準緩和最大積載量（基準緩和を受けて分割可能な貨物を輸送する場合について地方運輸局長が定めた最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。

② (略)

③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第4条に定める車両総重量及び第

4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。) を記載する。

④・⑤ (略)

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
— 人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例 2) 保安基準第 4 条表第 3 号で定める被けん引自動車<sup>1</sup>が単体物品基準緩和認定を受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
— 人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg

備考

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合(胎底型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第 4 条(車両総重量)又は同第 4 条及び 4 条の 2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① ～ ③ (略)

(例) 保安基準第 4 条表第 3 号で定める被けん引自動車<sup>1</sup>が国際海上コンテナ基準緩和認定を受けた場合

条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。) を記載する。ただし、併せて分割可能貨物基準緩和認定を受けたもの<sup>2</sup>にあつては、車両総重量欄には分割可能貨物基準緩和と車両総重量(分割可能貨物基準緩和と最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。) を記載する。

④・⑤ (略)

(単体物品基準緩和認定を受けた場合の記載例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
— 人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(単体物品基準緩和認定と分割可能貨物基準緩和認定を併せて受けた場合の記載例)

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
— 人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第 4 条(車両総重量)又は同第 4 条及び 4 条の 2(軸重等)に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① ～ ③ (略)

(国際海上コンテナ基準緩和を受けた場合の記載例)

乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量
—	人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg

備考

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(コンテナ型)  
 最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車  
 両総重量をそれぞれ示す。

(削除)

(10) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車」の認定に係る特例措置につ  
 いて(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被  
 けん自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。  
 ① 最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量(構造  
 改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2。(6)②)  
 に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計  
 画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受け  
 た自動車(構造改革特別区において分割可能な貨物を輸送する場合における最  
 大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記載する。

②・③ (略)

(例1) 保安基準第4条表中第3号で定める被けん引自動車が特区基準緩和認定を  
 受けた場合

乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量
—	人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg

備考

特区基準緩和車  
保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(箱型)  
 最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特別区において物品を輸送する場  
 合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量
—	人	23300 [30480] kg	4670 kg	27970 [35150] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は基準内とし、括弧内は基準緩和時とする。

(国際海上コンテナ基準緩和と分割可能貨物基準緩和を併せて受けた場合の記載例)

(10) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車」の認定に係る特例措置につ  
 いて(平成15年3月31日国自技第383号)により基準緩和の認定を受けた被  
 けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。  
 ① 最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量(構造  
 改革特別区法附則第3条に規定する措置(構造改革特別区域基本方針2。(6)②)  
 に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計  
 画に基づく申請に係る基準緩和(以下「特区基準緩和」という。)の認定を受けた自  
 動車が構造改革特別区(以下「特区」という。)内において分割可能な貨物を輸送す  
 る場合における最大積載量をいう。以下同じ。))を括弧書で記載する。

②・③ (略)

(例1) 特区基準緩和の認定を受けた自動車

乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量
—	人	18000 [26000] kg	9990 kg	27990 [35990] kg

備考

特区基準緩和車  
 最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載  
 量及び車両総重量をそれぞれ示し、括弧内は構造改革特別区において物品を輸送する  
 場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例2) (8)と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

乗車定員	最大積載量	車体の形状	
	26000 [40000] kg	車両重量	セミトレーラ
— 人	30000 [40000] kg	9990 kg	車両総重量
			[39990] kg 35990kg [49990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第2条及び第4条の告示で定めるものに適合(船成型)

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(11) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)  
又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。

①・② (略)

3-4-1-3 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車)にあつては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、3-4-1-2(7)の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。

3-4-1-4 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、3-4-1-2(7)の状態を計測した数値とする。)を記載するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号

(例2) (8)と特区基準緩和の認定を併せて受けた自動車

乗車定員	最大積載量	車体の形状	
	18000 [40000] kg	車両重量	セミトレーラ
— 人	26000 [40000] kg	9990 kg	車両総重量
			[35990] kg 27990kg [49990] kg

備考

特区基準緩和車

最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中括弧外は分割可能な物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(11) 自動車の最大積載量は、細目告示第81条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)  
又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。)により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車(併せて分割可能貨物基準緩和を受けたものを含む。)であつて、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。

①・② (略)

3-4-1-3 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車)にあつては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、3-4-1-1(7)の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。

3-4-1-4 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、3-4-1-1(7)の状態を計測した数値とする。)を記載するものとする。

ただし、セミトレーラの長さにあつては、当該セミトレーラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が自動車登録番号欄、車

標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明器具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載する。

3-4-1-5 (略)

3-4-1-6 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

3-4-1-7 (略)

3-4-1-8 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 自動車検査証の有効期間満了する日の1月前の日(道路運送車両法施行規則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあつては2月前の日)は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

自動車検査証の有効期間の満了する日  
自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日

2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日(閏年にあつては29日)
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

自動車検査証の有効期間の満了する日

自動車検査証の有効期間の満了する日の2月前の日

1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあつては29日)

(3) (略)

3-4-1-9 (略)

両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明器具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載する。

3-4-1-5 (略)

3-4-1-6 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン/LPG」、「ガソリン/灯油」、「メタノール」、「CNG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

3-4-1-7 (略)

3-4-1-8 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) (略)

(2) 検査証の有効期間満了する日の1月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

検査証の有効期間の満了する日  
検査証の有効期間の満了する日の1月前の日

2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日(閏年にあつては29日)
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

(新規)

(3) (略)

3-4-1-9 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できな  
いものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

1. ～3. (略)

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
4. 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5tを超えるもの及び乗車定員24人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの(被けん引自動車を除く。)	4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	ワンマンバスの構造要件の適用緩和 認定年月日 昭和62年10月1日乗降口

5. ～15. (略)

15-1. 並行輸入自動車であつて次の各号に掲げるもの (1) ～ (5) (略) (6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて黒煙汚染度規制が適用されるもの (7) 二輪自動車であつてABS装着義務付け対象外の車体構造のもの (平成33年9月30日以前に製作された自動車を除く。)	黒煙汚染度規制対象車である旨及び適合規制値 ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨	黒煙汚染度規制値 25% 「エンデュロ二輪自動車」 (又は「トライアル二輪自動車」)として保安基準適合
--	---	--

16. ～29. (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できな  
いものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

1. ～3. (略)

記載を要する自動車	記載事項	記載例
(新規)		
4. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバスの構造要件の適用緩和 認定年月日 昭和62年10月1日乗降口

5. ～15. (略)

15-1. 並行輸入自動車であつて次の各号に掲げるもの (1) ～ (5) (略) (新規)		
--	--	--

16. ～29. (略)

<p>29-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車を除く。）</p>	<p>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする旨</p>	<p>専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合</p>	<p>(新規)</p>
<p>30. ～36. (略)</p>			
<p>37. 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示に定めるものの</p>	<p>保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨</p>	<p>保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合</p>	<p>(新規)</p>
<p>38. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものの</p>	<p>保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに適合している旨</p>	<p>保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (扇型) (スタンション (本体) 型) (船底型)</p>	<p>(新規)</p>
<p>39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものの</p>	<p>トラクタとセミトラクタの組み合わせによって特別車両通行許可を受けられない旨</p>	<p>連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特別車両通行許可を受けられない場合があります。</p>	<p>(新規)</p>

3-4-2-1 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(8)までに掲げられた事項が記載されている自動車検査証の備考欄に(1)から(8)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号若しくは第2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第11項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(9)～(11) (略)

3-4-2-1の2～3-4-2-3 (略)

3-4-2-4 (略) 項ずれ修正

3-4-2-5 法第54条第4項及び第71条の2第2項に規定する点検等の勧告(以下この項において「点検等の勧告」という。)をしたときは、当該点検等の勧告を受けた登録自動車又は二輪の小型自動車について、当該自動車の限定自動車検査証及び自動車検査証の備考欄に、定期点検整備の実施を指導した旨の履歴を次のとおり記載するものとする。

なお、記載文中の「〇年〇月〇日」は、点検等の勧告が発動された日とし、最長の間隔で行うべき定期点検が2回連続で実施された場合には全ての指導履歴の記載を削除するものとする。

「【定期点検整備実施の指導履歴】〇年〇月〇日勧告」

3-4-2-6 (略) 項ずれ修正

3-4-2-7 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1から3-4-2-6までにより記載されたものとみなして、法67条第1項の規定による記載事項の変更についての記入を要しないものとする。

3-5 (略)

3-4-2-1 規則第35条の3第1項第24号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次のとおり記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(8)までに掲げられた事項が記載されている自動車の装置が、細目告示第91条第2項第1号、第2号若しくは第3号、第96条第3項、第98条第4項、第99条第5項、第100条第8項若しくは第10項第1号若しくは第2号若しくは第12項第1号、第2号若しくは第3号若しくは第14項第1号若しくは第2号、第169条第2項第1号若しくは第2号、第174条第3項第1号、第176条第4項第1号、第177条第4項第3号又は第178条第8項第1号若しくは第9項第1号若しくは第10項第1号若しくは第11項に該当するようになった場合には、当該記載事項を法第67条第1項の規定により処理するものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(9)～(11) (略)

3-4-2-1の2～3-4-2-2 (略)

3-4-2-3 (略)

(新規)

3-4-2-4 (略)

3-4-2-5 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1から3-4-2-4までにより記載されたものとみなして、法67条第1項の規定による記載事項の変更についての記入を要しないものとする。

3-5 (略)

<p>3-6 (審査結果通知の受理)</p> <p>3-6-1 審査依頼を行った自動車については、原則として同一敷地内の検査法人からの審査結果の通知を受理するものとする。</p> <p>3-6-2 <u>審査保留の通知</u>があったときは、当該検査法人の長等から審査保留とした理由等について再確認し、受検者（検査を受検するものをいう。）に対して適正な審査が可能となるよう指導するものとする。</p> <p>3-7 (検査証交付等)</p> <p>3-7-1 審査結果の通知に基づき、<u>自動車検査証又は自動車予備検査証を交付する。なお、審査結果の通知が書面による場合には、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容について当該書面に記載された審査結果と照合するものとする。</u></p> <p>3-7-2～3-7-6 (略)</p> <p>3-7-7 <u>審査結果の通知</u>に法第71条の2第1項に該当する旨の通知があり、当該自動車の使用の停止を行う場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。</p> <p>3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項の交付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の変更した自動車検査証の交付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却することとする。<u>なお、書面による審査結果の通知の場合は、審査結果通知書を回収するものとする。</u></p> <p>なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している<u>審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。</u></p> <p>3-8 (限定検査証交付等)</p> <p>3-8-1 (略)</p> <p>3-8-2 (削除)</p> <p>3-9 (検査標章の交付等)</p> <p>3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者や車載カメラが交通状況を確認するために必要な視野又は機能<del>を妨げるおそれのある</del>場合は、運転者等が交通状況を確認するために必要な視野<del>を妨げるおそれのある</del>位置であ</p>	<p>3-6 (審査結果通知書の受理)</p> <p>3-6-1 審査依頼を行った自動車については、<u>継続検査にあっては検査票1、新規検査、予備検査又は構造等変更検査にあっては検査票1及び検査票2により原則として同一敷地内の検査法人からの審査結果の通知を受理するものとする。</u></p> <p>3-6-2 <u>検査票1又は検査票2の審査結果通知書の審査保留欄に押印のある審査結果通知書による通知</u>があったときは、当該検査法人の長等から審査保留とした理由等について再確認し、受検者（検査を受検するものをいう。）に対して適正な審査が可能となるよう指導するものとする。</p> <p>3-7 (検査証交付等)</p> <p>3-7-1 審査結果通知書に基づき、検査証又は自動車予備検査証を交付するときは、<u>記載内容について検査票1及び検査票2に記載された検査結果と照合するものとする。</u></p> <p>3-7-2～3-7-6 (略)</p> <p>3-7-7 <u>検査票1の備考欄</u>に法第71条の2第1項に該当する旨の記載があり、当該自動車の使用の停止を行う場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。</p> <p>3-7-8 <u>検査法人からの審査結果通知に基づき</u>、継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の交付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の交付ができない場合には、<u>検査法人からの審査結果通知書を回収して</u>、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、<u>審査結果通知書を除いた</u>申請書並びに添付書類を申請者に返却することとする。</p> <p>なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している<u>審査結果通知書が有効なものとして処理して差し支えない。</u></p> <p>3-8 (限定検査証交付等)</p> <p>3-8-1 (略)</p> <p>3-8-2 <u>新規検査、予備検査の結果限定検査証を交付するときは、当該記載内容について検査票2に記載された検査結果と照合するものとする。</u></p> <p>3-9 (検査標章の交付等)</p> <p>3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのある場合は、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれのない位置であって検査標章の文字の識別が可</p>
--	---

つて、検査標章の文字の識別が可能となる位置。

3-9-2~3-15 (略)

第4章~第5章 (略)

第6章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳票残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては3,000枚を1箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3~6-8 (略)

別表第1~第2 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 別紙1のとおり

第3号様式 別紙2のとおり

第4号様式~別添2 (略)

附 則 (平成27年3月31日国自技第195号 国自整第349号)

本改正規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、3-4-12及び3-

4-20の表の規定については、平成27年5月1日から適用することとし、3-4-

25の規定については平成27年6月1日から適用することとする。

また、この改正要領の適用の際現にあるこの要領による改正前の様式1及び様式2の検査票は、この要領による改正後のそれぞれの様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

能となる位置。

3-9-2~3-15 (略)

第4章~第5章 (略)

第6章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳票残数報告処理するものとする。

6-3~6-8 (略)

別表第1~別添2 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 別紙1のとおり

第3号様式 別紙2のとおり

第4号様式~別添2 (略)

審査依頼書		自動車検査独立行政法人		検査部 検査所 事務所		検査手数料納付書	
01	検査の種類	継続検査	新規検査	構造等変更検査	予備検査	走行距離計表示値	km mile
	登録番号又は車両番号	原動機型式	車台番号				
保安基準に適合しない部分							
02	長さ、幅、高さ、車両重量、定員、その他	05 乗車装置	09 乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護仕切柵、隔壁、室内灯、インストルメントパネル、シートベルト、ヘッドレスト、難燃性、その他	09 識別表示、施錠装置、ハンドル、かじ取りク、ギヤボックス、パワーステアリング、セクターシャフト、ピットマンアーム、ドラッグリンク、リレーロッド、タイロッド、ナックルアーム、アイドラアーム(ダストブーツ)、キングピン、その他	12 燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置/CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密/隔壁)、その他		
03	原動機(異音、かまの具合、排気の色)、速度抑制装置、N/R装置、潤滑装置、冷却装置(キャップ等)、ファンベルト、クラッチ、チェーン、スプロケット、トランスミッション、トラックスフア、デリアレンションシャフト(連結部)、ドライブシャフト(連結部)、ダストブーツ等)、ジョイント部、ボールナット、その他	06 保安装置	06 反射器(前部、後部、大型車用、側方)、警告器、運行記録計、消火器、非常信号用具、窓ガラス(着色フィルム等)、サンバイザー、ワイパー、ウォッシュ、デフロスタ、後写鏡、アンダミラ、サイドアンダミラ、計器類、警報装置、警告灯、サレン、その他	10 緩衝装置	13 電気装置	配線、バッテリー、発電/充電装置、点火装置、高圧コード、端子、その他	
04	車体、最低地上高、車体表示(最大積載量、タンク容量、種載物品名、幼児専用、スクールバス、20トン超ステッカー)、荷台、さし枠、巻込防止装置、突入防止装置(取付位置等)、連結装置(キングピン、ピントルフック、ネットアイ)、その他	07 灯火類	07 前照灯、前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、後退灯、側方灯、非常点滅表示灯、方向指示器(前面、側面、後面)、補助方向指示器、速度表示装置、側方照射灯、後部霧灯、黄色回転灯、制限灯火、禁止灯火、その他	11 走行装置	14 騒音防止装置、消音器、排気管(接継部、取付ブラケット)、排出ガス発散防止装置(触媒装置、EGR装置、二次空気供給装置、O <sub>2</sub> センサー、フローバイパス還元装置、キャベンター)、熱害対策装置(遮熱板、温度センサー)、警報装置、処置パネル)、その他	確認印	
		08 制動装置	08 ブレーキペダル、ブレーキレバー、ラチェット、ホース、パイプ、ロッド、ケーブル、マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスクキャリパー、倍力装置、センタブレーキ、エアブレーキ(チャンバ、エア充填装置)、ABS装置、リザーバタンク液量、その他	15 内圧容器(導管、ドレインコック)、附属装置、コーションラベル、証明書類(移動タンク設置許可証、タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、道路維持作業指定申請に関する書類)、その他	再入場確認印		
[不具合状況]		汚損、損傷、折損、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱落、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、回転部分の突出、変形、油漏れ、液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、寸法不足、その他		審査結果通知書		①	②
[その他の審査項目]		車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、タンク番号)、自重計、自重計適合証		運輸支局 自動車検査登録事務所 殿		審査結果押印等欄	
[備考欄]				納税証 重量税 申請書		審査結果通知書	
				保険証 手数料 記録簿		適合	
				不適合		審査保留	

## 自動車検査票1

(様式1)

審査依頼書		自動車検査独立行政法人		検査部 殿 事務所 殿		検査手数料納付書	
01	検査の種類	継続検査 ・ 新規検査 ・ 構造等変更検査 ・ 予備検査	車台番号	走行距離計表示値	km mile	検査の受付	
	登録番号又は車両番号	原動機型式					
保安基準に適合しない部分							
02	長さ、幅、高さ、車両重量、定員、その他	05 乗車装置	乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護仕切柵、隔壁、室内灯、インストルメントパネル、シートベルト、ヘッドレスト、難燃性、その他	09 操縦装置	識別表示、施錠装置、ハンドル、かじ取りク、ギヤボックス、パワーステアリング、セクターシャフト、ピットマンアーム、ドラッグリンク、リレーロッド、タイロッド、ナックルアーム、アイドラアーム(ダストブーツ)、キングピン、その他	12 燃料装置	燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置/CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密/隔壁)、その他
03	原動機(異音、かかり具合、排気の色)、速度抑制装置、NR装置、潤滑装置、冷却装置(キャブ等)、ファンベルト、クラッチ、チェーン、スプロケット、トランスミッション、トランスファ、ドライブシャフト、プロペラシャフト/ドライブシャフト(連結部、ダストブーツ等)、ジョイント部、ボール、ナット、その他	06 保安装置	反射器(前部、後部、大型車用、側方)、警告器、運行記録計、消火器、非常信号用具、窓ガラス(着色フィルム等)、サンバイザー、ワイパー、ウォッシュヤ、デフロスタ、後写鏡、アンダミラ、サイドアンダミラ、計器類、警報装置、警告灯、サレン、その他	10 緩衝装置	シヤンばね、Uボルト、センタボルト、クリップバンド、ブラケット、シャックル、ストラット、ラジアスロッド、シヨックアブソーバ、エアサスペンション、その他	13 電気装置	配線、バッテリー、発電/充電装置、点火装置、高圧コード、端子、その他
04	車わく、車体、最低地上高、車体表示(最大積載量、タンク容量、積載物品名、幼児専用、ステールバス、20トン超ステッカー)、荷台、さし棒、巻込防止装置、突入防止装置(取付位置フック、ルネットアイ)、その他	07 灯火類	前照灯、前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、後退灯、側方灯、非常点滅表示灯、方向指示器(前面、側面、後面)、補助方向指示器、速度表示装置、側方照射灯、後部霧灯、黄色回転灯、制限灯火、禁止灯火、その他	11 走行装置	ホイールディスク、ホイールベアリング(フロント/リヤ)、リム、サイドリング、スピンドルナット、ハブボルト、クリップボルト、ナット、アックスル、車輪の振れ、タイヤ(サイズ、空気圧、溝の深さ)、その他	14 騒音・排出ガス対策装置	騒音防止装置、消音器、排気管(接続部、取付ブラケット)、排出ガス発散防止装置(触媒装置、EGR装置、二次空気供給装置、O <sub>2</sub> センサー、プロペバイガス還元装置、キヤニスター)、熱害対策装置(遮熱板、温度センサー)、警報装置、処置パネル)、その他
	[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、変形、油漏れ、液漏れ、水漏れ、ガス・エア不足、その他	08 制動装置	ブレーキペダル、ブレーキレバー、ラチェット、ホース、パイプ、ロッド、ケーブル、マスタシリンダ、ホイールシリンダ、ディスクキャリパ、倍力装置、センタブレーキ、エアブレーキ(チャンバム、エア充填装置)、ABS装置、リザーバタンク液量、その他			15 その他	内圧容器(導管、ドレインコック)、附属装置、コーションラベル、証明書類(移動タンク設置許可証、タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、道路維持作業指定申請に関する書類)、その他
	[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、タンク番号)、自重計、自重計適合証						審査結果通知書 運輸支局 殿 自動車検査登録事務所 殿
	[備考欄]						審査結果通知書 1年 2年 審査保留

合否印字欄

初年度登録年月	車名	型式	車台番号	原動機の型式	ホイールベース (W)	前輪荷重割合
					cm	
自動車の種別	用途	車体の形状	車台番号	車体の形状	cm	%
※ 普通、小型、大型特殊	※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、貸渡、幼児専用、建設機械	※ キャブオーバー、箱型、バン、ステーションワゴン、オートバイ	※ 自家用、事業用の別	※ 自家用、事業用	※ $\frac{1}{2}W - \frac{11}{20}W$	最大安定傾斜角度
乗車定員	最大積載量	乗車重量	車台重量	車台重量	cm	左 °
					cm	右 °
前輪						
後輪						
計	人	kg	kg	kg		
車両寸法	長さ	巾	高さ	燃料の種類	(備考欄記載事項 ※ 有・無)	
	cm	cm	cm	※ ガソリン、軽油、LPG、メタノール、CNG、電気、その他		
荷台客室寸法	(a)	cm	cm	総排気量 又は定格出力	審査結果通知書	
				※	審査結果通知欄	
タイヤサイズ	許容荷重			KW	適合	
(前)	タイヤ	軸重	GVW	車体の塗色	不適合	
(後)				※ 赤、橙、茶、黄、緑、青、紫、白、灰、黒	審査保留	
改造自動車等の通知 文書番号及び年月日	平成	年	月	日	再入場確認印	①
						②

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

第3号様式

自動車検査票2

(様式2)

初度登録年月	車名	型式	車台番号	原動機の型式	ホイールベース (W)	前輪荷重割合
					cm	
自動車の種別	用途	車体の形状	車台番号	車体の形状	cm	%
※ 普通、小型、大型特殊	※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、貸渡、幼児専用、建設機械	※ キャブオーバー、箱型、バン、ステーションワゴン、オートバイ	※ 自家用、事業用の別	※ 自家用、事業用	※ $\frac{1}{2}W - \frac{11}{20}W - \frac{2}{3}W$	最大安定傾斜角度
乗車定員	最大積載量	乗車定員	乗車定員	乗車定員	cm	左
					cm	右
前輪						
後輪						
計						
車面寸法	長さ	巾	高さ	燃料の種類	オフセット (e = a / 2 - c)	
	cm	cm	cm	※ ガソリン、軽油、LPG、メタノール、CNG、電気、その他		
荷台客室寸法	(a)	cm	cm	総排気量又は定格出力		
				※ $\frac{1}{2}$ KW		
タイヤサイズ		許容荷重	軸重	車体の塗色		
(前)		タイヤ	GVW	※ 赤、橙、茶、黄、緑、青、紫、白、灰、黒	審査結果通知書	
(後)				確認印	審査結果通知欄	
改造自動車等の通知文書番号及び年月日	平成	年	月	日	3ヶ月	
					1年	
					2年	
					3年	
					審査保留	

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

**(21)「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について**

国自技第197号の3  
平成27年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達  
しましたので、貴会におかれましても、傘下会員（組合員）に対して周知方お  
願いします。

国自技第197号  
平成27年3月31日

各地方運輸局長 殿 }  
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正  
について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

○ 「基準緩和自動車の認定要領(について (依命通達) 」 (平成9年9月19日付け自技第193号) の一部改正(について

「基準緩和自動車の認定要領(について (依命通達) 」 (平成9年9月19日付け自技第193号) 新旧対照表

制定 平成 9年9月19日付 自技 第193号

最終改正 平成27年3月31日付 国自技第197号

	改 正	現 行
<p>193号)</p> <p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>この要領における用語の定義は、<u>道路運送車両法 (昭和26年法律第185号。以下「法」という。)</u>、<u>道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)</u>、<u>保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)</u>に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) 「走行試験」とは、<u>法第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車 (以下「試験自動車」という。)</u></p>	<p>「基準緩和自動車の認定要領(について (依命通達) 」 (平成9年9月19日付け自技第193号)</p> <p>別添 基準緩和自動車の認定要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 用語の定義</p> <p>(新規)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」とは、別添「海上コンテナ用セミトレーラ連結車に係る取扱いについて」(平成15年5月9日付け国交第17号)別紙「国際海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定方法」に規定する試験方法及び判定基準をいう。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 「走行試験」とは、<u>道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発</u></p>	

<p>が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。</p> <p>(12) ～ (19) (略)</p> <p>(20) 「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第7条の2、第85条の2及び第163号の2に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ用、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。</p>	<p>中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、道路運送車両法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。</p> <p>(13) ～ (20) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載しかつ輸送することができるバン型（オプントップ型を含む。）、タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む。）、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用、あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る。）、スタンション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る。この場合において、十分な強度のスタンション（前方への貨物の突出を防止するために荷台前部に備えるものを含む。）は、車体に固定されているものであること（以下、このスタンション型を「固定式スタンション型」という。）。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実であると認められる場合にあつては、脱着できるものであつてもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）。）又は船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）（次号において「スタンション型等」という。）であつて、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ</p> <p>(3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（前号の自動車）で輸送できる貨物を除く（以下、「長尺貨物」という。）のみを保安基準第2条（長</p>
<p>が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。</p> <p>(12) ～ (19) (略)</p> <p>(20) 「バン型等セミトレーラ」とは、細目告示第7条の2、第85条の2及び第163号の2に定めるセミトレーラ（いわゆるバン型、幌枠型、タンク型、コンテナ用、自動車運搬用、あおり型、スタンション型及び船底型のセミトレーラ）をいう。</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるバン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。</p>	<p>中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、道路運送車両法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。</p> <p>(13) ～ (20) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 分割可能な貨物を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条及び第4条の2（軸重等）に定める基準を超えて積載しかつ輸送することができるバン型（オプントップ型を含む。）、タンク型（ミキサー車、粉粒体運搬車等を含む。）、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用、あおり型（貨物の落下を防止するために十分な強度のあおり及び固縛装置を有するものに限る。）、スタンション型（貨物の落下を防止するために十分な強度のスタンション及び固縛装置を有するものに限る。この場合において、十分な強度のスタンション（前方への貨物の突出を防止するために荷台前部に備えるものを含む。）は、車体に固定されているものであること（以下、このスタンション型を「固定式スタンション型」という。）。ただし、側面に備えるスタンションは、分割可能な貨物の輸送時において装着することが確実であると認められる場合にあつては、脱着できるものであつてもよい（以下、このスタンション型を「脱着式スタンション型」という。）。）又は船底型（貨物の落下を防止するために十分な深さ、強度を有する貨物の支え台及び固縛装置を有するものに限る。）（次号において「スタンション型等」という。）であつて、当該輸送物品を確実に積載する構造を有するセミトレーラ</p> <p>(3) 重量において分割可能であるが、長さにおいて分割不可能な貨物（前号の自動車）で輸送できる貨物を除く（以下、「長尺貨物」という。）のみを保安基準第2条（長</p>

<p>6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するバン型等セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）</p> <p>(4) 第1号、第2号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車（第2号及び前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車にあっては、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるものに限る。）</p> <p>(5) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ45フィートコンテナ、40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「45フィートコンテナ等」という。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができるセミトレーラ</p> <p>(削除)</p> <p>(6) ～ (17) (略)</p> <p>(18) 道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び同第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。</p>	<p>さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し輸送できる構造を有するスタンション型等のセミトレーラ（長尺貨物を長さの緩和を必要とせず積載するものを除く。）</p> <p>(4) 第1号、第2号又は前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものをけん引することができる構造を有するけん引自動車</p> <p>(5) 最大限に積載した国際海上コンテナ（ISO規格の長さ40フィートコンテナ及び長さ20フィートコンテナであって最大総重量が30.48トンであるもの（以下「40フィートコンテナ等」という。）並びに長さ20フィートコンテナであって最大総重量が24.00トンであるもの（以下「20フィートコンテナ」という。）をいう。）を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する被けん引自動車</p> <p>(6) 前号の自動車を保安基準第4条（車両総重量）に定める基準又は第4条の2（軸重等）に定める基準（「海上コンテナ用2軸トラクタの駆動軸重に関する試験及び判定」による試験結果が判定基準に適合しているものに限る。）を超えてけん引することのできる構造を有するけん引自動車</p> <p>(7) ～ (18) (略)</p> <p>(19) 道路を横断する場合に限り運行するものであって、分割可能な貨物を保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）（軸重等）にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が11.5トンを超えない場合に限る。）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。</p>
---	---

<p>(20) 前号に掲げる自動車であって被けん引自動車であるものを保安基準第4条(車両総重量)に定める基準又は同第4条及び第4条の2(軸重等)に定める基準(軸重等)にあっては駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸重が1</p> <p>1. 5トンを超えない場合に限る。)を超えてけん引することができる構造を有するけん引自動車</p> <p>(21) ~ (25) (略)</p> <p>注 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(19) ~ (23) (略)</p> <p>注 (略)</p>
<p>第4 申請者等</p> <p>1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者(法人)にあっては、その代表者。以下同じ。)が行うものとする。なお、第3第15号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4 申請者等</p> <p>1 基準緩和の認定の申請は、基準緩和の認定を受けようとする自動車の使用者(法人)にあっては、その代表者。以下同じ。)が行うものとする。なお、第3第14号の申請は、誘導される自動車の使用者と同一の者であって、誘導される自動車1両につき最大4両まで行うことができるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第5 申請書及び添付資料</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所(以下「運輸支局等」という。)の経由を定めることができる。</p>	<p>第5 申請書及び添付資料</p> <p>1 ~ 4 (略)</p> <p>5 地方運輸局長は、第1項及び第4項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等(陸運部、陸運事務所及び自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。)の経由を定めることができる。</p>
<p>第6 審査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制</p>	<p>第6 審査</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(削除)</p>

<p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請に係る自動車<sup>が</sup>自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかかな当該物品の写真を確認する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第3第2号に規定するバン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、道路管理者及び都道府県公安委員会</sup>の意見を聴取するものとする。</p> <p>7 第3第3号に規定するバン型等セミトレーラ<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会</sup>の意見を聴取するものとする。</p> <p>8 第3第9号に規定する自動車<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</sup></p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請に係る自動車<sup>が</sup>自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかかな当該物品の写真を確認する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第3第2号及び第3号に規定するセミトレーラ又は当該セミトレーラをけん引することができる構造を有するけん引自動車<sup>であつて緩和項目に第4条の2(軸重等)が含まれるものにあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者の意見を聴取するものとする。</sup></p> <p>(新規)</p> <p>7 第3第10号に規定する自動車<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</sup></p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送するセミトレーラ<sup>(脱着式スタンション型ものを除く。)</sup> 同表中「車両総重量(004)」については、9から16までのうち該当するもの</p> <p>(3) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「車両総重量(004)」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの(該当する本数が無い場合は適当な本数に置</p>
<p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請に係る自動車<sup>が</sup>自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかかな当該物品の写真を確認する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第3第2号に規定するバン型等セミトレーラ又は第3第4号括弧書きに規定するけん引自動車<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、道路管理者及び都道府県公安委員会</sup>の意見を聴取するものとする。</p> <p>7 第3第3号に規定するバン型等セミトレーラ<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会</sup>の意見を聴取するものとする。</p> <p>8 第3第9号に規定する自動車<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</sup></p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請に係る自動車<sup>が</sup>自家用自動車の場合は、当該物品が通常製造され、又は保管されている場所において撮影したことが明らかかな当該物品の写真を確認する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 第3第2号及び第3号に規定するセミトレーラ又は当該セミトレーラをけん引することができる構造を有するけん引自動車<sup>であつて緩和項目に第4条の2(軸重等)が含まれるものにあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者の意見を聴取するものとする。</sup></p> <p>(新規)</p> <p>7 第3第10号に規定する自動車<sup>にあつては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取するものとする。ただし、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。</sup></p> <p>第7 条件、期限及び制限の付与</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送するセミトレーラ<sup>(脱着式スタンション型ものを除く。)</sup> 同表中「車両総重量(004)」については、9から16までのうち該当するもの</p> <p>(3) 第11に基づき基準緩和の認定を受ける分割可能な貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「車両総重量(004)」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの(該当する本数が無い場合は適当な本数に置</p>

<p>き換えて適用する。)</p> <p>(4) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ (脱着式スタンション型ものを除く。) 同表中「長さ(001)」については19を、「車両総重量(004)」については、9から16までのうち該当するもの</p> <p>(5) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送する脱着式スタンション型のセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「車両総重量(004)」については、17から21までのうちのいずれかに該当するもの (該当する本数が無い場合は適当な本数に置き換えて適用する。)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方運輸局長は、第3第12号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。</p> <p>4 地方運輸局長は、第10の規定に基づき第3第2号に規定するセミトレーラの基準緩和の認定を行う場合には、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限るなどの必要な制限を付すものとする。</p>	<p>(2) 第12に基づき基準緩和の認定を受ける長尺貨物を輸送するセミトレーラ 同表中「長さ(001)」については19を、「最小回転半径(008)」については、2を付与する。</p> <p>(削除)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方運輸局長は、第3第11号の自動車について、基準緩和項目がABSである場合には、申請に係る自動車と同一の営業所等に属する自動車の使用状況に応じて、期限を付すものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>4 地方運輸局長は、第17の規定に基づき第3第18号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、道路を横断する場合に限るなどの必要な制限を付すものとする。</p> <p>5 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すものにも、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。</p>
<p>6 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すものにも、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>7 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第23号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。</p>	<p>6 地方運輸局長は、第18の規定に基づき第3第20号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、特定地までの一時的な運行であることという条件を付すものにも、審査の結果に応じて、次の各号について条件、期限及び制限を付すものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第21号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。</p>

<p>第8 基準緩和の認定等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第10第1項の規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、衝突被害軽減ブレーキ、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に<u>道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）</u>第54条の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3によりに表示するものとする。</p> <p>この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9 継続緩和の認定 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① 新型自動車等であって、次に掲げるもの イ～ハ (略)</p>	<p>第8 基準緩和の認定等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基準緩和の認定に当たって基準緩和項目の一部又は全部の諸元（第10第1項の規定に基づき、車両総重量の範囲を示して認定された自動車にあっては、その上限値でも可とする。）及び制限事項を表示するよう制限を付された自動車にあっては、自動車の後面（基準緩和項目が速度抑制装置、ABS、衝突被害軽減ブレーキ、座席、座席ベルト及び乗車定員である制限事項にあっては自動車の前面及び後面）に<u>施行規則第54条</u>の規定による標識（制限を受けた自動車の標識）に近接した見やすい箇所に、横35ミリメートル、縦60ミリメートル以上の大きさの文字を用いて、別表第3によりに表示するものとする。</p> <p>この場合において、複数の項目を表示しようとするときは、別表第3に掲げる順によるものとする。また、最大積載量が指定されている貨物自動車にあっては、最大積載量を他の基準緩和項目の諸元を表示する文字と同じ大きさの文字を用いて表示するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第9 継続緩和の認定 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① 新型自動車等であって、次に掲げるもの イ～ハ (略)</p>
--	---

<p><u>(削除)</u></p> <p>二 第3第2号に規定するセミトレーラ（基準緩和の認定を受ける項目が車両総重量のみのものであって、かつ、貨物自動車運送事業用自動車として登録されるものに限る。）</p> <p>ホ 第3第5号に規定される被けん引自動車の</p> <p>② (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>三 第3第5号に規定される被けん引自動車の</p> <p>② (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第2号、第4号及び第5号は除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 前項に関し、あおり型のセミトレーラ、スタンション型のセミトレーラ及び船底型のセミトレーラにあつては、申請者から図面及び構造等に関する検討書の提出を受け、第3第2号に規定するセミトレーラに該当するものであるかどうかを審査するものとし、同号の「十分な強度」又は「十分な深さ」については、申請者が申請する積載の状態（第10の規定による申請については最大積載量）に応じ、積載した貨物に加わる負荷倍数を横方向0.5（船底型にあつては、V字の傾斜約2.7度</p>	<p>第11 分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第2号に規定するセミトレーラであって、分割可能な貨物を輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条の2（軸重等）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の様態により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、第2号及び第4号は除く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

<p>に相当)、前方向0.6及び後方向0.35として審査を行うものとする。この場合において、脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、スタンションの本数を確定するものとする。</p> <p>3 地方運輸局長は、前二項の規定による審査を行った場合は、輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で最大積載量(以下「分割可能貨物基準緩和最大積載量」という。)を定めるとともに、分割可能貨物基準緩和最大積載量と車両重量(脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。)の合計として分割可能貨物基準緩和車両総重量を定めるものとする。</p> <p>4 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があることから、<u>第1項の審査に当たっては、第1項の審査に当たって、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>2 地方運輸局長は、特殊車両通行許可が受けられないこと等の通行上の問題が発生する可能性があることから、<u>第1項の審査に当たって、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取することとする。</u></p>
<p>5 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車について<u>国際海上コンテナを輸送することに関し、第13の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。</u></p> <p>第12 長尺貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第3号に規定するセミトレーラであって、長尺貨物を輸送することに<u>関し基準緩和(保安基準第2条(長さ)、同第4条(車両総重量)、同第4条の2(軸重等)及び同第6条(最小回転半径)の規定に係る基準緩和。)</u>の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様子が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p>	<p>3 基準緩和の認定を受けた分割可能な貨物を輸送する自動車であって<u>国際海上コンテナを輸送することに関し、第13の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。</u></p> <p>第12 長尺貨物を輸送する<u>バン型等</u>セミトレーラの審査の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第3号に規定するセミトレーラであって、長尺貨物を輸送することに<u>関し基準緩和(保安基準第2条(長さ)、同第4条の2(軸重等)及び同第6条(最小回転半径)の規定に係る基準緩和。)</u>の認定を受けようとするものについて、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様子が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の態様以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。</p>

<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請者の保有する自動車の運行管理体制</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 前項に関し、<u>バン型等の構造</u>については、<u>細目告示第7条の2、同第85条の2及び同第163条の2に定める基準を準用し審査するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3 (略)</p> <p>第13 国際海上コンテナを輸送する<u>セミトレーラの審査及び表示の特例</u></p> <p>1 地方運輸局長は、第3第5号に規定する<u>セミトレーラ</u>であって、<u>国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和（保安基準第4条（車両総重量）の規定に係る基準緩和。）の認定を受けようとするものについては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の支障、申請に示された使用の様相以外の支障により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、第3号及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、<u>第3号、第4号及び第5号は除く。</u></u></p> <p>(1) <u>最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制</p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 申請者の保有する自動車の運行管理体制</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 前項に関し、<u>第3第3号に規定するスタンション型等の構造</u>については、<u>第11第2項を準用し審査するものとする。</u> この場合において、<u>第11第2項の規定中「第3第2号」とあるのは「第3第3号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 地方運輸局長は前二項の規定による審査を行った場合は、<u>輸送しようとする物品の重量に応じ、車両の構造・装置の限界及び車両総重量36トンを超えない範囲で分割可能貨物基準緩和と最大積載量を定めるとともに、分割可能貨物最大積載量と車両重量（脱着式スタンションにあっては、前項で確定したスタンションの重量を含む。）の合計として分割可能貨物基準緩和と車両総重量を定めるものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第13 国際海上コンテナを輸送する<u>自動車</u>の審査及び表示の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第5号及び第6号に規定する<u>自動車</u>について、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様相が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様相以外の支障により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を次の各号について、申請書及び添付資料により審査するものとする。ただし、第10の規定による申請の審査については、<u>第3号、第4号及び第5号は除く。</u></p> <p>(1) <u>最大限に積載した国際海上コンテナを輸送することにより基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 申請者の保有する自動車の運行管理体制</p>
---	--

<p>(6) 第3第6号の自動車にあっては、最大限に積載した40フィートコンテナ等を輸送するトレイラをけん引する場合に後軸重が11.5トンを超えない構造</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 基準緩和の認定を受けた国際海上コンテナを輸送する自動車について分割可能な貨物を輸送することに関し、第11及び第12の審査を経て新たに基準緩和の認定を受ける場合、従前の基準緩和の認定は失効する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(削除)</p>												
<p>3 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>基準緩和項目</td> <td>表示の例</td> </tr> <tr> <td>車両総重量</td> <td>「重量27.80トン(35.40トン)」</td> </tr> <tr> <td>最大積載量</td> <td>「最大積載量24.00トン(30.48トン)」</td> </tr> </table> <p>第14 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとする者は、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p>	基準緩和項目	表示の例	車両総重量	「重量27.80トン(35.40トン)」	最大積載量	「最大積載量24.00トン(30.48トン)」	<table border="1"> <tr> <td>基準緩和項目</td> <td>表示の例</td> </tr> <tr> <td>車両総重量</td> <td>「重量35.80トン(36.28トン)」</td> </tr> <tr> <td>最大積載量</td> <td>「最大積載量30.00トン(30.48トン)」</td> </tr> </table> <p>第14 重量緩和セミトレーラの特例</p> <p>1 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラであって、本項施行後初めて、第4項に規定する基準緩和認定変更申請書を提出しようとする者及び第9第1項に規定する継続緩和の認定を申請しようとするものについては、第5第4項又は第9第2項の規定により定める添付資料の他に主要諸元比較表、車両外観図及び計算書を提出するものとする。</p>	基準緩和項目	表示の例	車両総重量	「重量35.80トン(36.28トン)」	最大積載量	「最大積載量30.00トン(30.48トン)」
基準緩和項目	表示の例												
車両総重量	「重量27.80トン(35.40トン)」												
最大積載量	「最大積載量24.00トン(30.48トン)」												
基準緩和項目	表示の例												
車両総重量	「重量35.80トン(36.28トン)」												
最大積載量	「最大積載量30.00トン(30.48トン)」												
<p>2～4 (略)</p> <p>5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者は、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 基準緩和の認定を受けた重量緩和セミトレーラについて第9第1項の規定による継続緩和の認定の申請以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとする者及び期限なし重量緩和セミトレーラについて本項施行日以降の初回の継続検査の前日以前に第6第4項後段の規定により基準車両総重量及び基準最大積載量を定めるよう求めようとするものは、認定を受けた地方運輸局長に対し、第2号様式の基準緩和認定変更申請書を提出することができる。この場合において、第2号様式中変更事項及び変更事由については、「分割可能な貨物の輸送」を記載するものとする。また、第4、第5第3項及び第5項、第6第4項</p>												

<p>後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第15 自動車製作者等の試験自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第1号から第6号に規定する自動車であつて、自動車製作者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができるとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3第1号に規定する自動車であつて単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものについては、第7第2号の規定にかかわらず、基準緩和の期限を自動車製作者等証明書の有効期間までとする。</p> <p>ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。</p>	<p>4項後段、第7第1項並びに第8第1項、第2項及び第3項の規定は、本項の申請について準用する。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第15 自動車製作者等の試験自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第1号から第5号に規定する自動車であつて、自動車製作者等が走行試験を行うものについては、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができるとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができないものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3第1号に規定する自動車であつて単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものについては、第7第2号の規定にかかわらず、基準緩和の期限を自動車製作者等証明書の有効期間までとする。</p> <p>ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。</p>
<p>第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、<u>道路運送車両法</u>第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であつて、基準緩和の認定を受ける必要があるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができるとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。</p>	<p>第16 臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、<u>法</u>第34条第1項の臨時運行の許可を受けて運行の用に供する自動車（以下「臨時運行許可自動車」という。）であつて、基準緩和の認定を受ける必要があるものについて、工場と工場、保管施設若しくは試験場との間又はこれらの相互間を運行する場合に限り、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り申請を行うことができるとし、当該申請に対し基準緩和の認定を行うことができるものとする。</p>
<p>第17 道路を横断する場合に限り運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p>	<p>第17 道路を横断する場合に限り運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例</p>



<p>第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとす。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の4号及び6号を添付すればよい。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 前1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとす。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の5号及び8号を添付すればよい。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>第20 行政処分等</p> <p>1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車の使用者以外の方が使用した場合も含め、<u>道</u>路運送車画法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和</p>	<p>第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第23号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとす。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に<u>加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の4号及び6号を添付すればよいものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 前1項の申請をしようとするものであって、<u>災害復旧の用に供する自動車について</u>は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとす。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に<u>加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の5号及び8号を添付すればよいものとする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>第20 行政処分等</p> <p>1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車の使用者以外の方が使用した場合も含め、<u>法</u>に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申</p>
<p>第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第23号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件若しくは制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとす。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の4号及び6号を添付すればよい。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 前1項の申請をしようとするものであって災害復旧の用に供する自動車は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとす。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に次の5号及び8号を添付すればよい。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>第20 行政処分等</p> <p>1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車の使用者以外の方が使用した場合も含め、<u>道</u>路運送車画法に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和</p>	<p>第19 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例</p> <p>1 地方運輸局長は、第3第21号に規定する自動車にあっては、第6第1項の規定にかかわらず、その使用の様態が特殊であることによる保安上若しくは公害防止上の支障、申請に示された使用の様態以外の態様により使用されるおそれ、又は付そうとする条件及び制限に違反して使用されるおそれの有無を、申請書及び次の各項に掲げる添付資料により審査するものとする。</p> <p>2 前項の申請をしようとするものであって災害応急対策の用に供する自動車は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申請書に次に掲げる資料を添付するものとす。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に<u>加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の4号及び6号を添付すればよいものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>3 前1項の申請をしようとするものであって、<u>災害復旧の用に供する自動車について</u>は、第1号様式の基準緩和認定申請書に別表第1の添付資料一覧表に掲げる資料を添付するものとす。この場合において、別表第1に掲げる項目以外の緩和項目を申請する場合は次に掲げる資料を添付すること。なお、第7第6項の規定により付された期限後においても当該基準緩和の認定に係る自動車を引き続き基準緩和の認定を受けようとする場合は、第1号様式の基準緩和認定申請書に<u>加え既に交付されている基準緩和認定書の他、次の5号及び8号を添付すればよいものとする。</u></p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>第20 行政処分等</p> <p>1 地方運輸局長は、基準緩和の認定を受けた自動車の使用者以外の方が使用した場合も含め、<u>法</u>に照らして適切な運行が行われていないと認められた場合、付された条件若しくは制限に違反して運行した場合又は基準緩和の認定の申</p>

<p>請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3第7号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合</p> <p>(5) 第3第20号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合</p> <p>(6) 第3第21号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合</p> <p>4 (略)</p>	<p>和の認定の申請に当たって虚偽の申請を行った場合は、別途定めるところにより、その違反事項等に応じて文書勧告、文書警告又は基準緩和の認定の取消処分を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3第8号に規定する自動車で、使用の本拠の位置が基準緩和認定時に使用の本拠を有していた離島以外の位置に移った場合</p> <p>(5) 第3第22号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に特定地までの運行が終了した場合</p> <p>(6) 第3第23号に規定する自動車で、第8第1項の規定により付された基準緩和の認定の期限前に災害応急対策又は災害復旧活動のための運行が終了した場合</p> <p>4 (略)</p>																								
<p>別表第1 添付資料一覧表 (第5及び第9関係)</p>																									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 150 1069 392">適用条項</td> <td data-bbox="869 150 1069 392">保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示</td> <td data-bbox="869 150 1069 392">保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示</td> <td data-bbox="869 150 1069 392">1～13</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1069 150 1173 392">告示第1条第1項</td> <td data-bbox="1069 150 1173 392">長さ、幅及び高さ</td> <td data-bbox="1069 150 1173 392">(略)</td> <td data-bbox="1069 150 1173 392">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 150 1418 392"></td> <td data-bbox="1173 150 1418 392">車両総重量</td> <td data-bbox="1173 150 1418 392">新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第5号、<u>第19号及び第20号</u>の自動車を除く)</td> <td data-bbox="1173 150 1418 392">(略)</td> </tr> </table>	適用条項	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	1～13	告示第1条第1項	長さ、幅及び高さ	(略)	(略)		車両総重量	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第5号、 <u>第19号及び第20号</u> の自動車を除く)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="869 1108 1069 1355">適用条項</td> <td data-bbox="869 1108 1069 1355">保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示</td> <td data-bbox="869 1108 1069 1355">保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示</td> <td data-bbox="869 1108 1069 1355">1～13</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1069 1108 1173 1355">告示第1条第1項</td> <td data-bbox="1069 1108 1173 1355">長さ、幅及び高さ</td> <td data-bbox="1069 1108 1173 1355">(略)</td> <td data-bbox="1069 1108 1173 1355">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1108 1418 1355"></td> <td data-bbox="1173 1108 1418 1355">車両総重量</td> <td data-bbox="1173 1108 1418 1355">新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第5号及び<u>第18号</u>の自動車を除く)</td> <td data-bbox="1173 1108 1418 1355">(略)</td> </tr> </table>	適用条項	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	1～13	告示第1条第1項	長さ、幅及び高さ	(略)	(略)		車両総重量	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第5号及び <u>第18号</u> の自動車を除く)	(略)
適用条項	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	1～13																						
告示第1条第1項	長さ、幅及び高さ	(略)	(略)																						
	車両総重量	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第5号、 <u>第19号及び第20号</u> の自動車を除く)	(略)																						
適用条項	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	保安基準第55条第1項に規定する大臣が定める告示	1～13																						
告示第1条第1項	長さ、幅及び高さ	(略)	(略)																						
	車両総重量	新規緩和(認定要領第3第2号、第3号、第5号及び <u>第18号</u> の自動車を除く)	(略)																						





				(以下省略)
できる構造を有する 場合に限る)の自 動車に限る)				
新規緩和(認定要領 第3第19号及び 第20号の自動車 に限る)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規緩和(認定要領 第3第10号の自 動車に限る)	(略)	(略)	(略)	(略)

注)

1. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備えなければならないことを飛行場の設置者が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

2. 第3第15号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車の自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

3. 第3第18号に基づく基準緩和申請については、同表によらず、「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備えなければならないことを港湾事務所長等が証する書面(保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。）」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面

				(以下省略)
できる構造を有する 場合に限る)の自 動車に限る)				
新規緩和(認定要領 第3第18号の自 動車に限る)	(略)	(略)	(略)	(略)
新規緩和(認定要領 第3第10号の自 動車に限る)	(略)	(略)	(略)	(略)

注)

1. 第3第13号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「飛行場の制限区域内で使用するため、点滅する灯火を備えなければならないことを飛行場の設置者が証する書面」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

2. 第3第14号に基づく基準緩和申請については、同表によらず「誘導する基準緩和自動車の自動車検査証の写し」、「保有車両一覧表」、「遵守事項の誓約書」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。

3. 第3第17号に基づく基準緩和申請については、同表によらず、「国際埠頭施設の制限区域の周辺で使用するため、点滅する灯火を備えなければならないことを港湾事務所長等が証する書面(保安巡視を行う国際埠頭施設の制限区域の周囲の地図を含む。）」、「点滅する灯火の取付け位置、灯火の概ねの大きさ・形状が分かる程度の図面

<p>又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。</p> <p>別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）</p>	<p>又は写真」、「点滅する灯火の光度等が分かる資料」及び「その他地方運輸局長が必要と認めた書面」とする。</p> <p>別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限（第7及び第13関係）</p>								
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="343 150 550 481">基準緩和項目（数字番号）</th> <th data-bbox="343 481 550 1108">条件又は制限（数字番号）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="343 481 550 772">長さ（001）</td> <td data-bbox="343 772 550 1108">1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ12メートルを超えるものに限る。</td> </tr> </table>	基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）	長さ（001）	1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ12メートルを超えるものに限る。	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="343 1108 550 1444">基準緩和項目（数字番号）</th> <th data-bbox="343 1444 550 2074">条件又は制限（数字番号）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="343 1444 550 1736">長さ（001）</td> <td data-bbox="343 1736 550 2074">1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ13メートルを超えるものに限る。</td> </tr> </table>	基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）	長さ（001）	1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ13メートルを超えるものに限る。
基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）								
長さ（001）	1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ12メートルを超えるものに限る。								
基準緩和項目（数字番号）	条件又は制限（数字番号）								
長さ（001）	1～18（略） 19 長さの基準を超えて分割可能な貨物を積載し運行する場合の積載物品は、長さ13メートルを超えるものに限る。								
(以下省略)									
別表第3（略）	別表第3（略）								
別表第4（略）	別表第4（略）								
第1号様式～第8号様式（略）	第1号様式～第8号様式（略）								
参考1～8（略）	参考1～8（略）								

附 則（平成27年3月31日 国自技第197号）  
（適用時期）

1 この要領は、平成27年5月1日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

**(22) 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱い  
について**

国自技第199号の3  
平成27年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱い  
について

標記について、別添のとおり、地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あてに通知した  
ので、貴傘下団体あてに周知されたい。

国自技第199号

平成27年3月31日

各地方運輸局長 殿 }  
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

国土交通省自動車局長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴う基準緩和車両の取扱い  
について

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。)  
第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車について、道路運送車両の  
保安基準の一部を改正する省令(平成27年3月31日国土交通省令第18号。以下  
「改正省令」という。)等の施行に伴う取扱いについて、下記のとおり定めたので遺  
漏なきよう取り扱われたい。

## 記

現に保安基準第55条の規定による基準緩和の認定を受けている自動車であっ  
て、改正省令による改正後の保安基準第2条第1項、同第4条表中3号、同第4条  
の2第1項及び第3項の告示で定めるものに該当するものは、当該処分によらず運  
行することができる。

ただし、改正後の保安基準に該当しないものにあつては、基準の緩和により付与  
された保安上の制限を遵守しなければならない。

以上

**(23) 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく  
国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」等の一部改  
正について**

国自技第200号の2  
平成27年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣  
が定める自動車について（依命通達）」等の一部改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対して  
通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

国自技第 200 号  
平成 27 年 3 月 31 日

地方運輸局長 殿 }  
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成 27 年国土交通省告示第 459 号）が制定されたことに伴い、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」（平成 15 年 10 月 1 日国自技第 152 号、国自環第 134-2 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、別紙のとおり、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

○ 「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づき国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第152号、国自環第134-2号）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づき国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第152号、国自環第134-2号）

新旧対照表

改正 平成27年3月31日 国自技第200号

制定 平成15年10月1日 国自技第152号、国自環第134-2号

改正	現行
<p>「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づき国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第152号、国自環第134-2号）</p> <p>記</p> <p>1. . 2. (略)</p> <p>3. 細目告示第81条第2項第1号イ、第159条第2項第1号イ及び第237条第2項第1号イの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて」（平成5年11月25日自技第165号）が適用される自動車</p> <p>(2) 「車両総重量が8トンの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成7年1月27日自技第12号）が適用される自動車</p> <p>(3) 「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成10年3月31日自技第61号）が適用される自動車</p> <p><u>(4) 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日国自技第201号、<b>国自整第350号</b>）が適用される自動車</u></p>	<p>「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づき国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第152号、国自環第134-2号）</p> <p>記</p> <p>1. . 2. (略)</p> <p>3. 細目告示第81条第2項第1号イ、第159条第2項第1号イ及び第237条第2項第1号イの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて」（平成5年11月25日自技第165号）が適用される自動車</p> <p>(2) 「車両総重量が8トンの自動車の最大積載量の指定について（依命通達）」（平成7年1月27日自技第12号）が適用される自動車</p> <p>(3) 「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて（依命通達）」（平成10年3月31日自技第61号）が適用される自動車</p> <p><u>(新設)</u></p>

<p>4. (略)</p>	<p>4. (略)</p>
<p>5. 細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号及び第 237 条第 2 項第 2 号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成 27 年国土交通省令第 18 号（以下、本項及び次項において「平成 27 年改正保安基準」という。）の施行前に自動車登録ファイルの登録されたものであって、「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日国自技第 201 号、<a href="#">国自整第 350 号</a>）2. (3) により最大積載量を算出した牽引自動車</p> <p>(2) 平成 27 年改正保安基準の施行前に新型届出による取扱いを受けた牽引自動車</p> <p>(3) 平成 27 年改正保安基準の施行前に「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1255 号）に基づく輸入自動車特別取扱を受けた牽引自動車</p>	<p>(新設)</p>
<p>6. 細目告示第 81 条第 2 項第 3 号、第 159 条第 2 項第 3 号及び第 237 条第 2 項第 4 号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成 27 年改正保安基準の施行前に自動車登録ファイルの登録されたものであって、「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日国自技第 201 号、<a href="#">国自整第 350 号</a>）2. (3) により最大積載量を算出したセミトレーラ</p> <p>(2) 平成 27 年改正保安基準の施行前に新型届出による取扱いを受けたセミトレーラ</p> <p>(3) 平成 27 年改正保安基準の施行前に「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1255 号）に基づく輸入自動車特別取扱を受けたセミトレーラ</p>	<p>(新設)</p>

附則

1. 本改正は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

**(24) 道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて（依命通達）**

国自技第201号の3  
国自整第350号の3  
平成27年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

整備課長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて（依命通達）

標記について、別添のとおり、地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴会においても周知されたい。

国自技第201号  
国自整第350号  
平成27年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿（単名各通）  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

整備課長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う  
場合の取扱いについて

道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）の一部を改正する省令（平成27年3月31日付国土交通省令第18号。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）の一部を改正する告示（平成27年3月31日付国土交通省告示第459号）の施行に伴い、改正後の保安基準及び改正後の細目告示の適用を受ける自動車であって、最大積載量等の変更を行う場合の取扱いを下記のとおり定めたので、平成27年5月1日以降はこれによることとされたい。

なお、関係団体に対しては別添のとおり通知したので、貴局においても今後はこれにより関係者へ周知されたい。

## 記

### 1. 適用自動車の範囲

- (1) 指定自動車等（細目告示第2条第1項で定める自動車）であって、改正後の細目告示第7条の2、同第85条の2、同第163条の2、及び、第7条の

3、同第 85 条の 3、同第 163 条の 3（以下「細目告示第 7 条の 2 等」という。）で定めるもの

(2) 指定自動車等以外の自動車（以下「非認証車」という。）であって、改正後の細目告示第 7 条の 2 等で定めるもの

## 2. 最大積載量の指定方法

### (1) 指定自動車等の取扱い

自動車製作者等が指定自動車等について、同一型式内において最も大きい最大積載量を持つ類別車両と同一構造であり、かつ、最も大きい最大積載量を設定した際に保安基準を満足することを証明する場合は、証明書に記載された許容限度及び最大積載量の範囲内で最大積載量を算定するものとする。

自動車製作者の証明書については、本省技術政策課に提出することとし、本省技術政策課は当該証明書の内容が適当であることを確認した上で関係団体あてに通知するものとする。

### (2) 非認証車の取扱い

#### ① 並行輸入自動車

現に使用過程にある自動車であって、当該車両に指定された最大積載量を超えて指定する場合は、当該自動車の許容限度及び最大積載量を示す根拠を確認の上、その範囲で最大積載量を算定するものとする。

#### ② 試作車

現に使用過程にある自動車であって、当該試作車に対する改造自動車等審査結果通知書（以下「通知書」という。）の最大積載量を超えて指定する場合は、試作車としての届出を再度行い、新たな通知書の発行を受け、その範囲で最大積載量を算定するものとする。

(3) 改正保安基準等の施行日前に自動車登録ファイルに登録されたものにあつては、改正前の保安基準第 4 条及び第 4 条の 2 の上限値により最大積載量を指定することができるものとし、既に算出された最大積載量を改正後の保安基準第 4 条及び第 4 条の 2 の上限値により最大積載量を必ず引き上げることとはしないものとする。

## 3. その他

(1) 上記 2. (2) ②の取扱いにより再試作届出を行った試作車にあつては、新たに受けた通知書と元の通知書との相違箇所が最大積載量及び車両総重量のみであるものに限り、構造等変更検査等により処理するものとする。

- (2) 改正後の保安基準第2条第1項括弧書き及び同第4条表中第3号に該当するものの自動車検査証の備考欄には、改正後の細目告示第6条等で規定するバン型等の物品を積載する装置に関する記載を自動車検査業務等実施要領（昭和36年11月25日自車第880号。以下「実施要領」という。）に基づき行うものとする。
- (3) 改正保安基準第4条の2括弧書きに該当するものの自動車検査証の備考欄には、改正後の細目告示第7条の3等で規定する細目告示別添114に定める基準に適合する旨の記載を実施要領に基づきおこなうものとする。

**(25)「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について」の一部改正について**

国自技第 202 号の 3

国自環第 231 号の 3

平成 27 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について」  
の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係自動車検査機関の長に対して通達したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いします。

国自技第202号  
国自環第231号  
平成27年3月31日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿 } (単名各通)

自動車局長

「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について」  
の一部改正について

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成27年国土交通省告示第459号）の制定に伴い、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について」（平成3年6月28日地技第156号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、別紙のとおりその旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

○ 「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号） 新旧対照表

改正 平成 27 年 3 月 31 日 国自技第 202 号、国自環第 231 号

制定 平成 3 年 6 月 28 日 地技第 156 号

改正	現行
<p>「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第 36 条第 6 項関係</p> <p>「当該自動車<sup>イ</sup>が道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車<sup>イ</sup>にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 及び施行規則第 36 条第 7 項に係る自動車以外のもの（大型特殊自動車を除く。）にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面</p> <p>イ 道路運送車両の保安基準第 55 条の規定により、同令第 2 条、第 4 条又は第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされたもの又は保安基準第 4 条の 2 第 1 項及び第 3 項の告示で定めるもの（以下「基準緩和車両等」という。）及び三以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（基準緩和車両を除く。）にあつては、同令第 31 条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有して</p>	<p>「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項、第 6 項及び第 7 項の書面について（依命通達）」（平成 3 年 6 月 28 日地技第 156 号）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施行規則第 36 条第 6 項関係</p> <p>「当該自動車<sup>イ</sup>が道路運送車両の保安基準第 31 条第 2 項の基準（同令第 58 条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車<sup>イ</sup>にあつては、当該基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定するものに適合するものであることを証する書面」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) 及び施行規則第 36 条第 7 項に係る自動車以外のもの（大型特殊自動車を除く。）にあつては、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面又は次に掲げる書面</p> <p>イ 道路運送車両の保安基準第 55 条の規定により、同令第 2 条、第 4 条又は第 4 条の 2 の規定を適用しないものとされたもの（以下「基準緩和車両」という。）及び三以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの（基準緩和車両を除く。）にあつては、同令第 31 条についての試験を行うのに必要な組織及び能力を有して</p>

<p>いるものと認められた機関において実施された試験結果を表す書面</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p>	<p>書面</p> <p>ロ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p>
--	--

附則

1. 本改正規定は、平成27年5月1日から適用する。

**(26) 整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱い  
について**

国自整第 54 号の 2  
平成 27 年 6 月 5 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので了知されるとともに、遺漏のないよう傘下会員に対し周知徹底をお願いいたします。

国 自 整 第 54 号  
平成 27 年 6 月 5 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

### 整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて

整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成 27 年 9 月 1 日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 31 日付け自整第 142 号）については、平成 27 年 8 月 31 日をもって廃止する。

### 記

#### 1. 検査方法を変更する背景

平成 7 年 12 月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。

一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ 9 割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において 7 割を超え、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。

#### 2. 検査方法及び判定基準

##### (1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合

原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。

なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試験機で検査することができる。

ア 適切に光度を測定できない場合

イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合

(2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合

次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。

なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。

ア 適切に光度を測定できない場合

イ 明確なカットオフ及びエルボ一点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合

ウ 前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合（ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる）

[測定方法]

① 走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わせる。

② カットオフの位置は、エルボ一点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、明確なカットオフを有していないもの（SAE 灯火器を想定）については、④による。

③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方 0.6 度（当該照明部中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.9 度）、左方 1.3 度の点における光度を測定。〔前方 10m の位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方 11cm（当該照明部中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に 23cm の直線と交わる位置における光度を測定。〕

自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。

④ 明確なカットオフを有していないもの（SAE 灯火器を想定）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。

[判定基準]

① エルボ一点は、前方 10m の位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方 2cm の直線及び下方 15cm の直線（標準位置は下方 10cm）（当該照明部中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 7cm の直線及び下方 20cm の直線（標準位置は下方 15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ 27cm の直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。

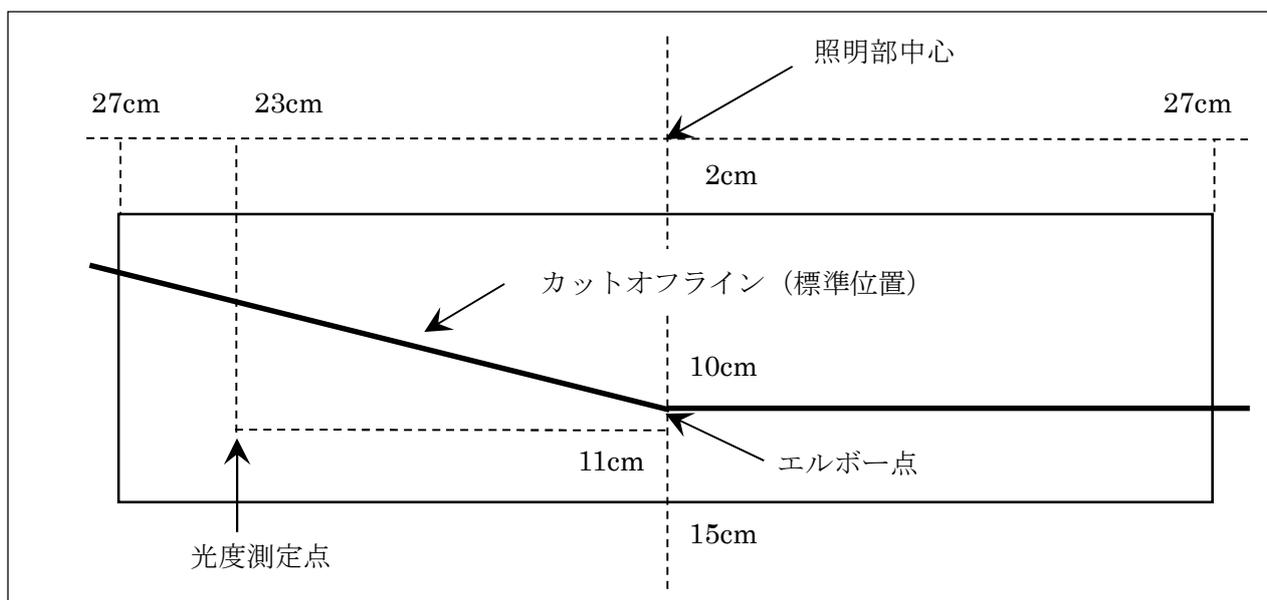
② 明確なカットオフを有していないもの（SAE 灯火器を想定）については、上記④の方法で測定した場合、光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る

水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。

③ 光度測定点（路面点相当）における光度が 6,400 カンデラ以上であること。

※図 1 参照

〔図 1〕 10m の距離において測定する場合の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが 1m 以下の場合）



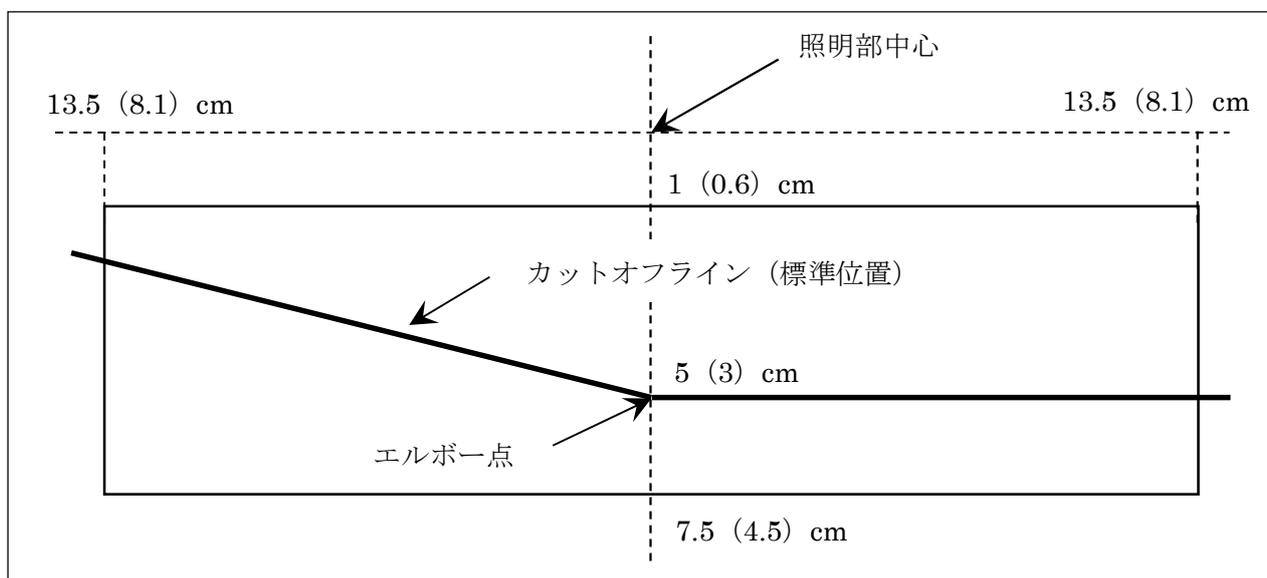
（数値は灯火器中心からの距離を示す）

〔壁等を用いた測定〕

壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方 5m 又は 3m の位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボ一点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン（エルボ一点）の標準位置を太線で示してある。

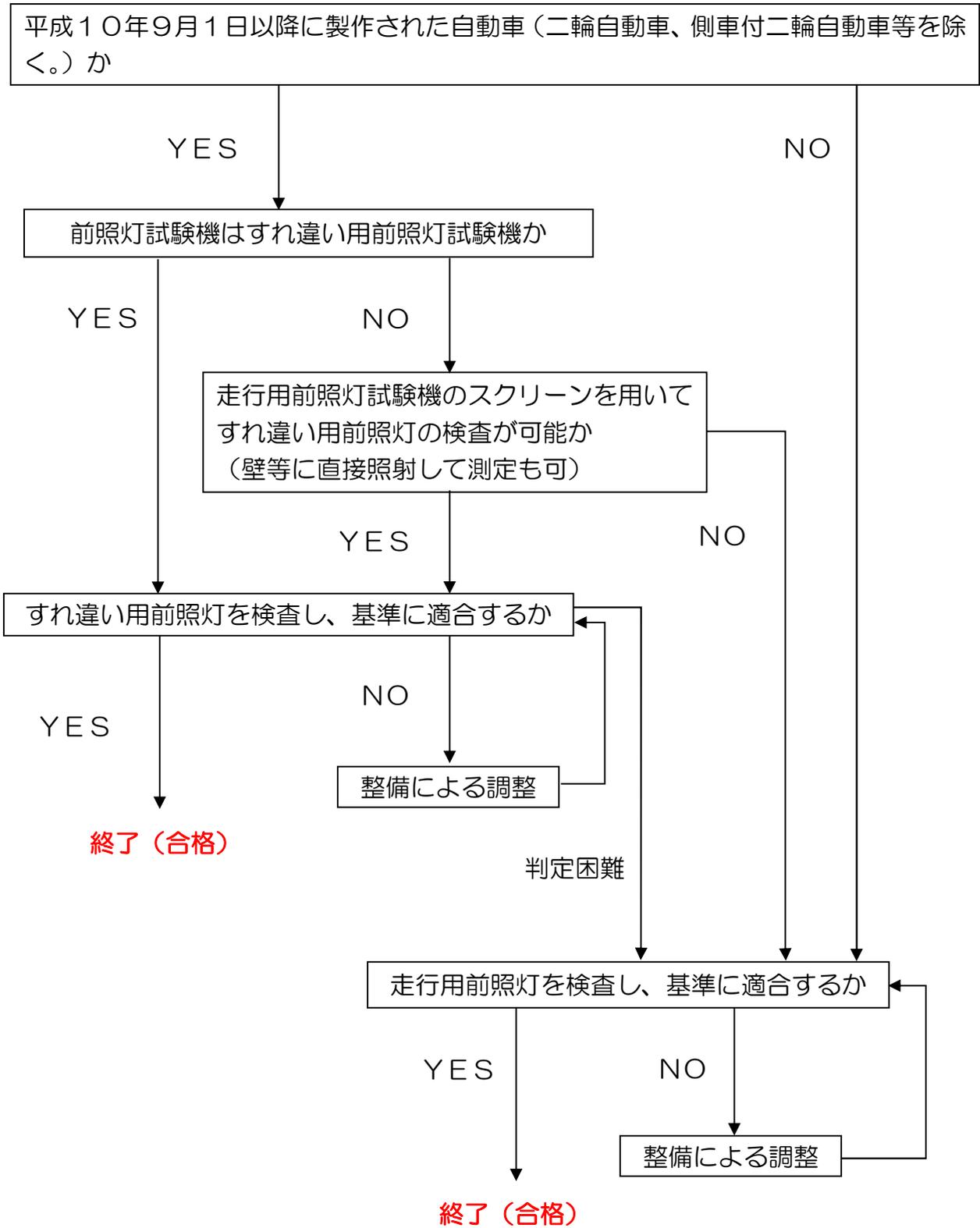
※図 2 参照

〔図 2〕 測定に用いるスクリーンの例（前照灯の照明部中心の高さが 1m 以下の場合）



（数値は灯火器中心からの距離を示す。なお、括弧外の数値は 5m、括弧内の数値は 3m の場合）

参考 整備工場における前照灯検査（整備）の流れ



### 3. その他

#### (1) ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成26年7月25日

自動車局

#### ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう

##### ～平成25年度におけるホイール・ベアリングの整備不良による車両火災12件～

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割（別紙表1参照：平成22年度においては、94件中10件）と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。なお、最新の事故データによると、平成25年度の整備不良による車両火災事故98件のうちホイール・ベアリングに係るものは12件で、平成22年度と同様全体の約1割を占めています。

#### ●ホイール・ベアリングの点検整備を定期的に行っていないユーザーの方へ

##### 【注意すべき事例】

ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると、車軸の錆によりオイルシールが損傷してグリスに異物（水等）が混入したり、長期間使用による劣化でグリスが流出する等により消耗し、グリス量不足の状態になったりすることによって潤滑不良が発生します。

その結果、ホイール・ベアリングにがた等の異常が発生しても点検整備を実施しないでそのまま走行を続けた場合、車軸や車輪周りに種々の不具合が発生し、車輪脱落、走行不能の原因となります。特に大型トラックやバスにおいては最悪の場合、ホイール・ベアリングが焼付き、車両火災に至る恐れがあります。

##### 【必要な対策】

ホイール・ベアリングの整備不良による事故の防止には、ベアリングのがたの有無、オイルシール周りの錆の有無、走行時の異音の有無の点検等が必要となりますので、定期点検等の機会を捉えて整備工場等で確実に実施しましょう。

特に、大型自動車等で用いられる分割型ベアリングは、定期点検時に適切にグリスの補充や交換等の整備を行う必要がありますので、注意を払って下さい。

※ 自動車メーカーでは各部品が正常に機能するため、定期交換部品や消耗品の推奨する交換時期を定めていますので、適切な車両管理の目安として下さい。

<使用過程車のハブ・ベアリングから回収したグリス>



異常が見られないベアリング



焼付きが発生したベアリング

<焼付きが発生したベアリング>



## ホイール・ベアリングの整備不足による車両不具合について

### 1) 背景・目的

- 平成22年度に自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づき、自動車運送事業者等から国土交通省に報告された車両火災や死亡等の事故件数は、5,650件であった。このうち、車両の故障に起因する事故件数は2,384件あり、中でも社会的な影響や反響が大きな車両火災は94件であった。この94件について故障箇所別に見ると、「制動装置不良」26件、「タイヤ不良」18件、「原動機不良」11件、「車輪・車軸不良」10件、「電気装置不良」10件であった（表1）。
- ただし、「タイヤ不良」については、ほとんどが日常点検の不備によるものであり、長期使用に伴う対策が特別に求められるようなものではないことがわかっている。また、「制動装置不良」、「原動機不良」及び「電気装置不良」については、既に過去において注意喚起のプレス発表を行っている。
  - ※ 平成23年6月、電気装置の整備ミス（バッテリー等の誤った取り付け）による火災事故について注意喚起。
  - ※ 平成24年3月、事業用バスの電気装置及び制動装置の整備不足による火災事故について注意喚起。
  - ※ 平成24年7月、原動機の整備不足（エンジンオイルの劣化）による車両火災について注意喚起。
  - ※ 平成25年12月、制動装置の整備不足による交通事故について注意喚起。
- 平成21年度から平成25年度における自動車事故報告規則に基づき報告された「車輪・車軸不良」に起因すると思われる車両火災の件数は毎年10件前後で推移している（表2）。
- 平成22年度の整備前点検調査結果において「フロント・ホイール・ベアリングのがた」に関する要整備率は車齢とともに増加する傾向にある（図1）。一方、定期点検実施率と車齢との関係においては、調査したいずれの車種においても定期点検実施率は車齢とともに低下している（図2）。
- このため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」（別添1）では、ホイール・ベアリングの不具合状態を再現する実験により、ホイール・ベアリングにがたが発生した状態で走行を続けた場合の危険性を明らかにするとともに、その結果を踏まえ、ユーザーへの注意喚起にかかるポイントをとりまとめた。

### 2) ホイール・ベアリング整備不良状態での再現実験

- 再現実験により、車軸やベアリングに不具合が発生した場合の危険性について以下のように確認した。（詳細は別添2）
  - ① 車軸の錆が原因となるオイルシール損傷に伴い、グリスに異物（水等）の混入による潤滑不良

- グリスに水が混入すると潤滑性能が低下し、ベアリングとレース間との金属接触が発生する頻度が増加し、摩擦によるベアリングの温度上昇を確認。この条件で、更に長時間運転が続けばベアリング全体の焼き付き、破損に至る可能性が高いものと推測される。
- ② 点検整備が行われない状態で長期間使用によるオイルシール劣化が主因と考えられるグリス流出またはグリス消耗による潤滑不良
  - グリスがなくなると、ベアリングには瞬間的な金属接触が発生して、焼き付き、破損が発生する。

### 3) ユーザーへの注意喚起に係るポイント

- 上記を踏まえ、以下のとおりユーザーへの提言のポイントをまとめた。

#### 【ユーザーへの注意喚起のポイント】

- ① 適切な定期点検を実施することにより、オイルシール周りの錆の有無、異音の有無のチェック等が必要となる。
- ② 分割型ベアリングは、定期点検により適切にグリスの補充や交換等の整備を実施する必要がある。
- ③ 日常点検や走行時に、ABS警告灯の点灯、車軸まわりの異音やガタ、ハンドルの違和感などがみられた場合はホイール・ベアリング関連の異常が発生する前兆現象の可能性はある。これらの前兆現象を放置すると、車軸や車輪周りに種々の不具合が発生し、車輪脱落、走行不能の原因となり、最悪の場合にはホイール・ベアリングが焼き付き、車両火災に至る恐れがある。加えて、ブレーキ失陥等の重大な故障が発生する可能性もあるため、速やかに点検整備の実施が必要である。

表1 車両故障に起因する火災事故件数の状況（平成22年度）

車両的要因（整備不良）	件数
制動装置不良	26
タイヤ不良	18
原動機不良（速度抑制装置を除く）	11
<b>車輪・車軸不良</b>	<b>10</b>
電気装置不良	10
燃料装置不良	5
緩衝装置	2
動力伝達装置	2
ばい煙等の発散防止装置	1
その他	9
合計	94

表2 車輪・車軸不良に起因する火災事故件数の推移

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	9	10	11	8	12

※表 1 及び表 2 は自動車事故報告規則に基づき報告された件数からの統計データ

表3 代表的なホイール・ベアリングの仕様

装置名	構造分類	整備の要否	主な適用例	構成部品	機能
走行装置 車軸	分割型	定期的にグ リス交換等 が必要	大型貨物自動 車、バス、中型 貨物自動車等	ベアリング(インナー、 アウター) 分割型	回転軸受
				ベアリンググリス	潤滑
				オイルシール	防塵、防水
				ハブ及び車軸	回転軸保持
	一体型	グリス交換 等は不要	乗用車(軽自動 車含む)、小型 貨物自動車等	ベアリング(インナー、 アウター) 一体型	回転軸受
				ベアリンググリス	潤滑
				オイルシール	防塵、防水
				ハブ及び車軸	回転軸保持

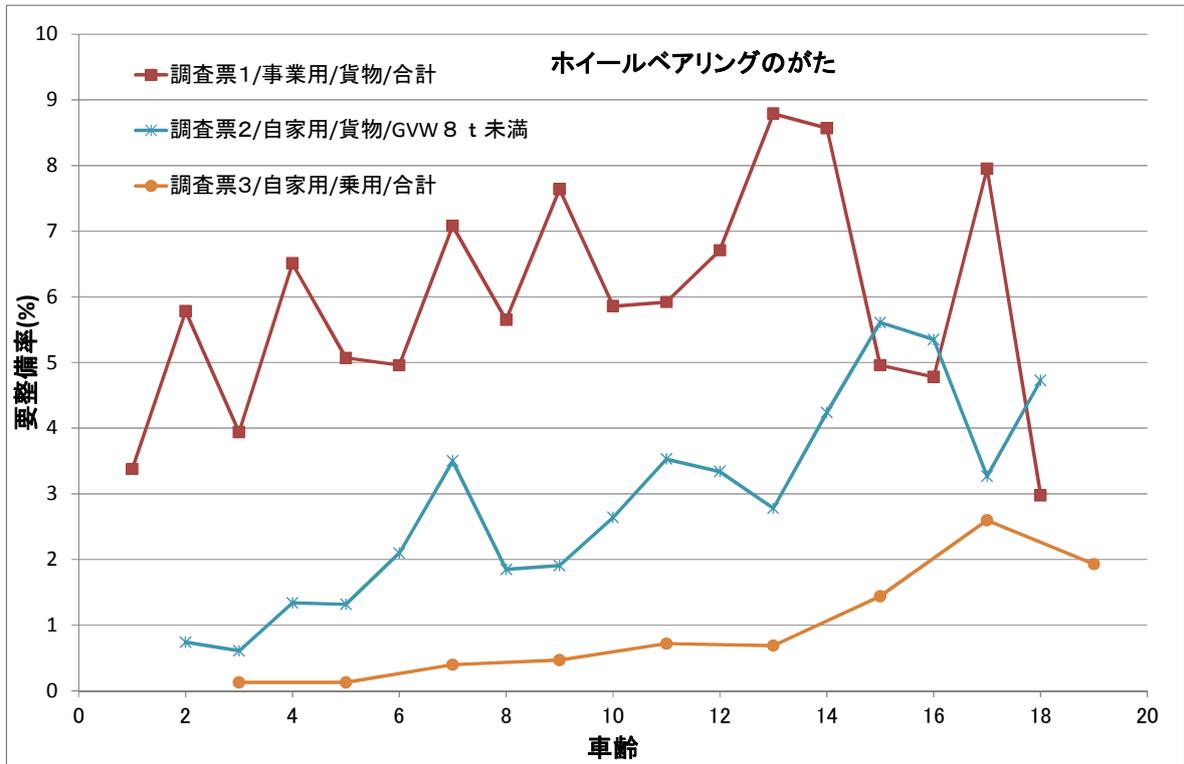


図1 車種別の要整備率（22年度調査、ホイール・ベアリングのがた）

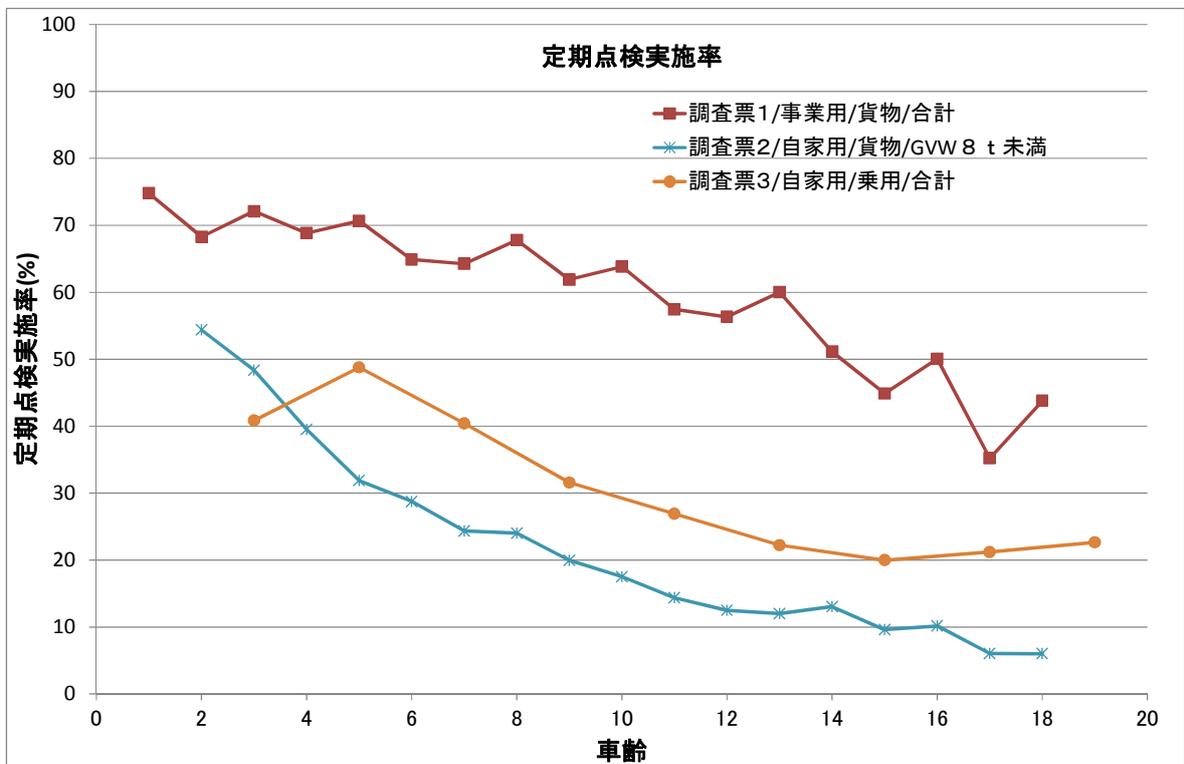


図2 車種別の定期点検実施率（22年度調査）

※「整備前点検結果についての実態調査」とは

指定整備工場に継続検査のため入庫した自動車の走行距離、車齢、要整備箇所（制動装置、走行装置等 自動車点検基準の項目）を調査しており、平成22年度の調査では、全国で約10万台の自動車（うち自家用乗用車は約5万台）を調査。本調査は、国土交通省が実施している。

※「要整備率」とは

特定の点検項目について、保安基準に不適合であること又は保安基準に不適合になるおそれがあることが確認された割合。

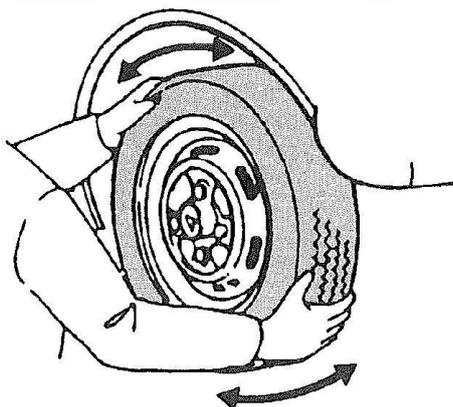
※「定期点検実施率」とは

実施すべき中間点検（車検と車検の間に行うこととなっている定期点検）のうち、実施していることが確認された割合。

（参考）「ホイール・ベアリングのがた」の定期点検整備とは

◆ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。

・タイヤの上下に手をかけて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかを点検します。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなく、ホイール・ベアリングのがたとなります。）



ホイール・ベアリングのがたの点検

- ① ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検します。
- ② 必要がある場合には、ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗、損傷及び泥水などの浸入がないかを点検します。

## (2) スタッドレスタイヤは4輪全てに装着して下さい！！

平成27年2月4日

自動車局審査・リコール課

スタッドレスタイヤは4輪全てに装着して下さい！！

～実験映像を公開いたしました～

雪道でスタッドレスタイヤ（雪道用タイヤ）等の滑り止め措置を施していても、滑りやすいために十分に注意して走行することが重要です。また、駆動輪にのみスタッドレスタイヤを装着するなど、4輪全てに同じ性能のスタッドレスタイヤを装着していない場合は、いつもどおり加速するのに、曲がれない・止まれないという危険な状態となることがあります。

このため、雪道をスタッドレスタイヤで走行する際は、4輪全てにスタッドレスタイヤを装着し、安全運転に心がけて下さい。

なお、国土交通省では、スタッドレスタイヤの誤った使用方法により発生する危険な状態の例について、ビデオを作成いたしましたので、ご活用下さい。

### 1. スタッドレスタイヤを使用する際の注意点

- ① スタッドレスタイヤは、全車輪に装着することが基本となっており、一部のタイヤのみに装着した場合は、車両の挙動が安定しないなど、十分な滑り止め効果が得られません。スタッドレスタイヤは全車輪に装着しましょう。
- ② スタッドレスタイヤを過信せず、スタッドレスタイヤを装着しても、乾燥路面と比べると非常にスリッピーしやすいことを十分認識し、以下の点に注意して運転を行いましょう。
  - (ア) 制限速度にかかわらず速度を十分落とし、車間距離を十分とって運転しましょう。
  - (イ) 横滑りを起こすことがありますので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重にしましょう。急発進、急ブレーキ、急ハンドルは絶対にやめましょう。

### 2. 映像公表ページへのリンク

○国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

※自動車のリコール・不具合情報 (<http://www.mlit.go.jp/RJ>) のトップにリンクを掲載しています。

### 3. 参考情報

○積雪時の事故を防止するために！！（自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト内）

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety\\_sub/carsafety021.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety021.html)